



第2期 大分市民のこころといのちを守る  
**自殺対策行動計画**

大分市

# はじめに



我が国において、1998（平成10）年に3万人を超えた全国の自殺者数は、様々な取組の結果、2010（平成22）年以降減少傾向となりましたが、2020（令和2）年に国内で最初に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、現在も全国の自殺者数は2万人を超えており、依然として深刻な状況にあります。

本市の自殺者数も全国と同様に、2019（令和元）年までは減少傾向でしたが、2020（令和2）年以降は増減を繰り返しており、毎年70名前後の尊い市民の命が失われています。

このような状況の中、本市では、2015（平成27）年に「大分市民のこころといのちを守る条例」を制定し、その翌年には「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定することで、関係機関や関係団体、そして市民の皆様一人ひとりと連携しながら、自殺対策を推進してまいりました。

自殺の背景には、精神保健上の問題のほか、過労、生活困窮、育児疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる死」と言われています。そのため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やすことで、社会全体の自殺のリスクを低下させることが重要であり、幅広い分野の事業や取組に自殺対策の視点を採り入れ、「生きることの包括的な支援」を充実させていくことが必要です。

この度策定しました「第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」では、「市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市～市民一人ひとりが、心身共に健康で、みんなで助け合い、心かようまちをめざして～」という基本理念のもと、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民の皆様をはじめ、国や県、関係機関等と連携しながら、総合的に自殺対策に取り組むこととしておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたりご尽力を賜りました「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

2025（令和7）年3月

大分市長 足立 信也

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 計画の背景と趣旨             | 1 |
| 2 計画の位置付け              | 2 |
| 3 計画の期間                | 2 |
| 4 自殺対策と持続可能な開発目標（SDGs） | 3 |

## 第2章 大分市における自殺の現状

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 統計からみる大分市の現状         | 4  |
| 2 こころの健康に関する大分市民意識調査結果 | 14 |

## 第3章 これまでの取組と評価

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 数値目標の達成状況               | 25 |
| 2 取組の実施状況ならびに指標別進捗状況による評価 | 26 |
| 3 本市の自殺対策における課題           | 30 |

## 第4章 計画の基本的な考え方

|        |    |
|--------|----|
| 1 基本理念 | 32 |
| 2 基本認識 | 32 |
| 3 数値目標 | 34 |
| 4 評価指標 | 35 |
| 5 施策体系 | 36 |

## 第5章 自殺対策における取組

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 重点施策                           |    |
| （1）地域におけるネットワークの強化               | 38 |
| （2）自殺対策を支える人材の育成                 | 39 |
| （3）市民に対する自殺予防啓発と自殺対策に関する正しい知識の周知 | 40 |
| （4）自殺未遂者等への支援の充実                 | 41 |
| （5）自死遺族等への支援                     | 41 |
| （6）児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する取組の実施   | 42 |
| （7）ライフステージや属性・状況に応じた支援           | 43 |
| （8）生きることの促進要因への支援                | 46 |
| 2 生きることを支える支援関連施策                | 47 |

## 第6章 計画の推進体制

|           |    |
|-----------|----|
| 1 推進体制    | 50 |
| 2 計画の進行管理 | 50 |

## 資料編

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| ● 推進体制を支える関係機関・関係団体の取組                   | 53 |
| ● 各種相談窓口一覧                               | 64 |
| ● 自殺対策基本法                                | 65 |
| ● 自殺総合対策大綱（概要）                           | 69 |
| ● 大分市民のこころといのちを守る条例                      | 70 |
| ● 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会設置要綱   | 72 |
| ● 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会委員名簿   | 73 |
| ● 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会設置要綱     | 74 |
| ● 計画策定に係る検討経過                            | 76 |
| ● 「こころの健康についての大分市民意識」（2023（令和5）年実施分）について | 77 |

### 「年号」の標記について

この計画において年号を使用する場合は、原則「西暦」と「和暦」を併記しています。

ただし、統計データなどを引用しているものについては、この限りではありません。

（例）令和5年の場合

2023（令和5）年、2023（R5）



大分市自殺対策推進キャラクター

本市では、インターネットで「みまもんきー」と検索すると、市ホームページにて、様々な悩みに関する相談窓口一覧を掲載しています。

また、市内の公共施設等のトイレに下記ステッカーを貼り、相談窓口の啓発に努めています。



# 第1章 | 計画の基本的事項

## ① 計画の背景と趣旨

我が国において、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、2006（平成18）年に自殺対策基本法が施行されて以降、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として2万人を超える水準で推移しており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、地域経済の悪化など自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことにより、2020（令和2）年には11年ぶりに前年を上回っており、憂慮すべき状況が続いています。

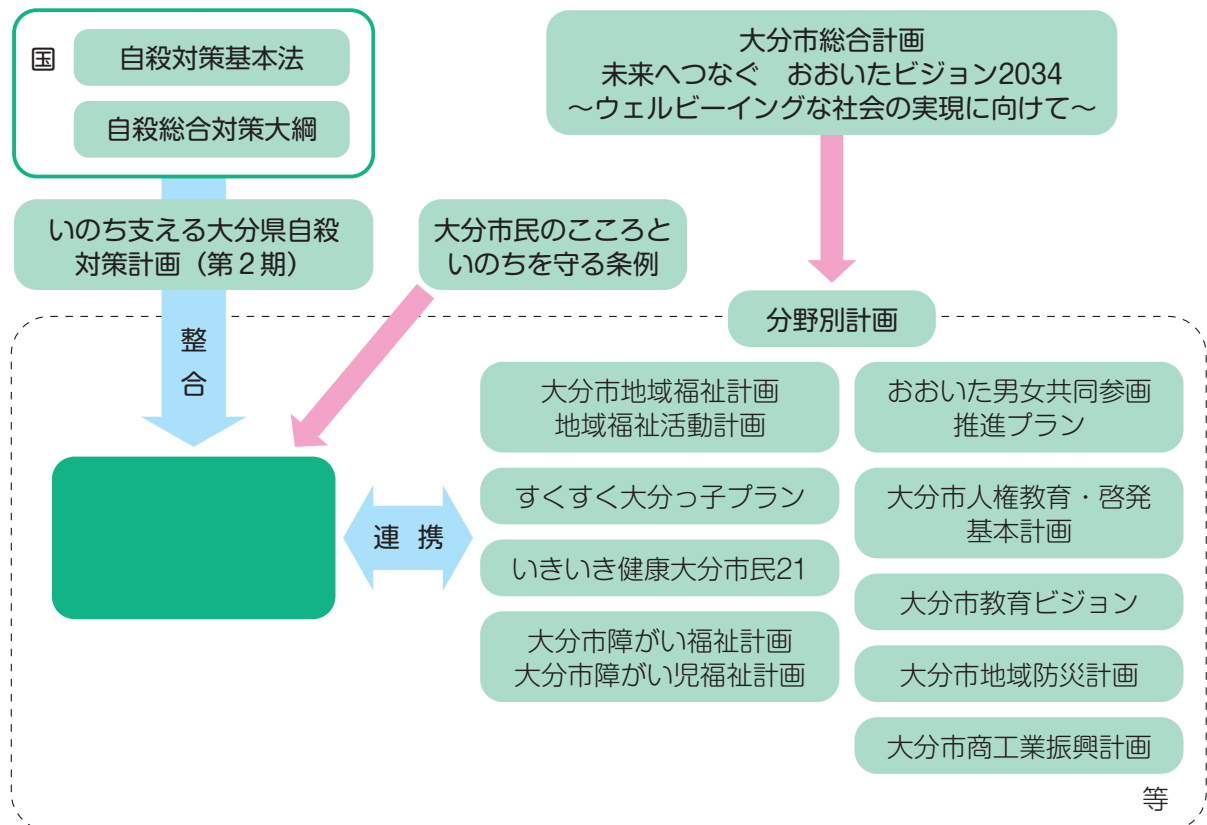
そうした中、2022（令和4）年10月には新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、コロナ禍の自殺の動向も踏まえ、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が求められており、大分県においては、この大綱の内容を踏まえ、2024（令和6）年3月に「いのち支える大分県自殺対策計画（第2期）」を策定しています。

本市におきましては、2015（平成27）年9月に「大分市民のこころといのちを守る条例」を制定し、本条例に基づき、2016（平成28）年12月に「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」、2022（令和4）年3月に「同延長計画」を策定し、関係機関や関係団体と連携を図りながら、9つの施策と関連する109の取組を全庁横断的に推進し、総合的な自殺対策に取り組んできました。

「第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」は、新たな大綱や県の計画と整合性を図るとともに、本市の実情を踏まえながら、2025（令和7）年4月から2031（令和13）年3月までの6年間を計画期間とする、本市における総合的な自殺対策の基本指針として策定いたしました。今後は、『市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市』を基本理念として掲げ、市民、関係機関・関係団体等と連携しながら、様々な自殺対策を着実に推進し、市民一人ひとりが、心身ともに健康で、みんなで助け合い、心かよう大分市の実現を目指します。

## ② 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」及び「大分市民のこころといのちを守る条例」に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえつつ、本市の自殺対策を総合的に推進していくための計画です。市の最上位計画である「大分市総合計画」の分野別計画と位置付け、「いきいき健康大分市民21」をはじめとした医療・保健・福祉分野等の関連計画や、自殺対策に関連ある他の計画との整合性を図るものとします。



## ③ 計画の期間

本計画の期間は2025（令和7）年度から2032（令和12）年度までの6年間とします。ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が見直された場合など、必要に応じて本計画の見直しを行うことといたします。

| 年度  | R1<br>(2019)                             | R2<br>(2020) | R3<br>(2021) | R4<br>(2022)                                | R5<br>(2023) | R6<br>(2024)                          | R7<br>(2025)                               | R8<br>(2026) | R9<br>(2027)          | R10<br>(2028) | R11<br>(2029) | R12<br>(2030) |
|-----|------------------------------------------|--------------|--------------|---------------------------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 国   | 自殺総合対策大綱<br>(H29閣議決定)                    |              |              | 自殺総合対策大綱 (R4閣議決定)                           |              |                                       |                                            |              | 自殺総合対策大綱<br>(R9見直し予定) |               |               |               |
| 大分県 | いのち支える大分県自殺対策計画<br>(H30年度～R5年度)          |              |              |                                             |              | いのち支える大分県自殺対策計画 (第2期)<br>(R6年度～R11年度) |                                            |              |                       |               |               | 第3期           |
| 大分市 | 大分市民のこころといのちを守る自殺<br>対策行動計画 (H29年度～R3年度) |              |              | 大分市民のこころといのちを守る自殺対<br>策行動計画延長計画 (R4年度～R6年度) |              |                                       | 第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画<br>(R7年度～R12年度) |              |                       |               |               |               |

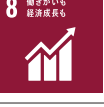
## 4 自殺対策と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）は、「2030（令和12）年までに私たちの社会をもっとよくしていく」ことを目指して、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標、行動計画のことで、17の大きな目標と169のターゲットから構成されています。

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、本計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

本計画と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりとなっています。

|                                                                                     |       |                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------|
|    | 貧困    | 【目標1】 貧困をなくそう             |
|   | 飢餓    | 【目標2】 飢餓をゼロに              |
|  | 保健    | 【目標3】 すべての人に健康と福祉を        |
|  | 教育    | 【目標4】 質の高い教育をみんなに         |
|  | ジェンダー | 【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう       |
|  | 成長・雇用 | 【目標8】 働きがいも 経済成長も         |
|  | 不平等   | 【目標10】 人や国の不平等をなくそう       |
|  | 都市    | 【目標11】 住み続けられるまちづくりを      |
|  | 平和    | 【目標16】 平和と公正をすべての人に       |
|  | 実施手段  | 【目標17】 パートナリーシップで目標を達成しよう |

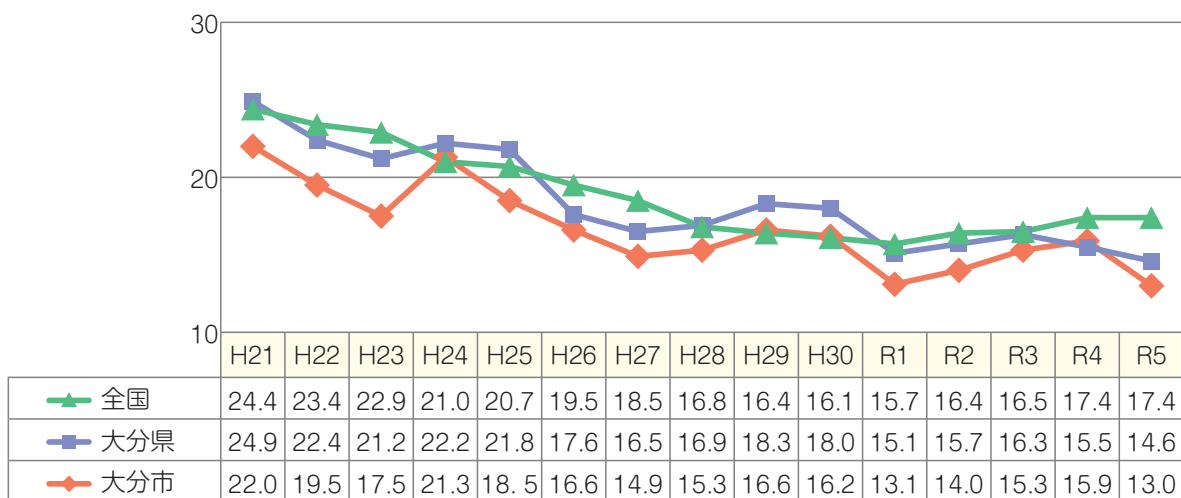
## 第2章 | 大分市における自殺の現状

### 1 統計からみる大分市の現状

#### (1) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全国、大分県と比較して低い傾向にあります。2023（令和5）年には自殺死亡率が13.0となり、2009（平成21）年以降最も低くなっています。

図1 自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移（2009（H21）～2023（R5））

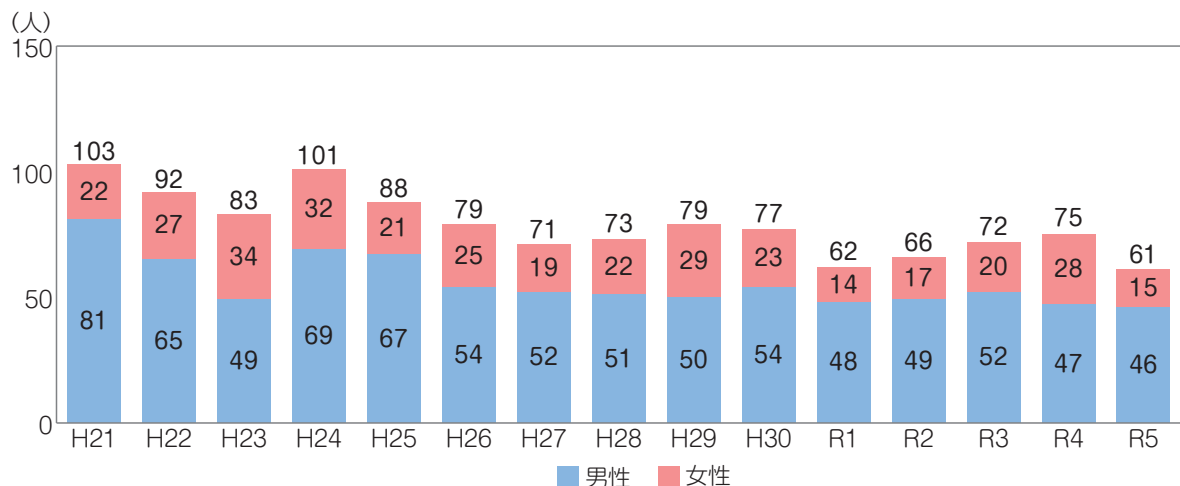


出典：厚生労働省「人口動態統計」を基に大分市作成

#### (2) 自殺者数の推移

本市の自殺者は、2009（平成21）年以降増減を繰り返しており、2023（令和5）年は最も少ない61人となっています。

図2 自殺者数の推移（2009（H21）～2023（R5））

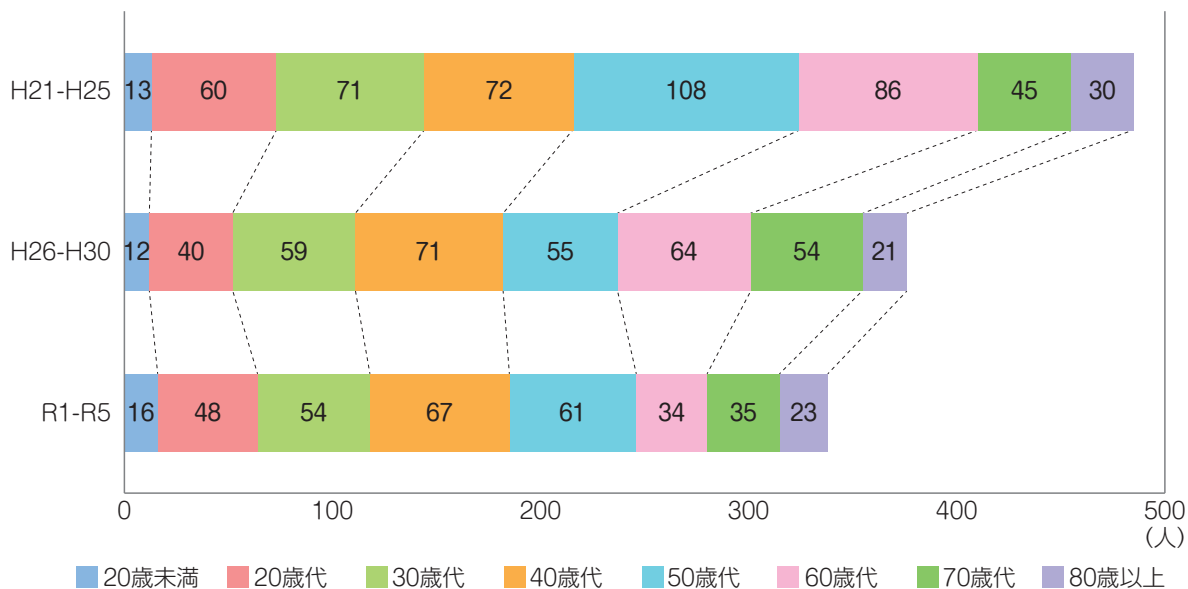


出典：厚生労働省「人口動態統計」を基に大分市作成

### (3) 自殺者の年代別自殺者数

年代別の自殺者数を2009（平成21）年から5年毎に集計したデータでみると、自殺者数は減少傾向にあり、特に50歳代、60歳代の自殺者数が大きく減少しています。

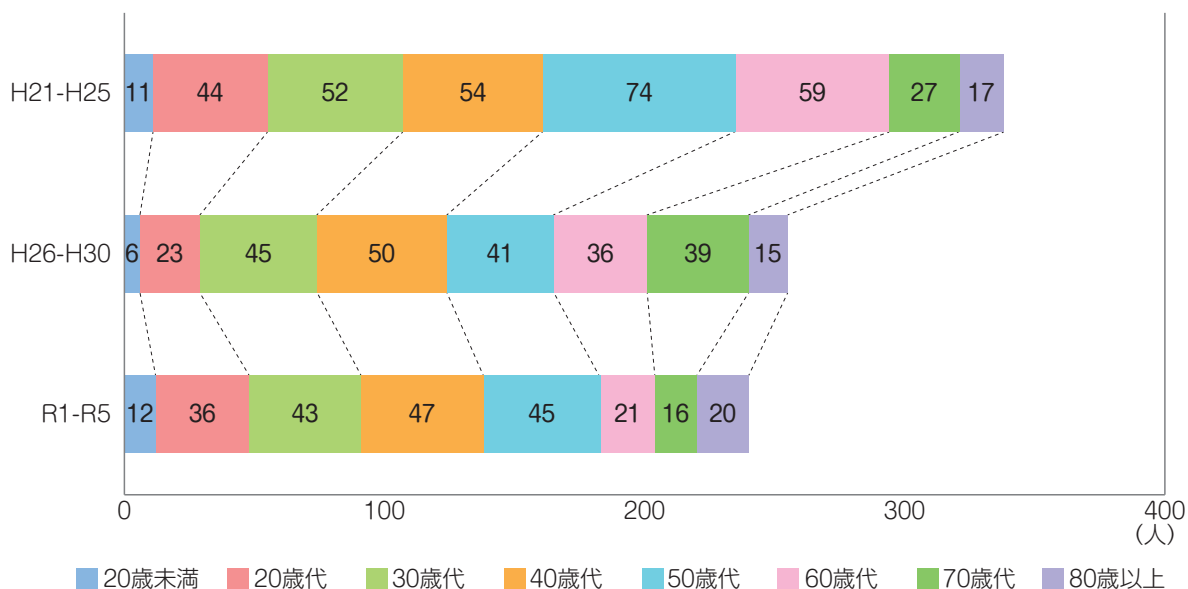
図3-1 自殺者の年代別内訳（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

男性は、50歳代、60歳代の自殺者数が大きく減少しています。

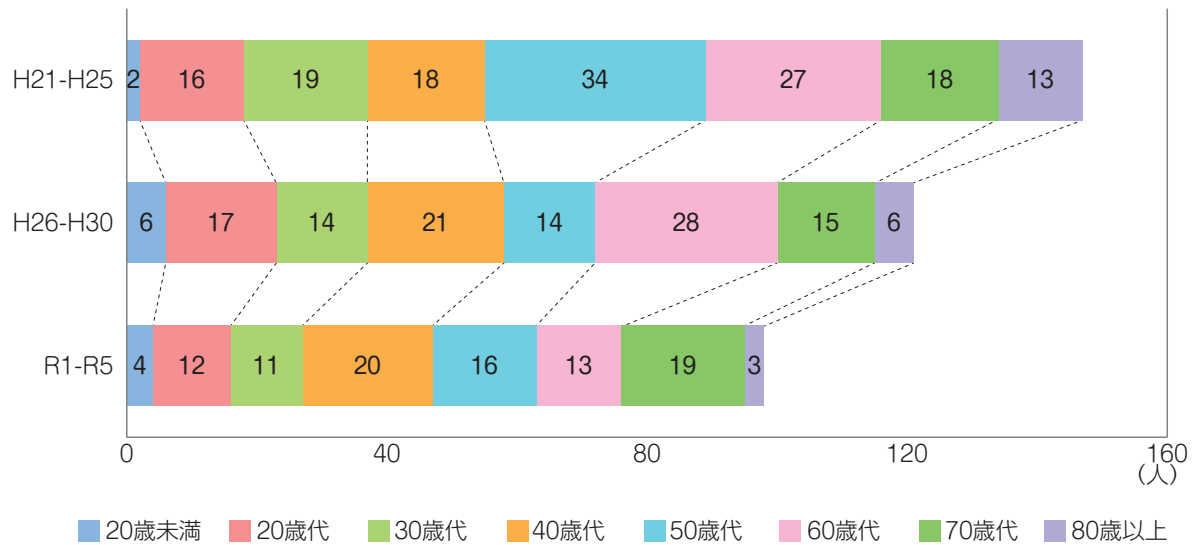
図3-2 自殺者の性・年代別内訳（男性）（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

女性も男性と同様に、50歳代、60歳代の自殺者数が大きく減少しています。

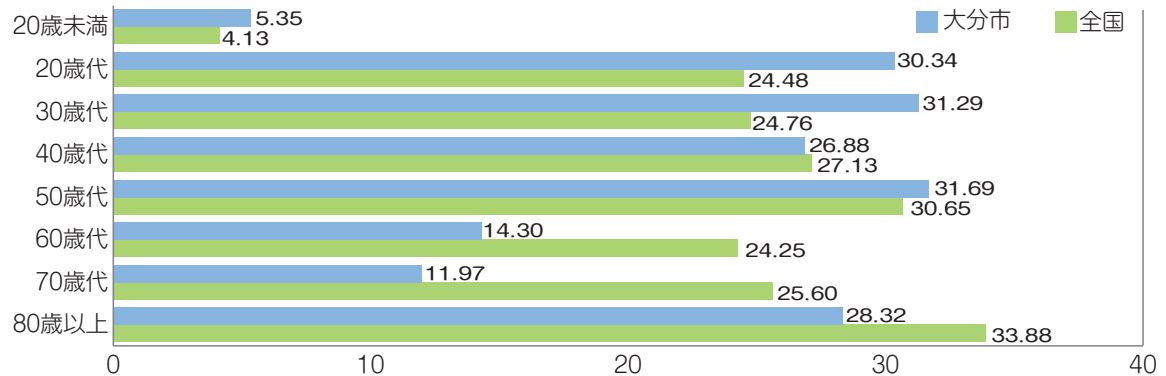
図3-3 自殺者の性・年代別内訳（女性）（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

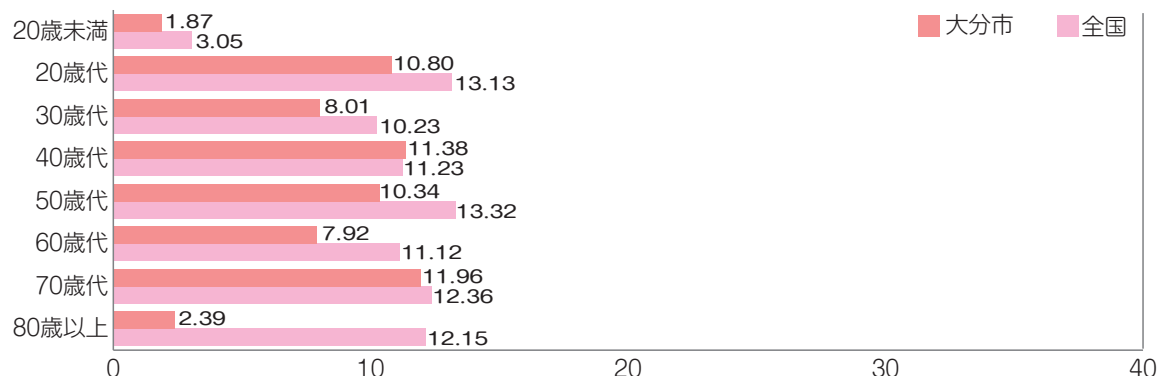
性・年代別の自殺死亡率を全国と比較すると、特に男性の20歳代、30歳代が全国を上回っています。女性は全国と比較しても大きな差はありません。

図4-1 性・年代別の平均自殺死亡率（大分市・全国）（男性）（2019（R1）～2023（R5））



出典：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2024（大分市）」を基に大分市作成

図4-2 性・年代別の平均自殺死亡率（大分市・全国）（女性）（2019（R1）～2023（R5））

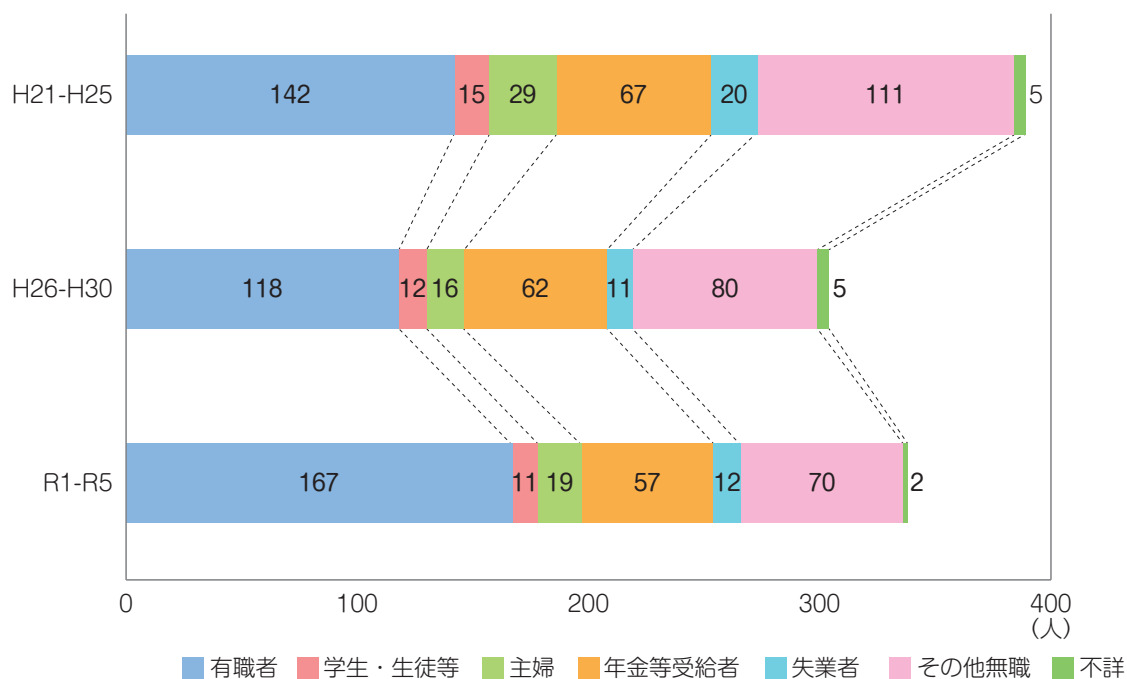


出典：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2024（大分市）」を基に大分市作成

## (4) 職業別自殺者数

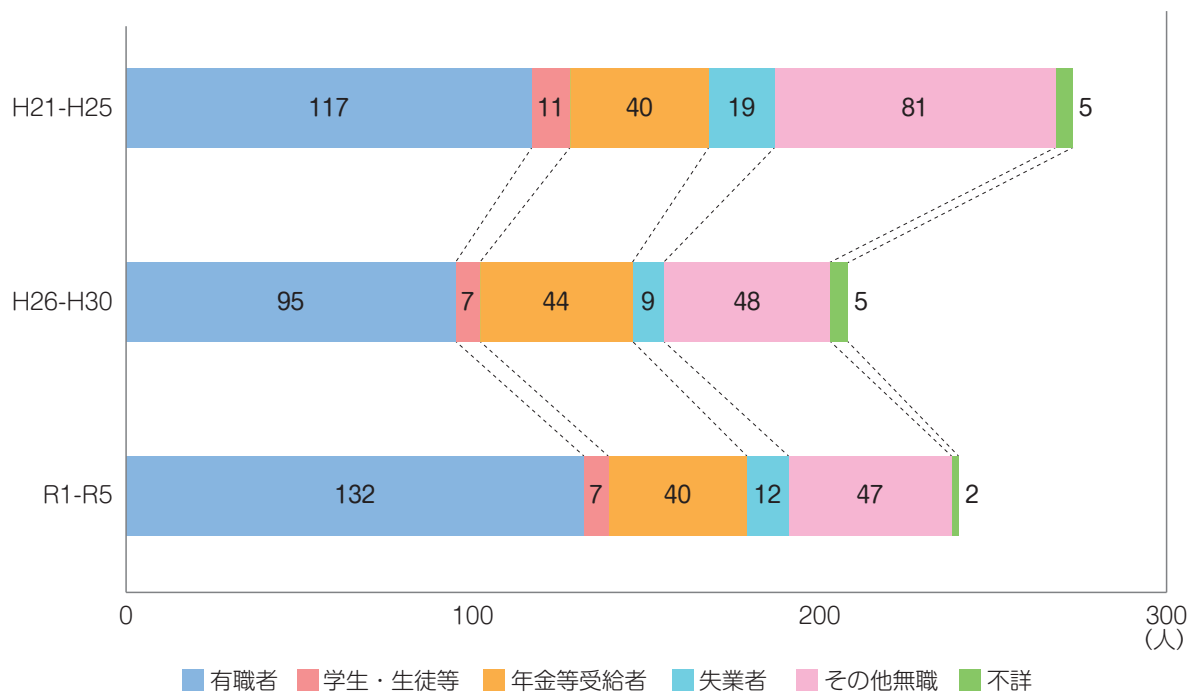
有職者の自殺者が多く、次いでその他無職者、年金等受給者となっています。

図5-1 職業別自殺者数推移（2009（H21）～2023（R5））



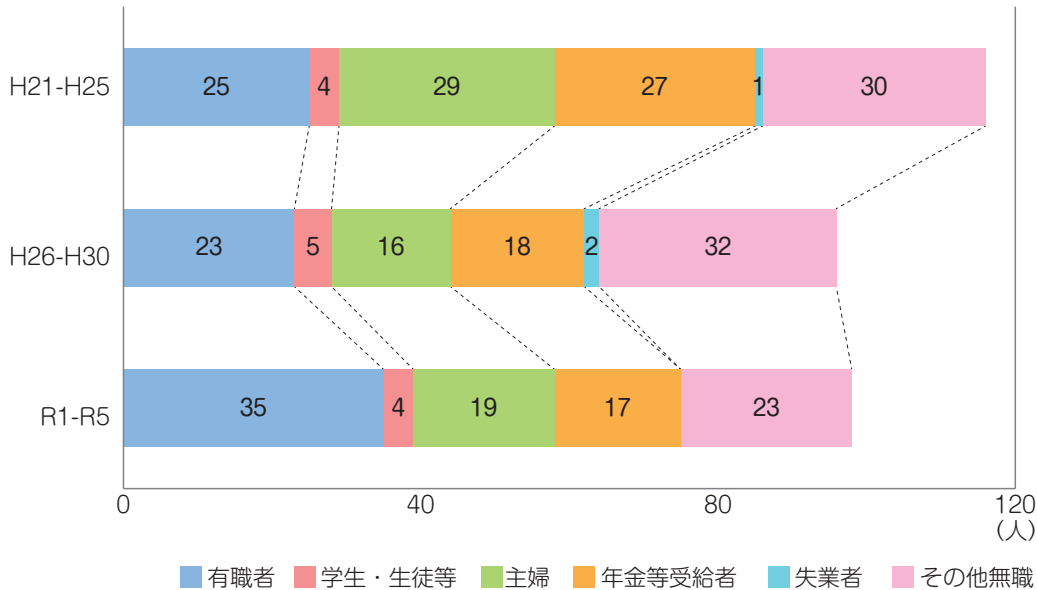
男性は、有職者が一番多く、次いでその他無職者、年金等受給者となっています。

図5-2 職業別自殺者数推移（男性）（2009（H21）～2023（R5））



女性は有職者、その他無職者が多く、次いで主婦、年金等受給者となっています。

図5-3 職業別自殺者数推移（女性）（2009（H21）～2023（R5））



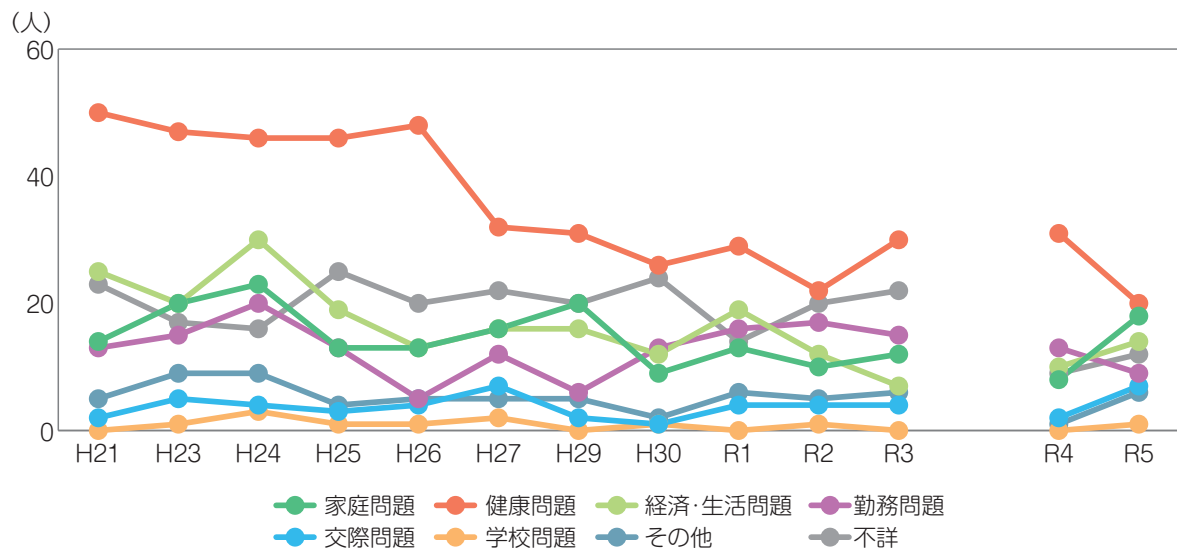
出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

### （5）原因・動機別自殺者数

原因・動機別では、健康問題が一番多く、次いで年次によって差はありますが経済・生活問題や家庭問題が多くなっています。

自殺の原因や動機が不明な方も一定数います。

図6-1 原因・動機別自殺者数（2009（H21）～2023（R5））

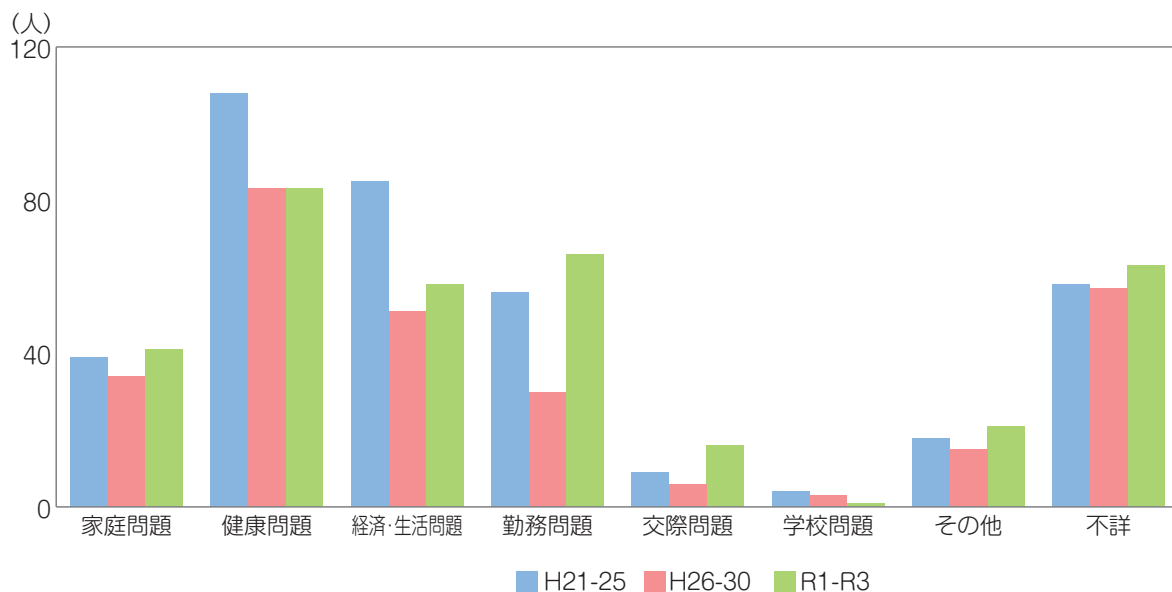


出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成  
※2010（H22）、2016（H28）については、原因・動機別自殺者数の大分市分は公表なし

※2021（令和3）年までは、遺言等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていましたが、2022（令和4）年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能となりました。そのため単純に比較することができないことから、分けて記載しています。

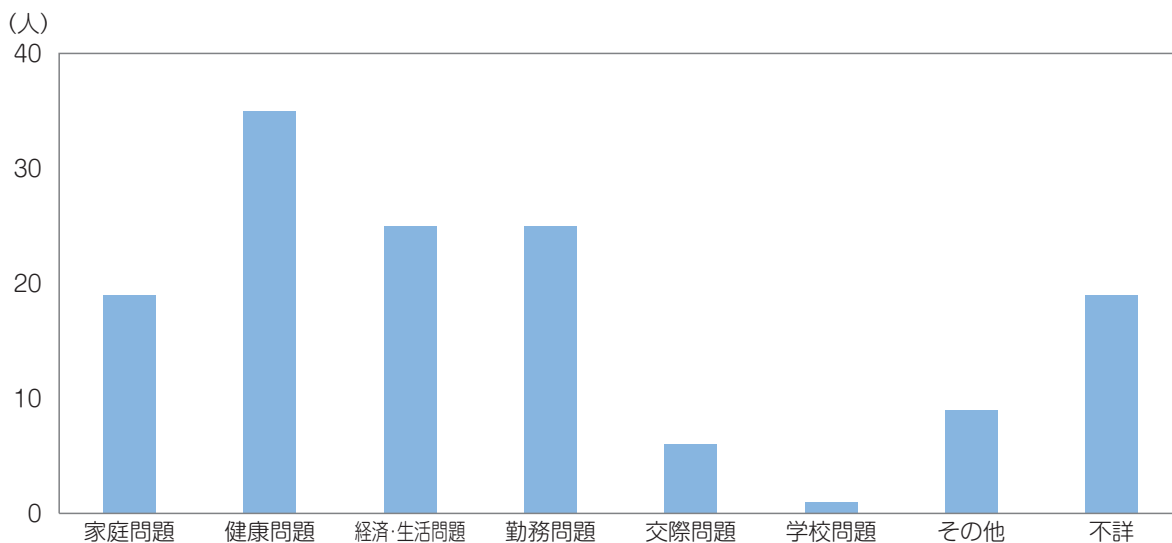
男性は、健康問題が一番多く、次いで経済・生活問題、勤務問題が多くなっています。

図6-2 原因・動機別自殺者数（男性）（2009（H21）～2021（R3））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

図6-3 原因・動機別自殺者数（男性）（2022（R4）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

### 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

#### 1 調査対象の違い

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

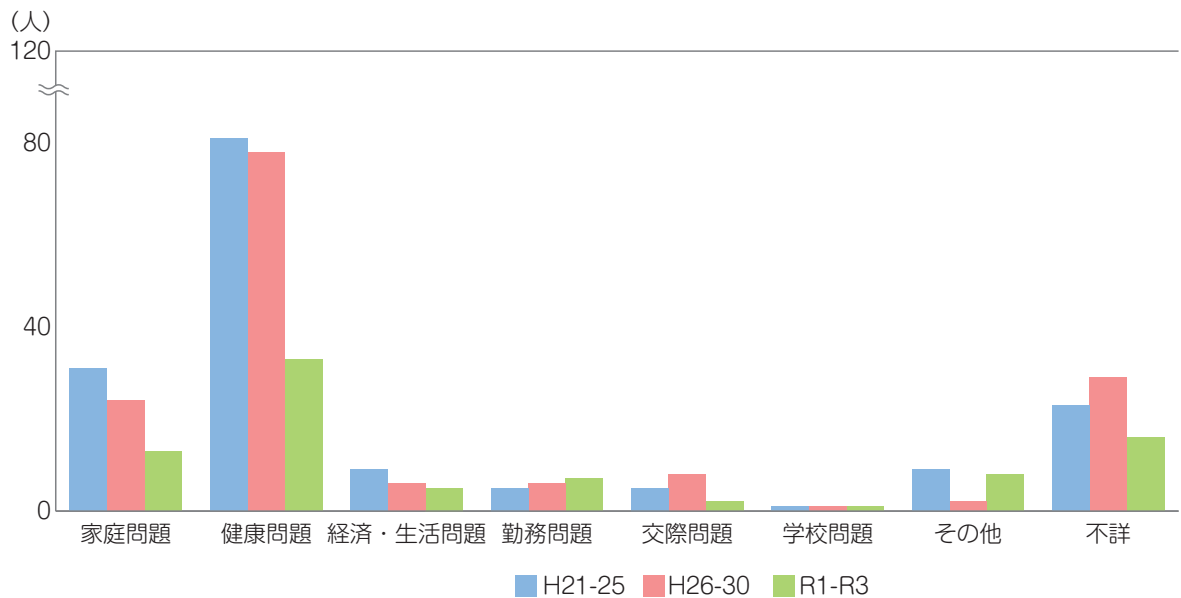
#### 2 調査時点の違い

厚生労働省の人口動態統計は、住所地をもとに死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地をもとに自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

※本計画では、厚生労働省の「人口動態統計」と、警察庁の「自殺統計」に基づき厚生労働省が作成した「地域における自殺の基礎資料」を使用しています。

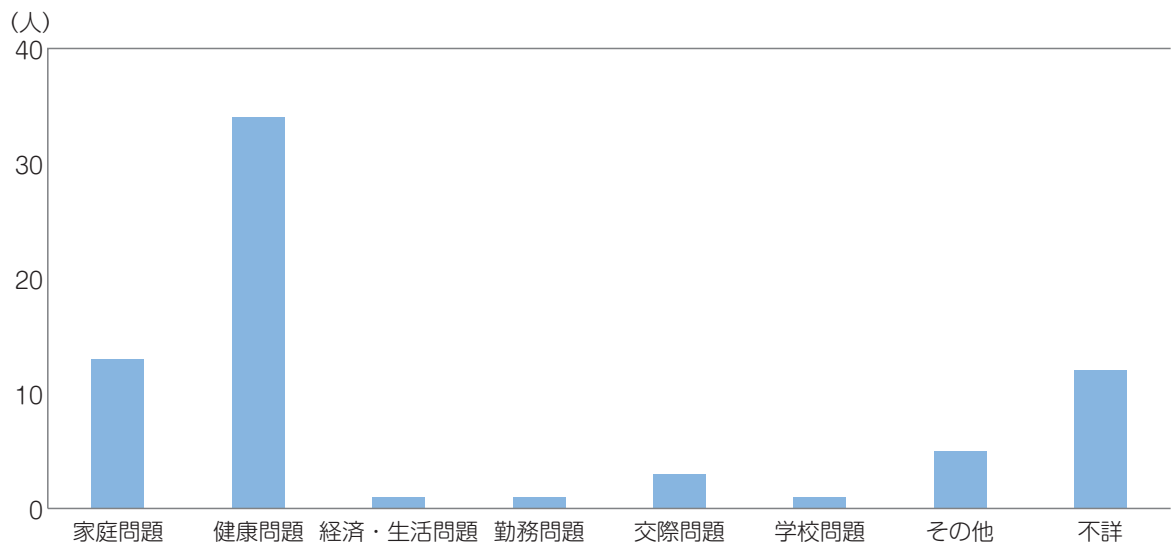
女性は、健康問題が一番多く、次いで家庭問題となっています。

図6-4 原因・動機別自殺者数（女性）（2009（H21）～2021（R3））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

図6-5 原因・動機別自殺者数（女性）（2022（R4）～2023（R5））

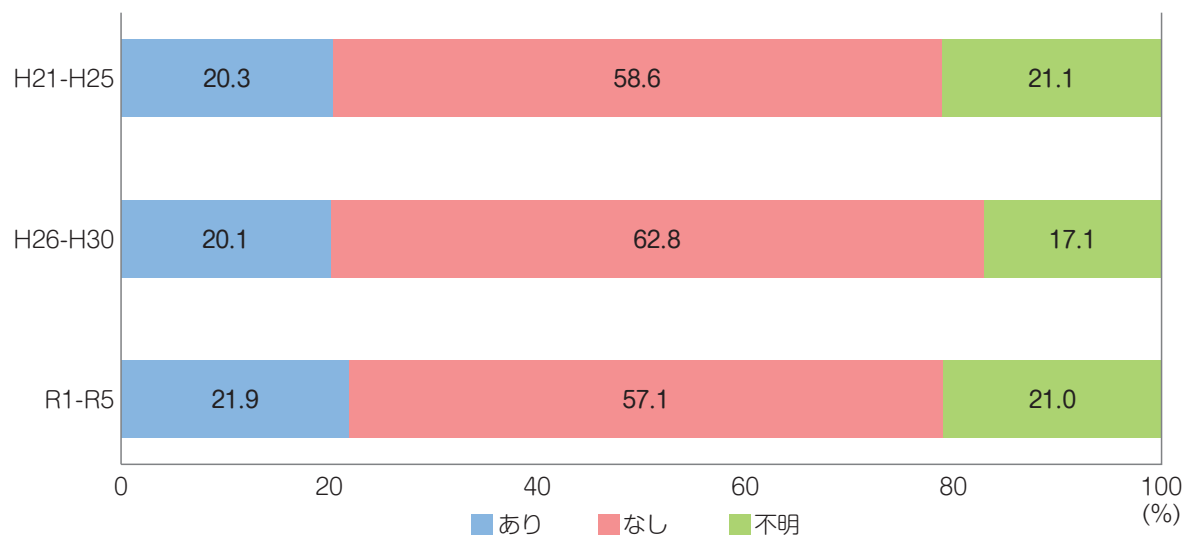


出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

## (6) 自殺未遂歴の有無

自殺した人の約20%に自殺未遂歴があります。過去15年間でその割合に大きな変化はありません。

図7-1 全体の自殺未遂歴の有無（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

男女別で自殺未遂歴の有無を比較すると、女性の方が自殺未遂歴のある方が多くなっています。

図7-2 男性の自殺未遂歴の有無  
（2009（H21）～2023（R5））

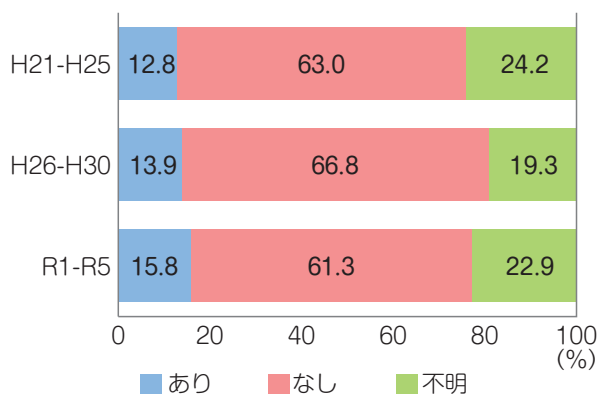
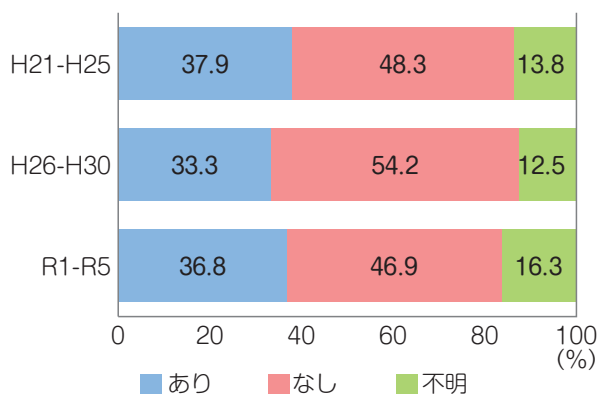


図7-3 女性の自殺未遂歴の有無  
（2009（H21）～2023（R5））



出典：警察庁統計 自殺日/住居地（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）を基に大分市作成

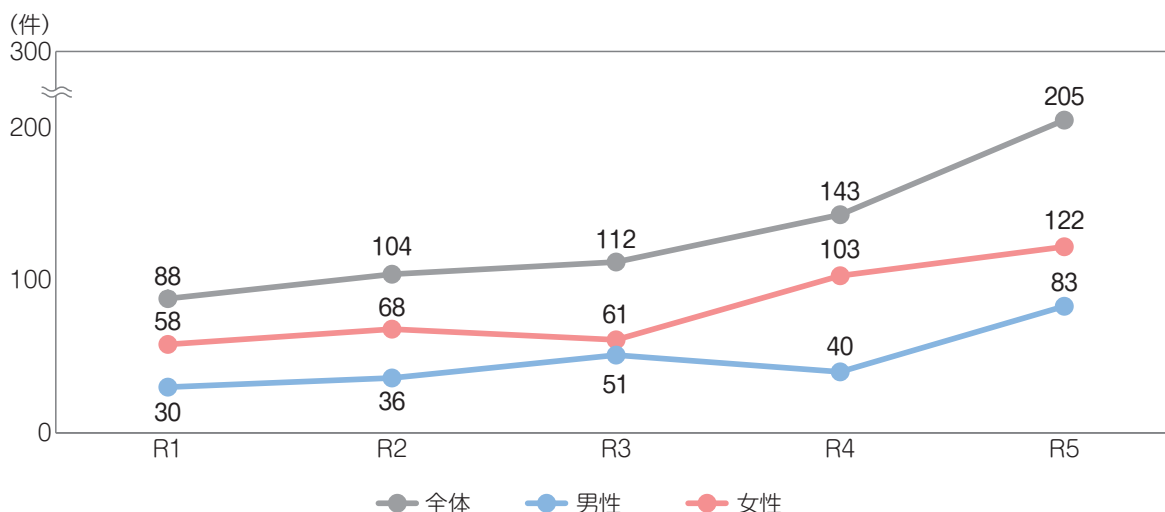
## (7) 自殺企図連絡件数統計

本市では、大分県が実施している再度の自殺企図を防ぐことを目的とした「自殺企図連絡システム」により、県内の警察署と連携して自殺企図者等の支援をしています。

### ① 自殺企図連絡件数の推移

年度ごとに対応件数は増加しており、2023（令和5）年度は200件を超えています。

図8 自殺企図連絡件数の推移（2019（R1）～2023（R5））

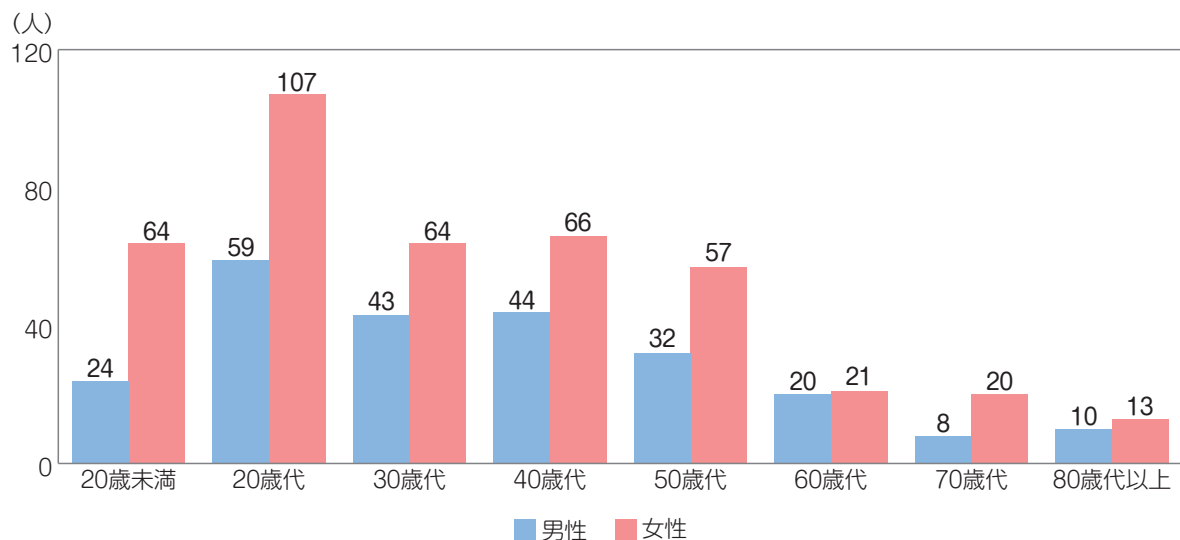


### ② 性・年代別統計

性・年代別でみると、男性、女性ともに50歳までの世代が多く、なかでも20歳代が一番多くなっています。

また、男女で比較すると、どの年代も女性が男性を上回っています。

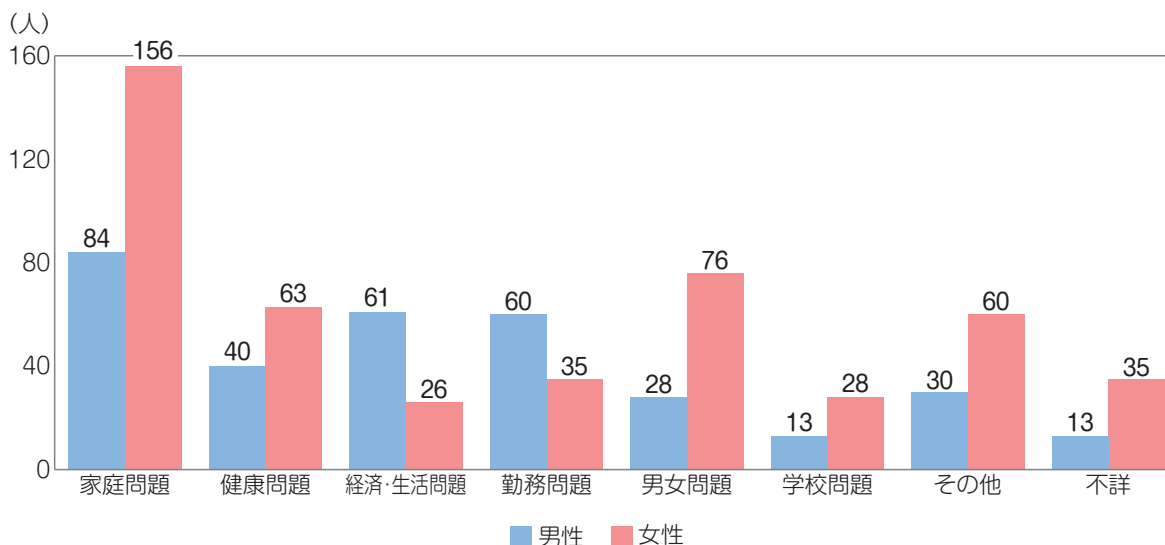
図9 性・年代別統計（2019（R1）～2023（R5））



### ③ 原因・動機別統計

男女とも家庭問題が一番多くなっています。次いで、男性は経済・生活問題、勤務問題が多くなっています。女性は男女問題、健康問題の順に多くなっています。

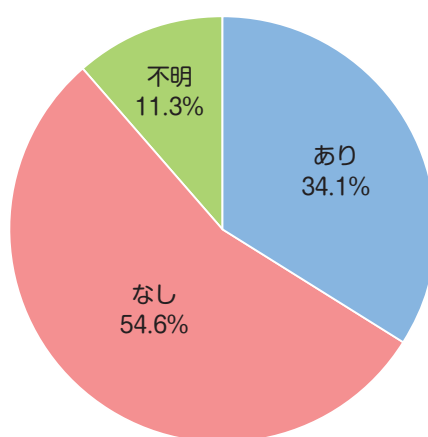
図10 企図連絡者の原因・動機別統計（2019（R1）～2023（R5））（複数回答あり）



### ④ 企図歴の有無

企図連絡のあった方のうち、過去にも企図歴のある方が30%超えることから、企図行為を繰り返している方が一定数いることが分かります。

図11 自殺企図者の企図歴（2019（R1）～2023（R5））



### 自殺、自死、自殺念慮、自殺企図などの用語について

医学用語・法律用語では自殺ですが、この表現は適切でないという意見がご遺族などの間にあり、自死と言い換える場合があります。（本計画では、遺族支援の分野では「自死」という用語を使っています。）  
自殺したいという思いを抱くことが、自殺念慮です。自殺しようとする行為そのもの（事前の準備行為でなく）を自殺企図といい、その結果死には至らなかった場合が自殺未遂（至った場合が既遂）です。

資料：「自殺対策のための相談の手引き」大分県こころとからだの相談支援センター

※「自殺企図連絡システム」においては、自殺企図を行った方及び企図行為には至っていないが自殺をほめかす言動がみられる方が支援の対象となるため、「自殺企図者」と表記しています。

## ② こころの健康に関する大分市民意識調査結果

自殺対策行動計画策定の基礎資料とするため、市民のこころの健康や自殺に関する意識についてのアンケート調査を行いました。

### (1) 調査の概要

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民3,000人

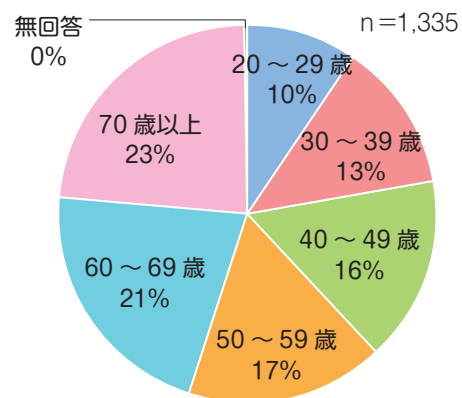
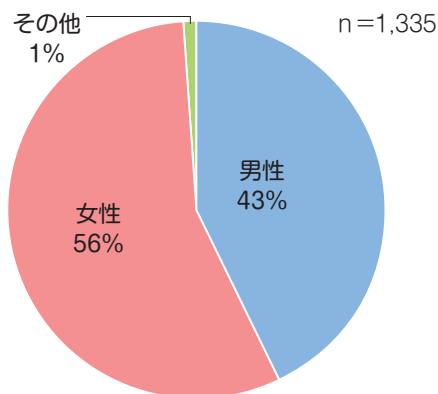
調査方法：郵送による自記式質問紙（無記名）の配布

回答は郵送およびインターネット（Web）によるもの

調査期間：2023（令和5）年7月1日～8月10日

回収率：44.5%（うち郵送84.0%、Web16.0%）

### (2) 回答者について



### (3) 主な調査結果

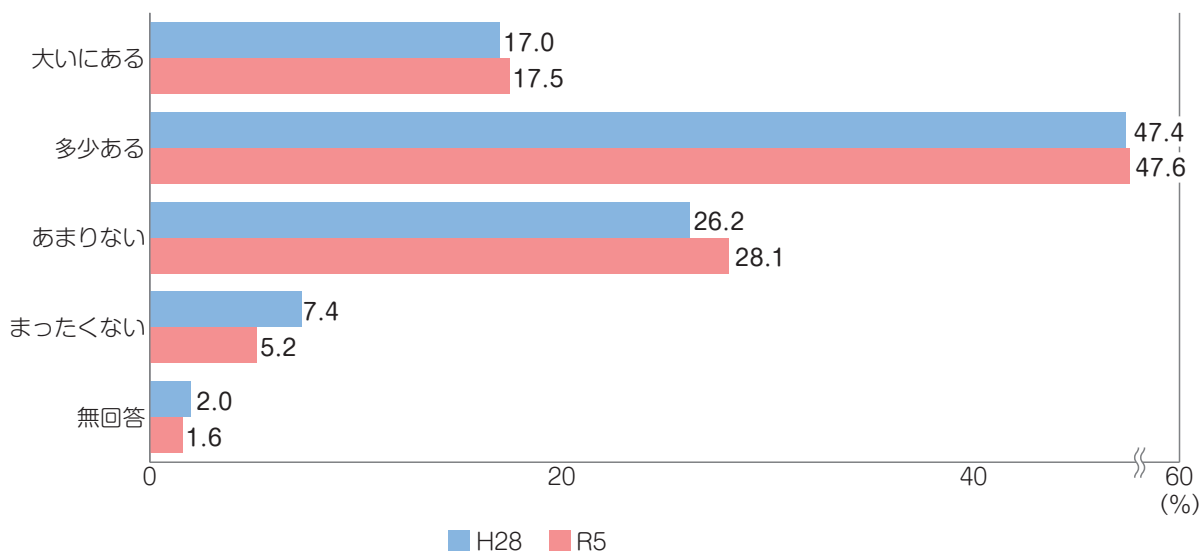
#### 統計データの留意点

- ◆2016（平成28）年にも20歳以上の市民3,000人を対象に、「こころの健康に関する大分市民意識調査」を実施しており、今回の調査において、2016（平成28）年と同じ質問肢にすることで、市民の意識変化についてみています。
- ◆各統計の「n」は、回答者数のことであり、回答はすべて「n」を基数とした割合（%）で表し、小数点第2位を四捨五入しています。そのため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。
- ◆回答の割合（%）は、その設問の回答者数を基数として算出しています。そのため、複数回答が可能な質問は全ての割合を合計すると100%を超える場合があります。

# ① 現在、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じている状況

過去1か月の間における、日常生活で不満や悩み、苦勞やストレスの有無  
「大いにある」「多少ある」と答えた方は、65%前後とあまり変化はありません。

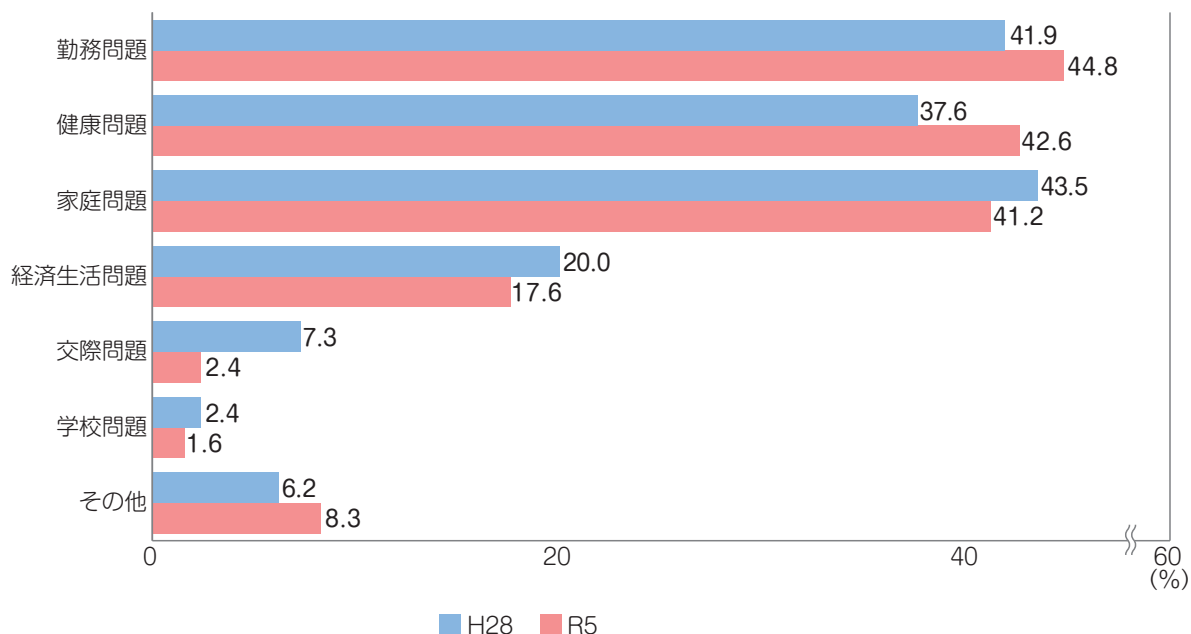
H28 : n=1,444  
R 5 : n=1,335



## ア. 上記で「大いにある」「多少ある」と答えた人の原因の内訳（複数回答）

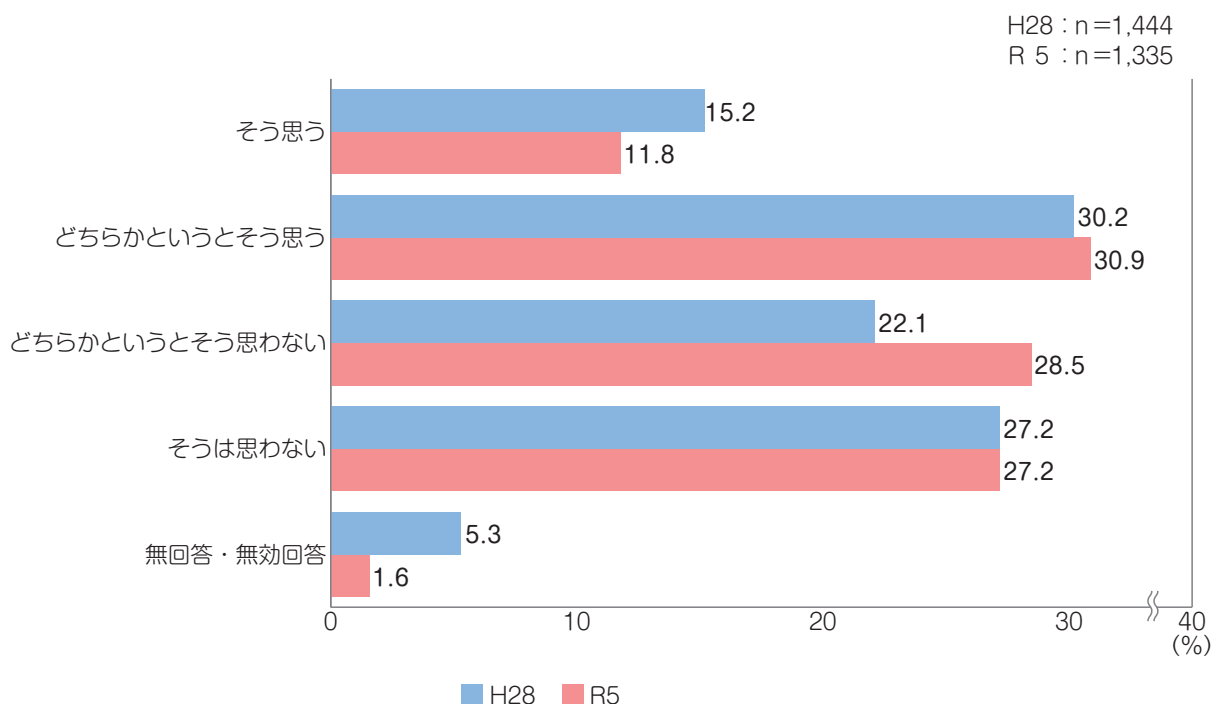
2016（平成28）年、2023（令和5）年の調査ともに「勤務問題」「健康問題」「家庭問題」が多い傾向にあります。2023（令和5）年の調査では、「勤務問題」が一番多くなっています。

H28 : n=930  
R 5 : n=868



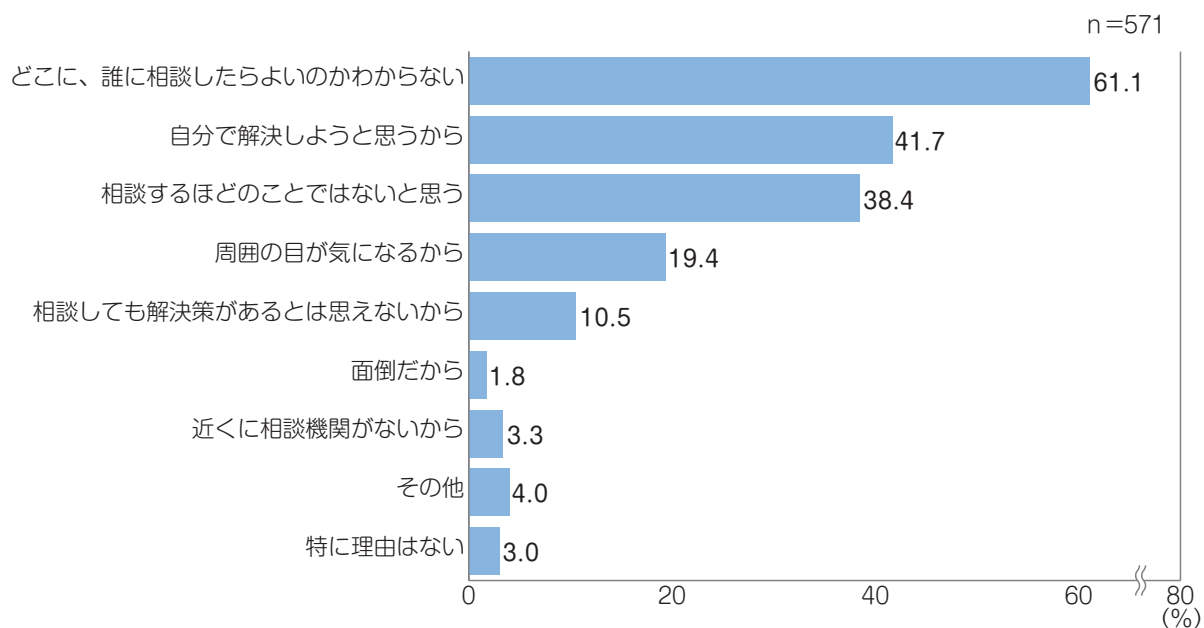
## ② 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか

2016（平成28）年の調査と比較すると、2023（令和5）年の調査では、ためらいを感じる人が減少しています。



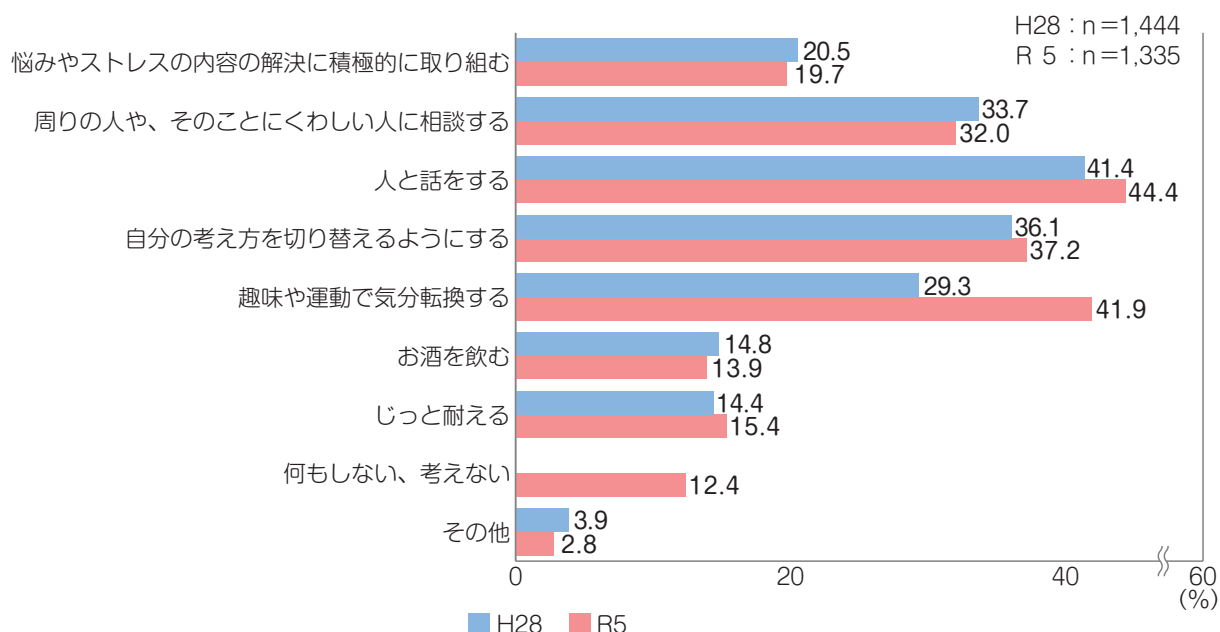
### ア. それはどのような理由からか ※2023（令和5）年のみの質問項目

「相談先がわからない」と回答した人が一番多くなっています。一方で「周囲の目が気になる」「相談しても解決にならない」と回答した人も一定数います。



### ③ 悩みやストレスへの対処方法

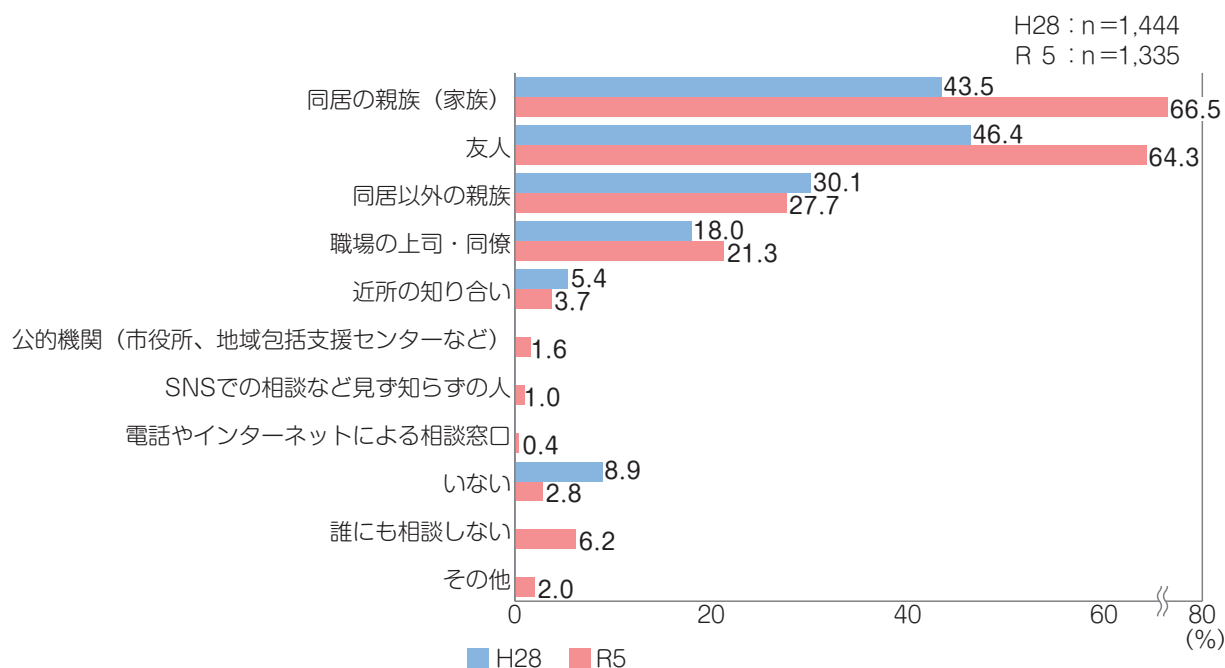
「人と話をする」「気分転換する」「考え方を切り替える」「人に相談する」と回答した人が多くなっています。一方で、「じっと耐える」と回答した人も15%程度います。



※2016（平成28）年調査では「趣味や運動に打ち込む」「何か食べる」「寝る」「のんびりする」「買い物をする」「テレビや映画を見たり、ラジオを聴いたりする」について、別々の選択肢としたが、2023（令和5）年は「趣味や運動で気分転換する」と一つにまとめた選択肢とした。また、2023（令和5）年調査では「何もしない、考えない」の選択肢を新たに加えた。

### ④ 不満や悩み、苦労やストレスなどを相談する人は誰か（複数回答）

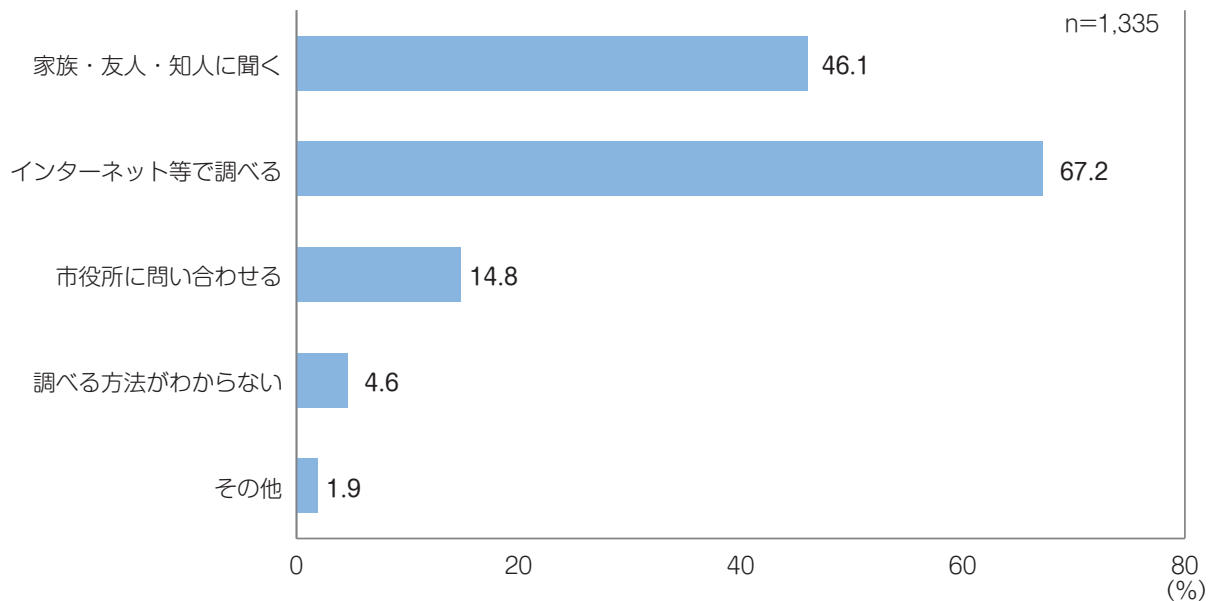
相談相手として、「同居の親族（家族）」「友人」「同居以外の親族」「職場の上司・同僚」と回答した人が多く、身近にいる人に相談するという傾向に大きな変化はありませんでした。



※2023（令和5）年調査では「公的機関」「SNSでの相談」「電話やインターネットによる相談窓口」「誰にも相談しない」を選択肢に追加した。

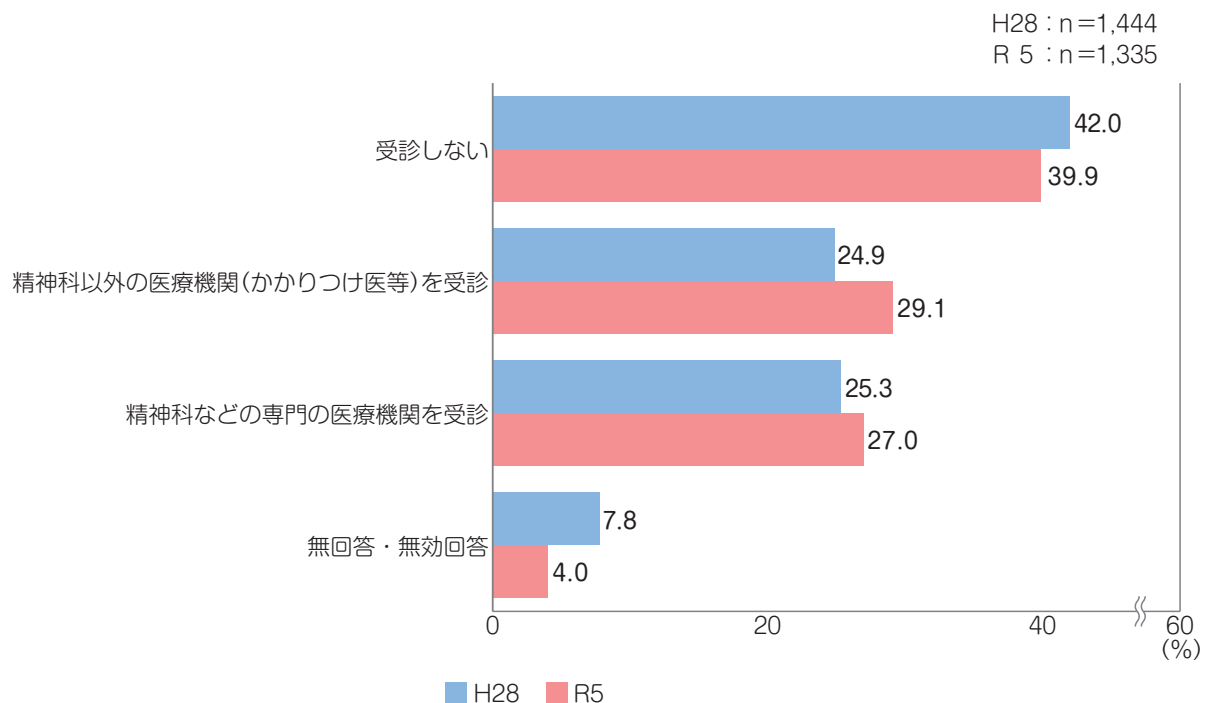
## ⑤ 相談機関を調べる方法について

「インターネット等で調べる」が67.2%と最も多く、次に「家族・友人・知人に聞く」が多くなっています。



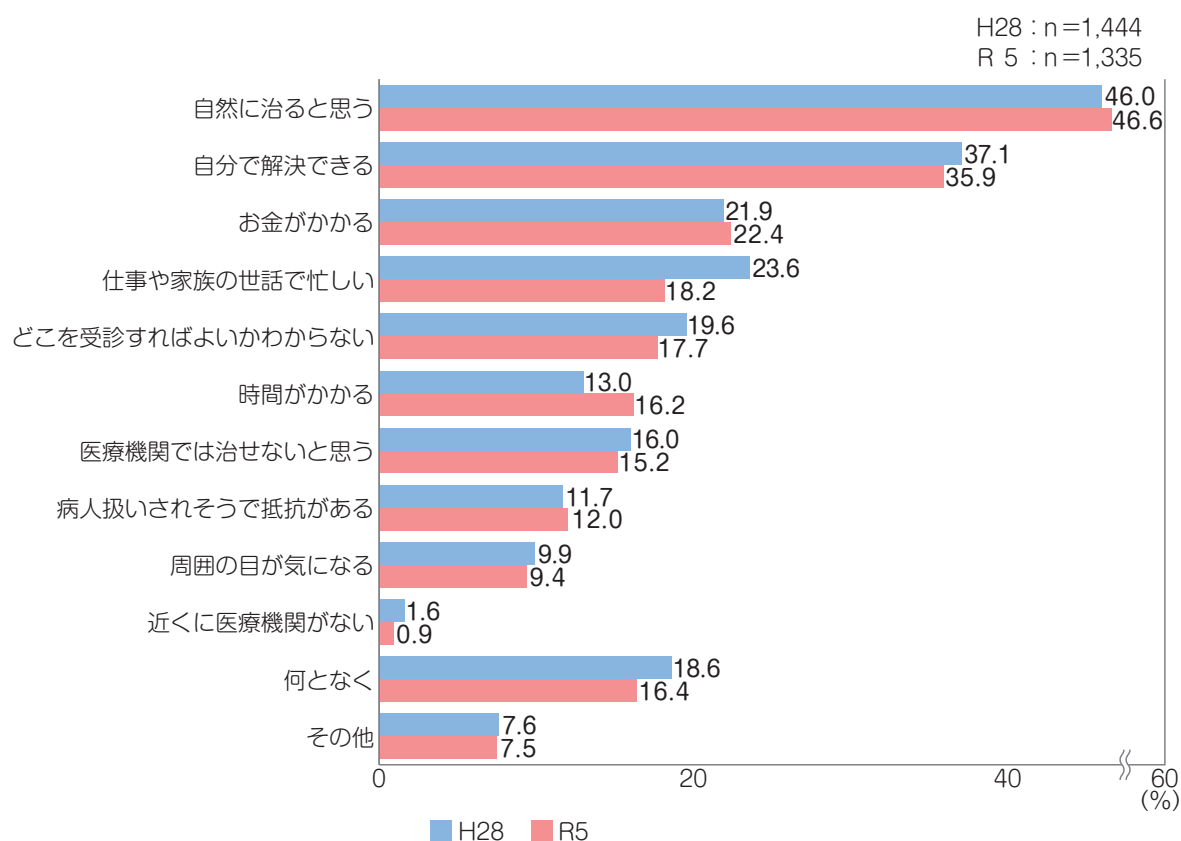
## ⑥ うつ病を疑うサインが2週間以上続いたら、医療機関を受診するか

2023（令和5）年の調査では、「受診しない」と回答した人が減り、「受診する」と回答した人が増えています。



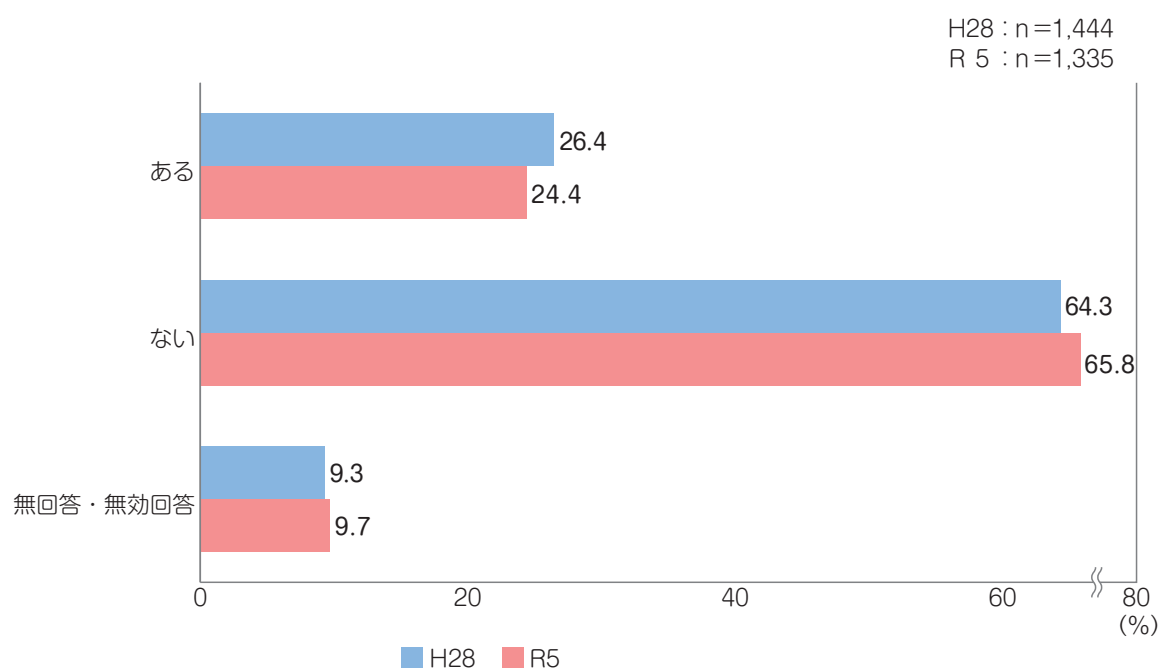
ア. 上記で「受診しない」と答えた理由（複数回答）

受診しない理由は「自然に治ると思う」と回答した人が一番多くなりました。一方で、「受診先がわからない」「病人扱いされそう」「周囲の目が気になる」と回答した人も一定数いました。



⑦ これまでの人生の中で「本気で自殺を考えたことがある」人の有無

2016（平成28）年の調査、2023（令和5）年の調査ともに、割合に大きな変化は見られませんでした。



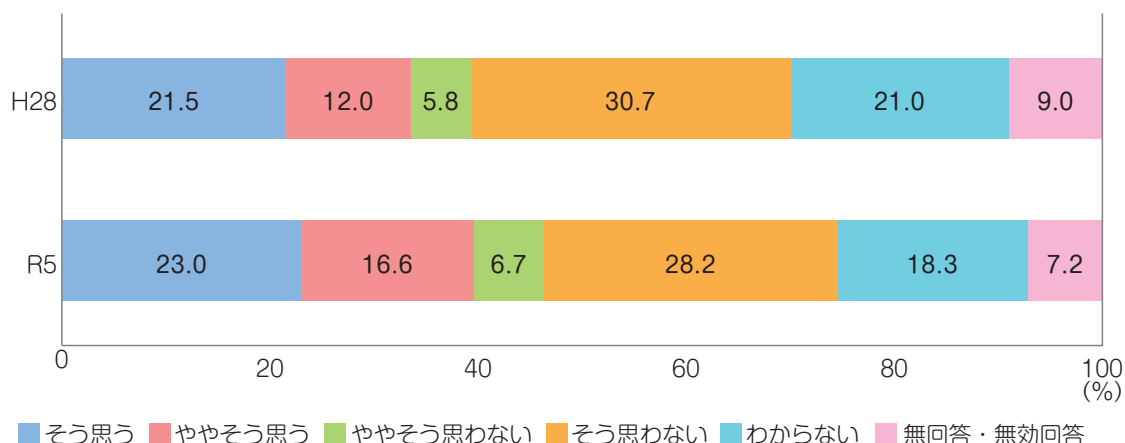
## ⑧ 自殺に関する意識について

2016（平成28）年の調査と比較すると、大きな変化は見られませんでした。「自殺は弱い人間のすることだ」という考えについて、「そう思わない」と回答した人は増加して、半数以上を占めました。また、「自殺は個人の問題だ」という考えについて、2023（令和5）年の調査では「そう思わない」と回答した人は減少しました。

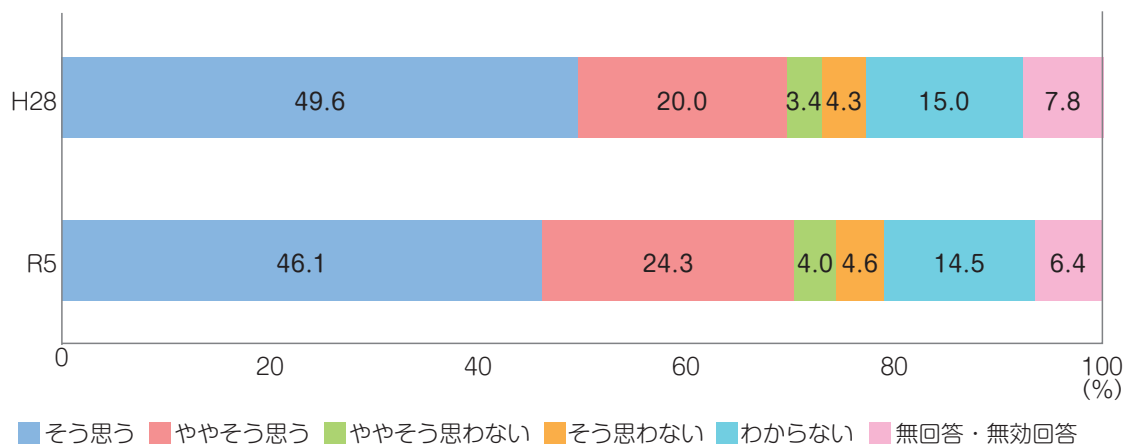
ア. 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである。

H28 : n=1,444

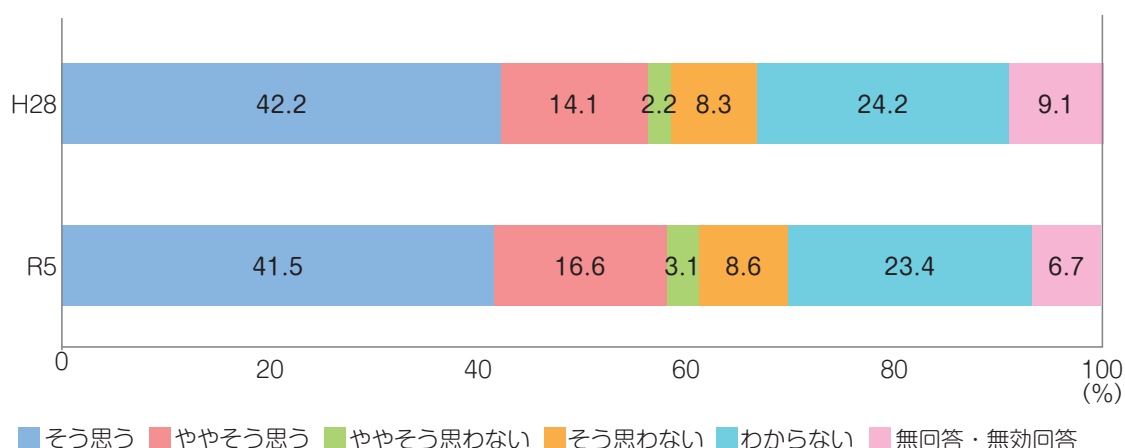
R5 : n=1,335



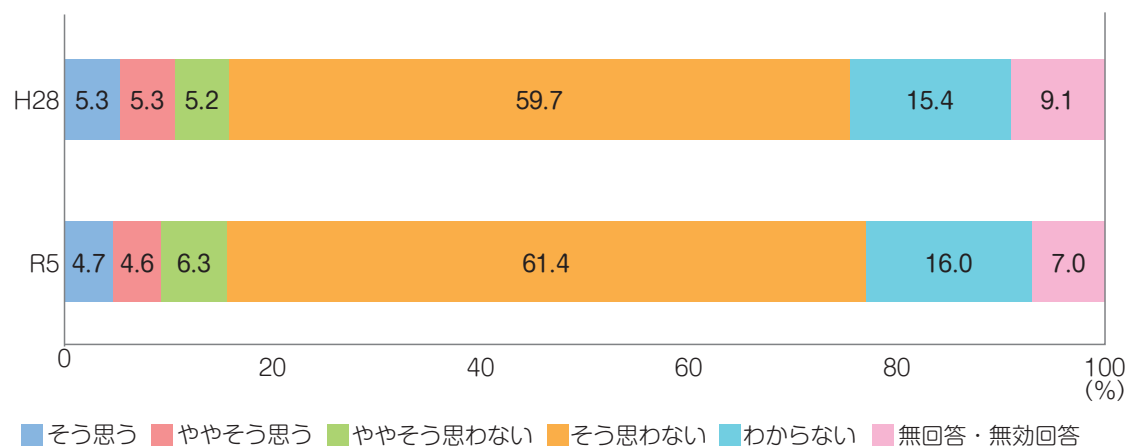
イ. 自殺せずに生きていれば良いことがある。



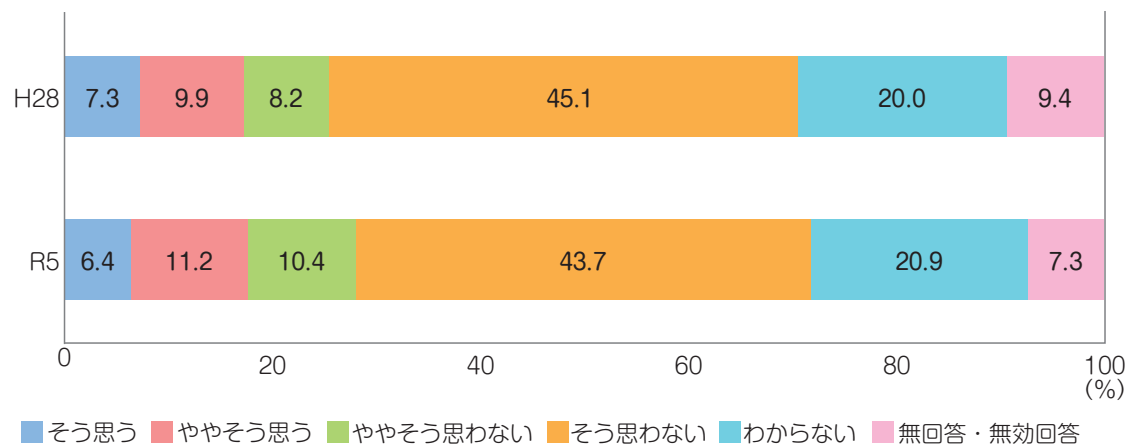
ウ. 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている。



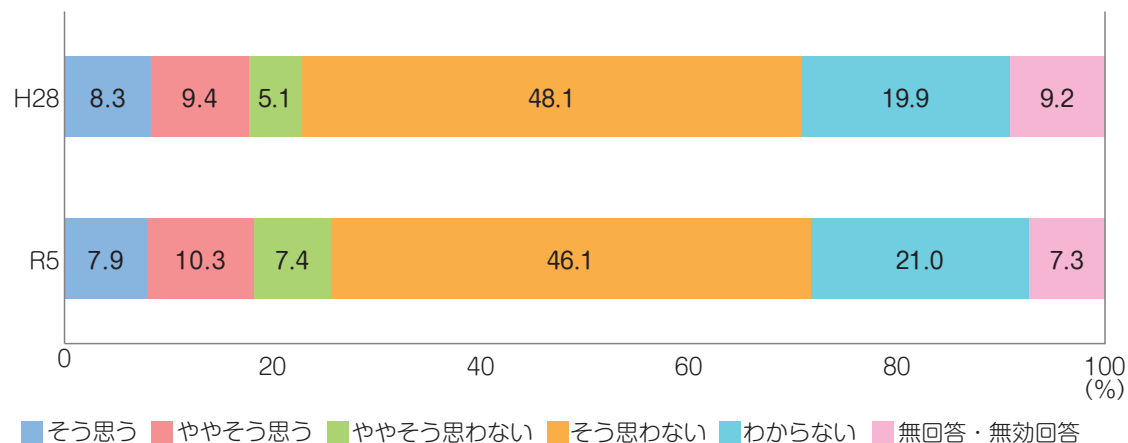
エ. 責任をとって自殺することは仕方がない。



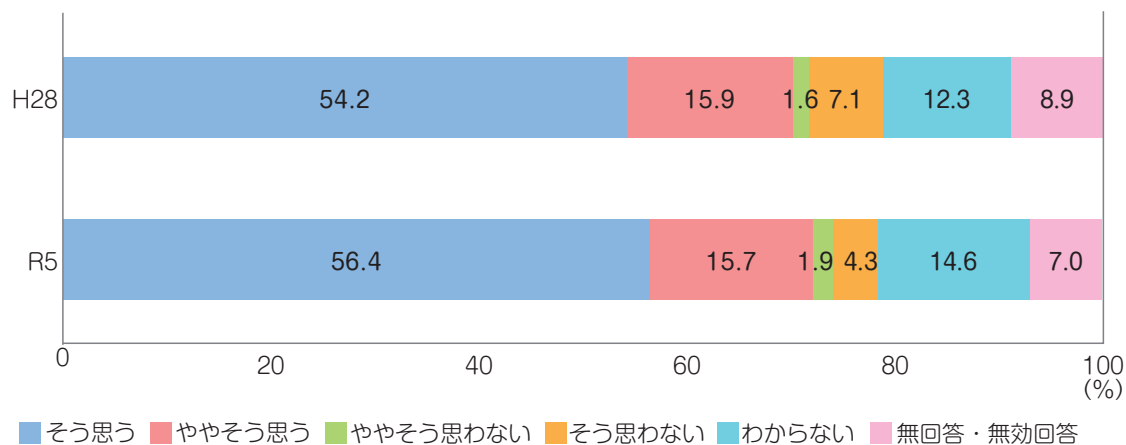
オ. 繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない。



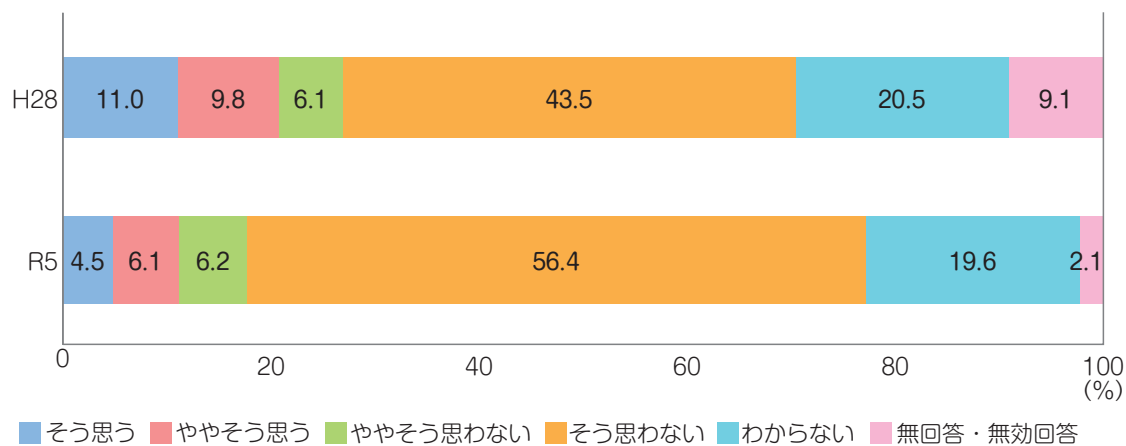
カ. 事情によっては、自殺という行為も許される。



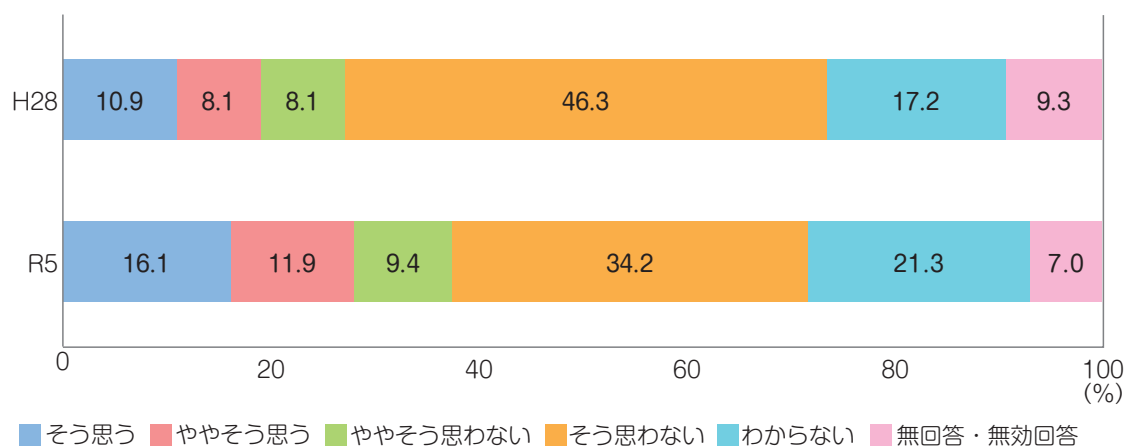
キ. 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う。



ク. 弱い人間のすることである。



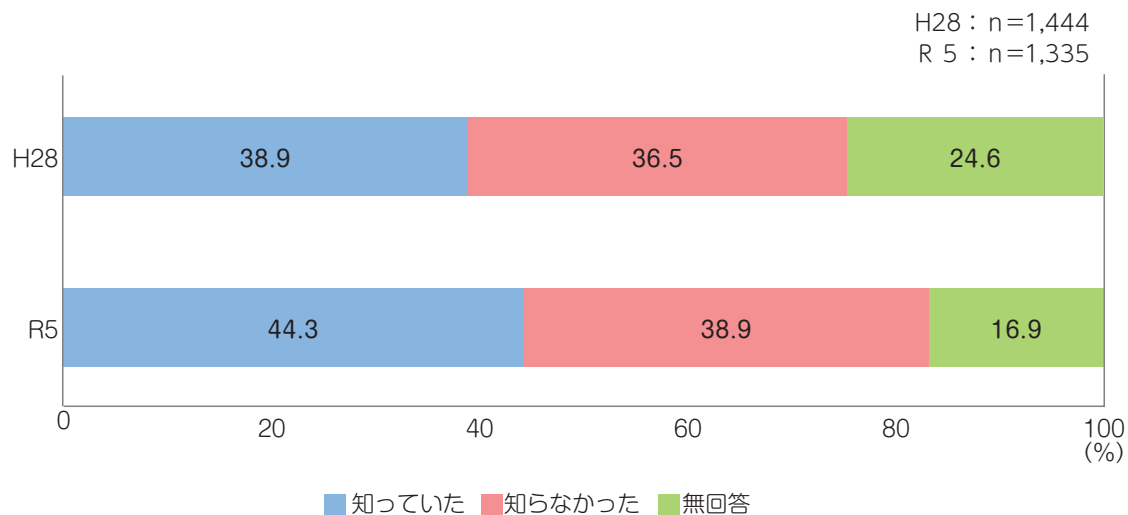
ケ. 個人の問題だと思う。



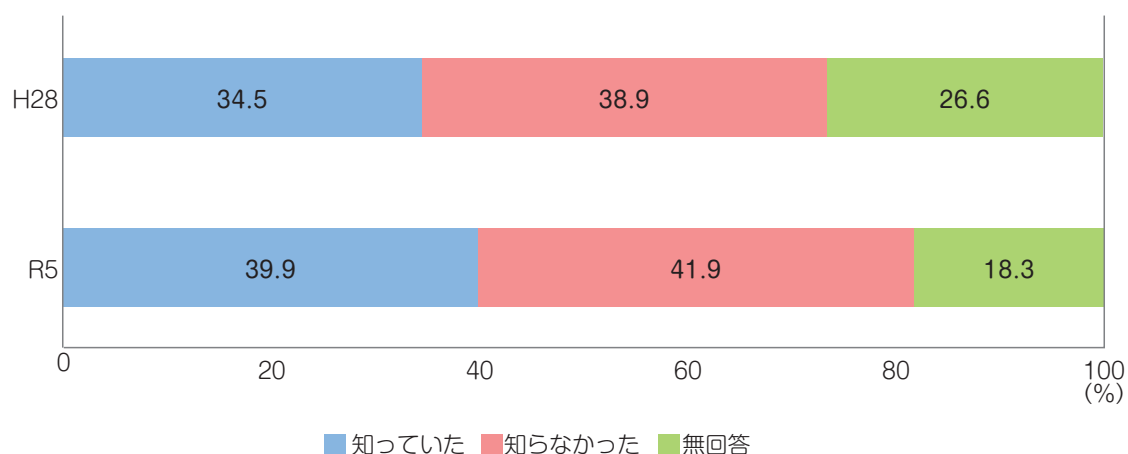
## ⑨ 自殺に関する知識について

自殺に関する知識については、どの項目も「知っていた」と回答した人の割合は、2016（平成28）と比較して2023（令和5）年は少しずつ高くなっています。

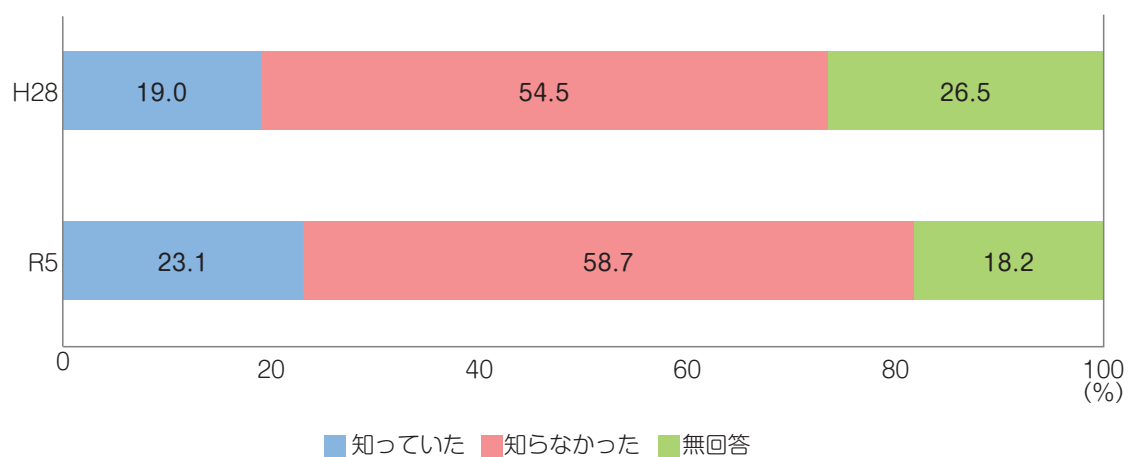
ア．自殺後に振り返ってみると、自殺の前兆（サイン）を示していた人は多い。



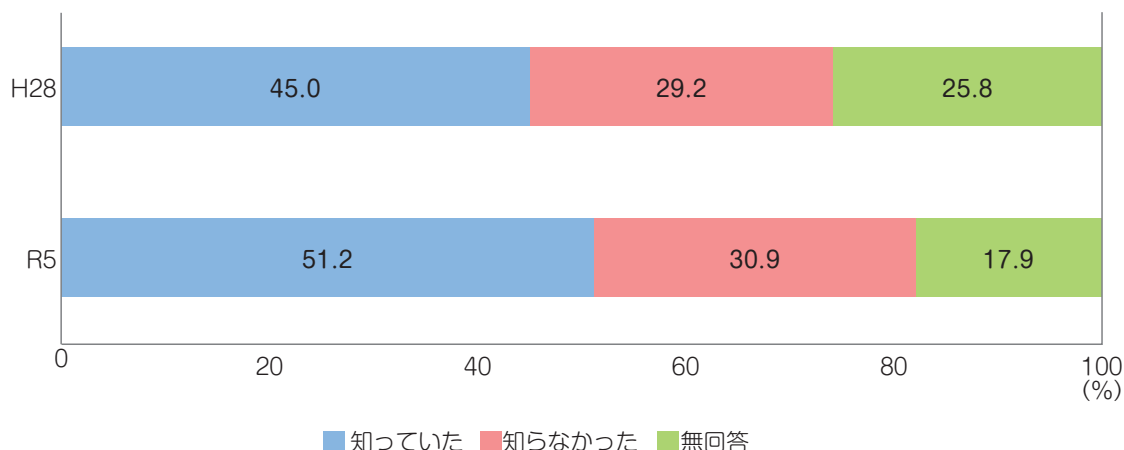
イ．自殺をする人の多くは、同時に「できればもっと生きたい」と思っている。



ウ．自殺未遂した人の多くは、「助かってよかった」と答える。

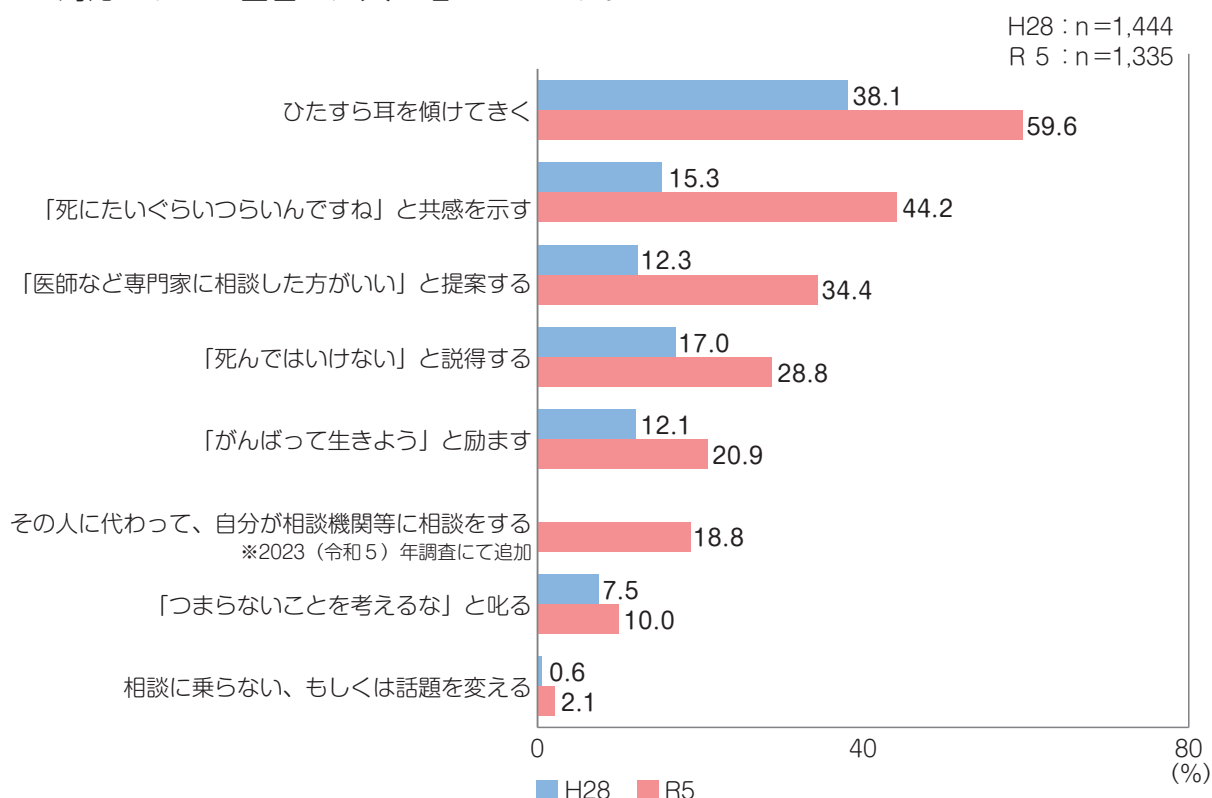


エ. 自殺を考えている人の「死にたい気持ち」は、適切な支援によって変えられる。



⑩ もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、まずはどのように対応するか（複数回答）

2016（平成28）年の調査と比較すると、2023（令和5）年の調査では「ひたすら耳を傾ける」「共感を示す」「専門家に相談することを提案する」の適切な対応をすると回答した人が増えています。一方で、適切とは言い難い「説得する」「励ます」という対応をすると回答した人も増えています。



身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応

以下の対応が適切と言われています。

- ・「死にたいくらいつらいんですね」と共感を示す
- ・「医師など専門家に相談したほうがいい」と提案する
- ・その人に代わって、自分が相談機関等に相談する

## 第3章 | これまでの取組と評価

### 1 数値目標の達成状況

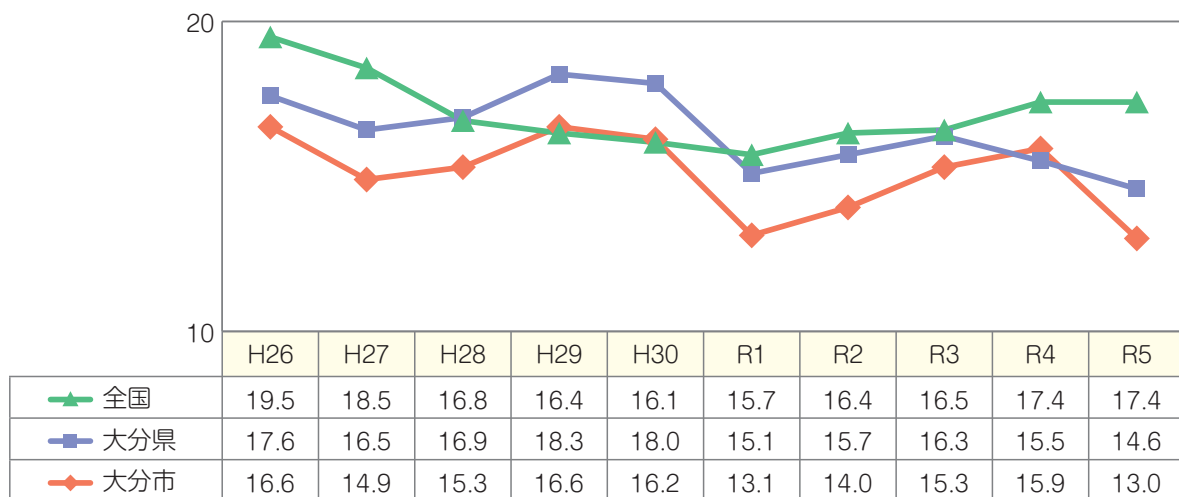
#### (1) 自殺死亡率の推移

本市では、第1期計画並びに延長計画において、関係機関や関係団体と連携を図りながら9つの施策と109の取組を全庁横断的に推進し、総合的な自殺対策に取り組んできました。

延長計画の数値目標

「2024（令和6）年までに自殺死亡率11.6以下（54人以下）をめざす」

自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移（2014（H26）～2023（R5））



※2024（令和6）年の自殺死亡率は2025（令和7）年秋頃発表のため、延長計画の評価は2023（令和5）年の数値で行います。

本計画における実績値と目標値は、以下の通りです。

| 項目    | 基準値<br>2014<br>(平成26) | 1期計画実績値        |                |               |               |               | 1期計画<br>目標値   | 延長計画実績値       |               | 延長計画<br>目標値   |
|-------|-----------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|       |                       | 2017<br>(平成29) | 2018<br>(平成30) | 2019<br>(令和1) | 2020<br>(令和2) | 2021<br>(令和3) | 2021<br>(令和3) | 2022<br>(令和4) | 2023<br>(令和5) | 2024<br>(令和6) |
| 自殺死亡率 | 16.6                  | 16.6           | 16.2           | 13.1          | 14.0          | 15.3          | 13.2          | 15.9          | 13.0          | 11.6          |
| 自殺者数  | 79人                   | 79人            | 77人            | 62人           | 66人           | 72人           | 62人           | 75人           | 61人           | 54人           |

2020（令和2）年以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、全国的にも自殺者の増加が見られ、本市においても同様の傾向が見られました。

計画の数値目標である自殺死亡率は、2023（令和5）年時点では「13.0」となり、目標値の「11.6」を上回っています。

## 2 取組の実施状況ならびに指標別進捗状況による評価

### 1 自殺に関する調査研究の推進

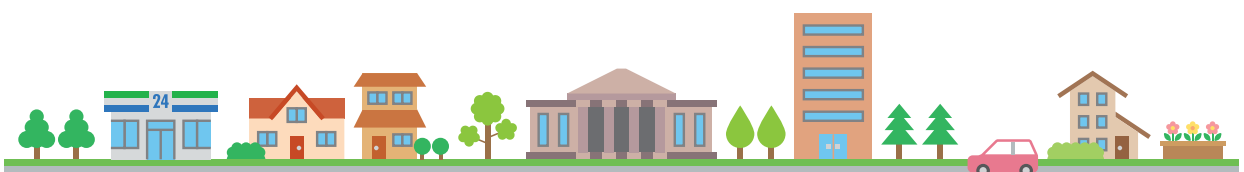
2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                                                                                                              | 指標                                 | 担当課                          | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019)            | 令和2年度<br>(2020)                     | 令和3年度<br>(2021)                     | 令和4年度<br>(2022)                     | 令和5年度<br>(2023)                     | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 1            | 自殺関連情報の提供                                                                                                                                                                                                                                                          | 市ホームページに掲載している「こころの健康」に関する広報のアクセス数 | 保健予防課                        | 14,755件<br>(こころの<br>体温計<br>45,209件) | 10,486件<br>(こころの<br>体温計<br>36,307件) | 16,371件<br>(こころの<br>体温計<br>44,368件) | 11,959件<br>(こころの<br>体温計<br>40,972件) | 17,102件<br>(こころの<br>体温計<br>44,886件) | 15,000件               |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                                                                                                    | 6                                  | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |                                     | 6                                   | 6                                   | 6                                   | 6                                   |                       |
| 評価           | 自殺の実態を明らかにするため、厚生労働省・警察庁・消防庁から発表される自殺に関する情報を把握し、市ホームページや市報などをおして市民に情報提供できました。<br>若年層への自殺対策の取組として、インターネット上で自殺等に関するワード検索をした者に対して、市ホームページ上の各種相談窓口の情報提供を行う検索連動型広告を取り入れました。2023（令和5）年8月の運用開始以降、市ホームページへのアクセス数の増加がみられています。<br>今後も、年代など対象に応じた自殺対策関連情報の提供方法を検討していく必要があります。 |                                    |                              |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |                       |

### 2 市民一人ひとりの理解の増進

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 指標                                   | 担当課                          | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 2            | 自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発事業                                                                                                                                                                                                                                                                     | 自殺予防週間の街頭キャンペーンでの啓発資料等の配布数           | 保健予防課                        | 1,500部                   | 中止              | 1,500部          | 1,500部          | 1,500部          | 1,500部                |
| 3            | 道徳教育等の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「おおいた教育の日」における道徳等の公開授業実施率            | 学校教育課                        | 100%                     | 86%             | 100%            | 100%            | 91%             | 100%                  |
| 4            | いのちの教育プログラム                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 参加者数                                 | 衛生課                          | 累計<br>2,755人             | 累計<br>5,503人    | 累計<br>8,952人    | 累計<br>12,935人   | 累計<br>17,319人   | 累計<br>5,000人          |
| 5            | 相談窓口一覧「その悩み抱えこまずに相談を」の普及                                                                                                                                                                                                                                                                    | 相談窓口一覧を掲載した媒体の配布数                    | 保健予防課                        | 44,522部                  | 70,222部         | 104,132部        | 50,148部         | 40,431部         | 45,000部               |
| 6            | うつ病についての普及啓発                                                                                                                                                                                                                                                                                | うつ病やうつ病の自己チェックについての記事を市報に掲載（平成30年度～） | 保健予防課                        | 年1回                      | 年1回             | 年1回             | 年1回             | 随時              | 年1回                   |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 14<br>(R3までは12)                      | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |                          | 12              | 12              | 14              | 14              |                       |
| 評価           | 『自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、「気づき・声をかけ・話を聞き・必要に応じて相談先につなぎ・見守ることが大切である」という理解の増進を市民に啓発する取組は、引き続き学校・地域を中心に行いました。<br>2020（令和2）年度以降はコロナ禍の影響がありましたが、内容や啓発媒体の配布先を変えたり、事業の実施方法等を工夫することで、継続した啓発を行うことができました。<br>2023（令和5）年度は3年ぶりに自殺予防週間における街頭キャンペーンを実施しました。今後も、あらゆる機会を通じて、市民の自殺に関する理解を深めていく必要があります。』 |                                      |                              |                          |                 |                 |                 |                 |                       |



### 3 早期対応の中心的役割を果たす人材の確保

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 指標                   |                              | 担当課       | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標    |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------|-----------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 7            | ゲートキーパー養成研修                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ゲートキーパー養成研修会の受講者数（実） |                              | 保健予防課     | 累計<br>589人               | 累計<br>796人      | 累計<br>953人      | 累計<br>1,080人    | 累計<br>1,341人    | 累計<br>1,000人             |
| 8            | 学校保健研修会                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 研修会 開催回数             |                              | 体育保健課     | 1回                       | 中止              | 中止              | 1回              | 1回              | 年1回                      |
| 9            | 学校教育相談研修                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 研修 参加者数              |                              | 大分市教育センター | 290人                     | 中止              | 302人            | 180人            | 163人            | 200人<br>※開催回数変更のため目標値も変更 |
| 10           | 精神保健福祉基礎研修                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 研修会 参加者数             |                              | 保健予防課     | 62人                      | 中止              | 29人             | 39人             | 106人            | 100人                     |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 7<br>(R3までは6)        | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |           |                          | 3               | 5               | 7               | 7               |                          |
| 評価           | 自殺の危機が高まっている人の早期対応の中心的役割を果たす人材の確保として、一般住民や自治会や民生委員等の役員、相談機関や市の職員を対象にゲートキーパーを養成しました。併せて学校現場や庁内の職員研修において自殺の原因となる様々な問題についての内容を取り入れました。<br>2021（令和3）年度からはオンライン研修など、コロナ禍においても開催方法を工夫しながら実施しました。<br>地域社会における様々な場面で、追い込まれている人に気づき、適切な支援機関につないでいくことができるようにするため、今後も研修等を通じて、ゲートキーパーをはじめ、メンタルヘルスに関する正しい知識を持った人材を養成していく必要があります。 |                      |                              |           |                          |                 |                 |                 |                 |                          |

### 4 相談体制の整備

2024（令和6）年度目標を達成した指標

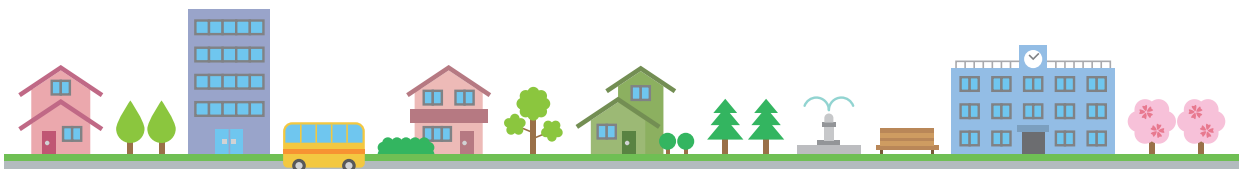
| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                                                                                                  | 指標                   | 担当課                          | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 11           | 精神保健福祉相談                                                                                                                                                                                                                                               | 相談 延べ件数              | 保健予防課                        | 7,481件                   | 7,908件          | 5,761件          | 6,273件          | 6,124件          | 8,000件                |
| 12           | 労働相談                                                                                                                                                                                                                                                   | 出張労働相談 実施回数          | 商工労政課                        | 1回                       | 2回              | 2回              | 2回              | 2回              | 年2回以上                 |
| 13           | 認知症サポーター養成講座                                                                                                                                                                                                                                           | 認知症サポーター養成講座受講者数（累計） | 長寿福祉課                        | 累計<br>45,371人            | 累計<br>46,577人   | 累計<br>48,282人   | 累計<br>50,105人   | 累計<br>52,530人   | 累計<br>65,000人         |
| 14           | 生活困窮者自立支援制度                                                                                                                                                                                                                                            | 生活困窮者自立相談支援事業 新規相談件数 | 生活福祉課                        | 1,234件                   | 6,333件          | 5,466件          | 1,722件          | 1,266件          | 960件                  |
| 15           | 気づき・つながり・見守る庁内ネットワーク会議                                                                                                                                                                                                                                 | 開催回数                 | 保健予防課                        | 2回                       | 1回              | 2回              | 2回              | 1回              | 年1回以上                 |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                                                                                        | 33<br>(R3までは32)      | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |                          | 30              | 32              | 33              | 33              |                       |
| 評価           | 自殺の原因となる様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、関係相談窓口の充実や窓口間の連携強化とともに、相談先を市民に広く周知する取組を引き続き実施しました。<br>2020（令和2）～2021（令和3）年度はコロナ禍の影響を受け、生活困窮者自立相談支援事業に関する新規相談数が大幅に増加しており、勤労・経済問題等の悩みを抱える方々への相談に対応しました。<br>市民が安心して様々な悩みを相談できるよう、今後も関係機関及び庁内各課の連携を強化し、市民への相談窓口の周知に努める必要があります。 |                      |                              |                          |                 |                 |                 |                 |                       |

## 5 心の健康づくりを進める

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 指標                                        |                              | 担当課                    | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和２年度<br>(2020)         | 令和３年度<br>(2021)         | 令和４年度<br>(2022)         | 令和５年度<br>(2023)         | 令和６年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 16           | 健康教育の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 心の健康に関する健康教育<br>参加者数                      |                              | 保健予防課                  | 2,126人                   | 990人                    | 2,168人                  | 1,314人                  | 1,600人                  | 3,000人                |
| 17           | 森林セラピー魅力創出<br>事業                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 森林セラピー体験ツアー<br>参加者数                       |                              | 林業水産課                  | 194人                     | 180人                    | 436人                    | 406人                    | 482人                    | 240人                  |
| 18           | ご近所の底力再生事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 自治会の申請率                                   |                              | 市民協働<br>推進課            | 78.9%                    | 68.1%                   | 66.7%                   | 71.4%                   | 75.6%                   | 80%                   |
| 19           | 乳児家庭全戸訪問事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 訪問実施率                                     |                              | 健康課                    | 97.0%                    | 97.1%                   | 96.6%                   | 97.0%                   | 98.4%                   | 100%                  |
| 20           | こどもルーム事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | こどもルームの年間延べ<br>利用者数                       |                              | 子育て<br>支援課             | 251,368人                 | 119,347人                | 147,923人                | 160,279人                | 202,119人                | 300,000人              |
| 21           | 地域ふれあいサロン事<br>業                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 地域ふれあいサロン参加<br>者数                         |                              | 長寿福祉課                  | 11,746人                  | 11,397人                 | 10,057人                 | 9,029人                  | 8,923人                  | 12,550人               |
| 22           | 教育相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | スクールソーシャルワー<br>カーによる対応事案件数                |                              | 大分市教育<br>センター          | 2,798件                   | 2,091件                  | 2,167件                  | 1,968件                  | 1,638件                  | 2,800件                |
| 23           | 心の健康教室                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 「困った時に相談できる<br>場所があることを理解で<br>きた」者の割合     |                              | 保健予防課                  | －                        | －                       | 90.0%                   | 99.0%                   | 97.7%                   | 100%                  |
| 24           | 市職員メンタルヘルス<br>対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 大分市職員メンタルヘル<br>ス対策推進プランに掲げ<br>る取組項目の実施率   |                              | 職員厚生課                  | 100%                     | 80%                     | 90%                     | 100%                    | 100%                    | 100%                  |
| 25           | 勤労者のメンタルヘル<br>スに関する情報発信<br>(事業所におけるスト<br>レスチェック)                                                                                                                                                                                                                                                           | 大分市の事業所（従業員<br>50人以上）におけるスト<br>レスチェックの実施率 |                              | 保健予防課<br>(労働基準<br>監督署) | 81.3%<br>令和元年<br>(※大分管内) | 84.2%<br>令和２年<br>(大分管内) | 84.1%<br>令和３年<br>(大分管内) | 82.3%<br>令和４年<br>(大分管内) | 81.4%<br>令和５年<br>(大分管内) | 100%<br>(維持)          |
| 26           | 「健康経営事業所」へ<br>の事業所訪問                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 実施事業所数                                    |                              | 健康課                    | 27事業所                    | 12事業所                   | 11事業所                   | 10事業所                   | 11事業所                   | 年30事業所                |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 27<br>(R4のみ28)                            | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |                        |                          | 22                      | 27                      | 28                      | 27                      |                       |
| 評価           | 心の健康の保持・増進を図ることを目的に、地域や学校、職場での研修会等を通して、心の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図りました。<br>また、人と人とのつながりや支えあいなどの社会的な絆を強化するための取組も実施しました。参加者数・利用者数を目標値に設定している事業・取組については、コロナ禍後における市民の価値観や行動の変化等により、達成が難しいものもありました。<br>心の健康づくりを進めるためには、正しい知識の習得と、人と人とのつながりの強化が重要となることから、社会情勢を踏まえつつ新たな啓発方法を検討するとともに、変化する人と人とのつながり方について注視していく必要があります。 |                                           |                              |                        |                          |                         |                         |                         |                         |                       |

※大分管内…大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日田市、姫島村



## 6 医療機関との連携を図る

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                            | 指標            |                              | 担当課   | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------|-------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 27           | 医療機関スタッフとの<br>連携会議                                                                               | 参加医療機関数       |                              | 保健予防課 | 16機関                     | 19機関            | 12機関            | 11機関            | 12機関            | 24機関                  |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                  | 5<br>(R3までは4) | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |       |                          | 4               | 4               | 5               | 5               |                       |
| 評価           | 精神保健分野や母子保健分野において、医療機関と連携し、一つひとつの事例に丁寧に対応することができました。<br>今後も、医療機関等の関係機関とのネットワークを充実・拡充していく必要があります。 |               |                              |       |                          |                 |                 |                 |                 |                       |

## 7 社会的取組に係る連携体制の整備

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                                       | 指標                | 担当課                          | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 28           | 自殺対策の推進のネットワークづくり                                                                                                                                                                           | 関係機関とのネットワーク会議開催数 | 保健予防課                        | 2回                       | 2回              | 4回              | 2回              | 2回              | 年2回以上                 |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                             | 9                 | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |                          | 9               | 9               | 9               | 9               |                       |
| 評価           | 「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」を年2回開催し、計画の具体的な取組状況の確認及び評価等を行うとともに、各関係機関・団体等の取組について情報共有や意見交換を行うなど連携を図りました。<br>今後も、ネットワーク会議の場等を活用し、各関係機関・団体等間の連携をさらに深めて、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者等を支援していく必要があります。 |                   |                              |                          |                 |                 |                 |                 |                       |

## 8 自殺未遂者に対する支援

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                                                                                                                                          | 指標                                   | 担当課                          | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 29           | 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するための取組                                                                                                                                                        | 「自殺企図者の再企図防止のための通報システム」による個別支援会議の実施率 | 保健予防課                        | 100%                     | 100%            | 100%            | 100%            | 100%            | 100%                  |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                                                                                                                                | 3                                    | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |                          | 3               | 3               | 3               | 3               |                       |
| 評価           | 再度の自殺企図を防ぐために、警察から連絡があった自殺企図者やその家族等に対する支援の方向性を決めるため、個別支援会議を開き、企図原因に応じた相談窓口を紹介するなどの支援をしています。<br>通報システムによる自殺企図者の件数は年々増えており、企図原因も多岐にわたることから、関係機関との連携を密にしながら、課題への解決につなげていく必要があります。 |                                      |                              |                          |                 |                 |                 |                 |                       |

## 9 周囲の人々に対する支援

2024（令和6）年度目標を達成した指標

| No.          | 事業・取組                                                              | 指標                             |                              | 担当課   | (基準値)<br>令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024)<br>目標 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 30           | 自死遺族のための情報提供                                                       | 「自死遺族のつどい」の開催について、市報ホームページへの掲載 |                              | 保健予防課 | 年4回                      | 年4回             | 年4回             | 年4回             | 年4回             | 年4回以上                 |
| 施策に関連した取組の総数 |                                                                    | 5                              | 計画どおりにできた<br>ほぼ計画どおりにできた取組の数 |       |                          | 5               | 5               | 5               | 5               |                       |
| 評価           | 自死遺族の支援については、大分県こころとからだの相談支援センターが開催する「自死遺族の集い」についての広報を継続して実施できました。 |                                |                              |       |                          |                 |                 |                 |                 |                       |

### ③ 本市の自殺対策における課題

#### (1) 本市における自殺の現状から見たこと

- ① 勤労者世代
  - ・ 30歳代～ 50歳代の男性の自殺者数が、他の年代と比較し多い傾向にある。
  - ・ 30歳代の男性の自殺死亡率が全国と比較して高い。
  - ・ 勤務問題が自殺原因の上位にある年代が多い。
- ② 女性
  - ・ 2020（令和2）年から3年連続で自殺者数が増加している。
  - ・ 2022（令和4）年は自殺者数が過去10年で最多となった。特に60歳代～ 70歳代の自殺者数が多い傾向にある。
- ③ 高齢者
  - ・ 健康問題（身体の病気）が原因の自殺者数が多い傾向にある。
  - ・ 全国の自殺死亡率と比較すると、低い傾向にある。
- ④ 子ども・若者
  - ・ 20歳未満の自殺者数は、毎年3名前後あり、その中には小中学生の自殺も含まれる。
  - ・ 20歳代の男性の自殺死亡率が全国と比較して高い傾向にある。
- ⑤ 自殺未遂者
  - ・ 警察からの自殺企図連絡件数が年々増加している。

#### (2) こころの健康についての大分市民意識調査から明らかになったこと

- ① 80%以上の人「支えになってくれる人がいる」と回答した一方で、42.7%の人は「誰かに相談したり、助けを求めたりすることについてはためらいを感じる」と回答した。ためらう理由については、「どこに、誰に相談したらよいのかわからない」と回答した人が61.1%いた。
- ② 悩みやストレスを抱えたときの対処行動として、15.4%の人が「じっと耐える」と回答しており、ここ1年で自殺念慮があった人の多くがそのように回答する傾向にあった。
- ③ 悩みを相談する相手は、「同居の親族（家族）」66.5%、「友人」64.3%の順に多く、相談相手には身近にいる人を選ぶ傾向にあった。
- ④ 相談機関を調べる方法は、「インターネット等で調べる」と回答した人が67.2%と最も多かった。
- ⑤ 自殺についての正しい知識を持つ人は、前回調査（2016（H28））と比較し、大きな変化はみられなかった。

### (3) 本市において今後重点的に取り組む課題

#### ① 早期対応の役割を担うゲートキーパー等の人材育成の推進

悩みを相談する相手として、多くの人が同居の親族や友人など身近な存在を選んでいことから、市民の身近にいる家族や友人が最初の対応者になれるように、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできるゲートキーパーの更なる普及や支援者の対応技術の向上のための研修開催など人材育成の推進が必要です。

#### ② 自殺の要因となる様々な悩みに対応する相談体制の充実

自殺は様々な悩みが原因で心理的に追い詰められた状態で起こります。支援を必要としている人が、適切な相談窓口にたどりつき、悩みの解決につながるよう、広報体制や相談支援体制の充実が必要です。

#### ③ 自殺未遂者やその家族を支援する関係機関の連携の強化

自殺未遂者は自殺のリスクが高いと言われていますが、適切な支援により、自殺未遂者の再度の自殺企図を防止ができることが分かっているため、自殺未遂者を支援する警察署や医療機関、関係機関や庁内関係各課との連携を強化し、再度の自殺企図を防ぐ必要があります。

#### ④ 自殺についての正しい知識の普及啓発

自殺は誰にでも起こりうる危機であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めてよいこと、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であることを社会全体で認識するなど、市民が自殺についての正しい知識を得られるよう、あらゆる機会を通じて市民に周知していくことが必要です。



## 第4章 | 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 【基本理念】

市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市  
～市民一人ひとりが、心身共に健康で、みんなで助け合い、心かようまちをめざして～

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があると言われています。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて認識し、「いのちを支える自殺対策」という考えを前面に打ち出し、「いのちを守る」という気運を醸成しつつ、自殺対策を総合的に推進していくことで、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現をめざします。

### 2 基本認識

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれた結果、起こると考えられています。

また、自殺直前の心の健康状態は、大多数が様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症するなど、正常な判断ができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」ということができ、このことを社会全体の認識として徹底していく必要があります。

#### (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、全国的に年間自殺者数は減少してきていますが、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々自殺に追い込まれる現状が続いており、現在もまだ非常事態が続いているといえます。

### (3) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である ～コロナ禍を経て～

世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の影響により、健康問題をはじめ、差別や偏見、経済の停滞による企業倒産や廃業・失業、人と接する機会の減少など、自殺の要因となる様々な問題が生じました。

コロナ禍に生じた様々な問題も含め、自殺の背景や要因となる経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度の見直しや相談・支援体制の整備といった社会的な取組により解消することが可能です。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療を行うことにより解消することが可能です。

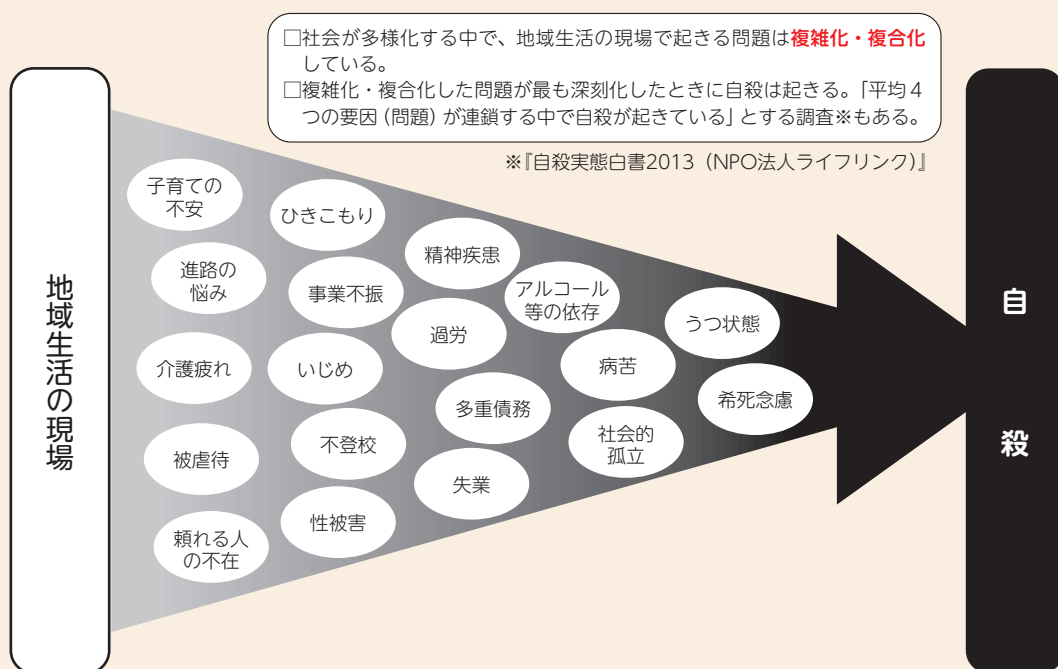
このように、自殺の背景・要因となる問題の多くは、社会的問題であり、それに対応する制度等を整備することにより、自殺を防ぐことができるということを認識する必要があります。

### (4) 地域レベルの実践的な取組を推進する

我が国の自殺対策においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれており、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが望まれています。

本市においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策の取組を常に進化させながら推進していくためにも、関係する機関・団体、庁内の関係各課と連携を強化していく必要があります。

#### 自殺の危機要因イメージ図



厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考に大分市作成

### ③ 数値目標

#### 「2030（令和12）年までに自殺死亡率11.6以下（54人以下）をめざす」

国は、2022（令和4）年10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、2026（令和8）年までに、自殺死亡率を2015（平成27）年と比較して30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。

大分県は、2029（令和11）年までに2022（令和4）年の自殺死亡率15.5を、先進諸国水準の自殺死亡率13.0まで減少させることをめざしています。

本市では、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」において、2024（令和6）年までに自殺死亡率11.6以下、自殺者数54人以下とすることを数値目標とし、これまで様々な取組を実施してきた結果、2023（令和5）年の自殺死亡率は13.0、自殺者数61人となっています。

本計画では、国や県の数値目標ならびに本市の達成状況を考慮し、延長計画と同一の、2030（令和12）年までに自殺死亡率11.6以下、自殺者数54人以下とすることをめざします。

| 項目    | 基準値<br>(2014（平成26）年) | 計画目標<br>(2030（令和12）年) |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 自殺死亡率 | 16.6以下               | 11.6以下                |
| 自殺者数  | 79人以下                | 54人以下                 |

※大分市人口 468,053人（2023（令和5）年基礎人口…大分県ホームページより）で計算

#### 「ゲートキーパー」とは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけて、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。

##### 変化に気づく

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

##### じっくりと耳を傾ける

本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

##### 支援先につなげる

早めに専門家に相談するよう促す

##### 温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

身近な人のサインに気づき、声をかけることから始められるように、本市では様々な対象の方に、ゲートキーパー養成研修を実施しています。

出典：厚生労働省ホームページより

## 4 評価指標

本計画では、数値目標とは別に、自殺対策の成果を測るため、評価指標を設定します。また、重点施策ごとに活動指標を設定し、重点施策の取組状況を確認する参考とします。なお、活動指標については、目標値の設定がそぐわないものもあることから、現状値のみの設定とします。

|     | 評価指標                                          | 現状値<br>2023（令和5）年                            | 目標値<br>2030（令和12）年 | 考え方                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたいと思う市民の割合 | 55.7%                                        | 60%                | <p>援助希求行動がとれる市民を増やしていくことは、自殺者数の減少につながると考える。</p> <p>2016（平成28）年の調査では50.3%であり、2023（令和5）年の調査では約5%の増加がみられた。</p> <p>次回調査（2029（令和11）年）でも同様の増加割合と想定。</p> |
|     | 評価手法：こころの健康に関する大分市民意識調査                       |                                              |                    |                                                                                                                                                   |
| (2) | ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人）を知っている市民の割合     | 2.9%<br>（参考値：市が実施しているゲートキーパー養成講座を知っている市民の割合） | 12%                | <p>ゲートキーパーを知っている市民が増えることで、相談されたときに適切な対応ができ、自殺者数の減少につながると考える。</p> <p>2021（令和3）年の厚生労働省の調査では12.3%であることから、同様の水準を目指す。</p>                              |
|     | 評価手法：こころの健康に関する大分市民意識調査                       |                                              |                    |                                                                                                                                                   |

※活動指標については、第5章（P38～46）に掲載

## 5 施策体系

本計画では、厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」が示す、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされる「基本施策」と地域の特性に応じた対策とされる「重点施策」を参考に、本市における自殺の現状やこれまでの取組を整理し、8つの重点施策を設定しました。また、庁内各課が実施している事業の中から、自殺対策の視点で「生きることへの包括的な支援」に資する取組を抽出し、「生きことを支える支援関連施策」として新たに位置付けました。

### 基本理念

市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市～市民一人ひとりが、心身共に健康で、みんなで助け合い、心かようまちをめざして～

### 重点施策

#### 1 地域におけるネットワークの強化

- ・ 地域や庁内におけるネットワークの強化
- ・ 特定の問題に関連する連携・ネットワークの強化

#### 2 自殺対策を支える人材の育成

- ・ 市民や様々な職種の方を対象とする研修

#### 3 市民に対する自殺予防啓発と自殺対策に関する正しい知識の周知

- ・ リーフレット、啓発グッズ等の作成・配布
- ・ 市民向け講演会、イベント、キャンペーン等を通じた普及啓発
- ・ メディアやウェブサイト等の活用

#### 4 自殺未遂者等への支援の充実

- ・ 自殺未遂者やその身近な人への相談支援

#### 5 自死遺族等への支援

- ・ 遺された人への支援

#### 6 児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する取組の実施

- ・ 児童生徒に対するSOSの出し方教育の推進
- ・ 教職員等に対する、児童生徒が発するSOSの受け止め方に関する研修の実施

## 7 ライフステージや属性・状況に応じた支援

- ・子ども・若者に対する自殺対策の推進
- ・子育て世代に対する自殺対策の推進
- ・女性に対する自殺対策の推進
- ・労働者・経営者に対する自殺対策の推進
- ・高齢者と高齢者を抱える家族等に対する自殺対策の推進
- ・生活困窮者に対する自殺対策の推進
- ・生きづらさを抱えている、抱える可能性のある人に対する支援

## 8 生きることの促進要因への支援

- ・様々な悩みに対応する相談窓口の周知



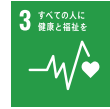
## 第5章 | 自殺対策における取組

### 1 重点施策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

「市民一人ひとりのところといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会」を実現するうえで、本市の自殺対策の基礎となるのが、地域におけるネッ

トワークの強化です。行政をはじめ関係機関・関係団体の連携や協働を推進し、自殺の要因につながる様々な問題の解決に取り組みます。



| 小カテゴリ                  | 通し番号 | 取組・事業                            | 内 容                                                                                                                                                                                | 担当課    |
|------------------------|------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 地域や庁内におけるネットワークの強化     | 1    | 包括的な支援体制の強化                      | 包括的な支援体制のより一層の強化を図るとともに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進します。                                                                                                       | 福祉保健課  |
|                        | 2    | 気づき・つながり・見守る庁内ネットワーク会議           | 各種申請・相談窓口等、市民と接することの多い関係各課が集まり、自殺の現状等について共通認識を持ちながら情報交換するとともに、相談内容に適切に対応できる専門機関などについて情報を共有し、窓口間の連携強化と相談体制の充実を図ります。                                                                 | 保健予防課  |
|                        | 3    | 大分市民のところといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会 | 自殺対策を総合的に推進するため、学識経験者や公募市民委員、医療、福祉、教育、労働、経済、法律、警察等の関係者で構成される「大分市民のところといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」において、本計画に基づく具体的な取組状況の確認及び評価等を行うとともに、新たな課題やその対応策等について協議し、各関係機関・関係団体等の取組との有機的な連携を進めます。 | 保健予防課  |
| 特定の問題に関連する連携・ネットワークの強化 | 4    | 大分市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会            | 高齢者虐待防止を目的に、関係機関の連携を図るとともにネットワーク事業に対する助言・指導を行います。                                                                                                                                  | 長寿福祉課  |
|                        | 5    | 大分市障がい者虐待防止ネットワーク運営協議会           | 障がい者虐待に対する支援を適切に実施するため、事例を共有すること等により、関係機関等との連携強化を図ります。                                                                                                                             | 障害福祉課  |
|                        | 6    | 大分市要保護児童対策地域協議会                  | 虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、具体的な事例を検討するとともに、顔の見える関係づくりを行い、連携強化を図ります。                                                                                                               | 子育て支援課 |
|                        | 7    | 大分市居住支援協議会による住宅セーフティネット制度の推進     | 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成している者などの「住宅確保要配慮者」に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、関係機関と連携し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施します。                                                         | 住宅課    |

#### 活動指標

| No. | 事業名                         | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課   |
|-----|-----------------------------|-----------------------|-------|
| 2   | 気づき・つながり・見守る庁内ネットワーク会議 開催回数 | 1 回                   | 保健予防課 |
| 3   | 自殺対策行動計画策定推進検討委員会 開催回数      | 2 回                   | 保健予防課 |

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

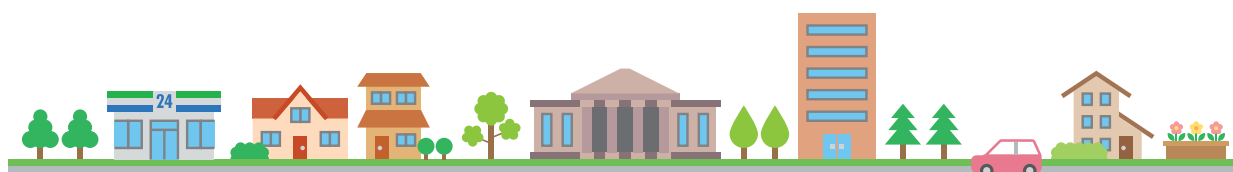
様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期に「気づき」「声をかけ」「話を聞き」「必要な支援につなぎ」「見守る」ゲートキーパーの役割を担う人材の養成が必要です。一般市民や地域で活動する支援者、関係機関・関係団体の職員等に対して研修を行うことで、地域の支え手となる人材を育成していきます。



| 小カテゴリ              | 通し番号 | 取組・事業           | 内 容                                                                                                                                  | 担当課               |
|--------------------|------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 市民や様々な職種の方を対象とする研修 | 8    | ゲートキーパー養成研修     | 一般市民や地域で活動する支援者、関係部署の職員や学校の教職員等を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」を養成するため、研修を実施します。                               | 保健予防課             |
|                    | 9    | 精神保健福祉従事者研修     | 関係機関において精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、自殺の危険因子であるうつ病や統合失調症、アルコール依存症等、精神疾患の基礎知識や対応についての理解を深めるため、研修を実施します。                                      | 保健予防課             |
|                    | 10   | 精神障がい者相談員研修     | 精神障がい者やその家族などからの相談に対応している相談員を対象に、相談に応じるスキルの向上と、自殺に関する正しい知識を深めるため、研修を実施します。                                                           | 保健予防課             |
|                    | 11   | 児童生徒に関わる関係者への研修 | 小中学校及び義務教育学校の養護教諭を対象に、資質や実践的指導力の向上と学校における健康相談の充実を図るため、研修を実施します。<br>また、学校保健関係者を対象に、児童生徒の心身の健康課題について理解を深め適切に対応するため、メンタルヘルス等の講演会を実施します。 | 体育保健課<br>大分市学校保健会 |
|                    | 12   | 学校教育相談研修        | 小中学校及び義務教育学校の教職員を対象に、いじめや不登校等、自殺の誘因となる諸課題について、指導者としての資質の向上及び実践的指導力の向上を図るため、研修を実施します。                                                 | 大分市教育センター         |

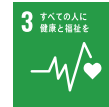
### 活動指標

| No. | 事業名                     | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課   |
|-----|-------------------------|-----------------------|-------|
| 8   | ゲートキーパー養成人数 (実)         | 261人                  | 保健予防課 |
| 9   | 精神保健福祉従事者研修 開催回数 (参加人数) | 1回 (106人)             | 保健予防課 |



### (3) 市民に対する自殺予防啓発と自殺対策に関する正しい知識の周知

市民に対してあらゆる機会を通じて相談機関に関する情報提供を行うとともに、市民が自殺対策に関する正しい知識を得ることができるように、積極的に普及啓発を行っていきます。



| 小カテゴリ                        | 通し番号 | 取組・事業                 | 内 容                                                                                           | 担当課            |
|------------------------------|------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 啓発グッズ等の作成・配布                 | 13   | 自殺対策についての知識や相談窓口の周知   | 自殺対策についての知識や相談窓口を広く市民に周知するため、普及啓発グッズ等の配布やホームページ等の内容の充実を図ります。                                  | 保健予防課          |
|                              | 14   | 啓発グッズ等の作成と活用          | 心の相談や法律、仕事・職場、子育てなど様々な悩みに対応できる相談機関を掲載した啓発グッズを作成し、相談者が適切な窓口につながり、必要な支援を受けられるよう、各種相談窓口の周知を図ります。 | 保健予防課          |
| 市民向け講演会、イベント、キャンペーン等を通じた普及啓発 | 15   | 自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発 | 自殺予防週間（9月10日～9月16日）と自殺対策強化月間（3月）に合わせて、街頭キャンペーンや窓口での啓発を行い、自殺に関する市民の理解を深めます。                    | 保健予防課          |
|                              | 16   | 講演会・健康教室による普及啓発       | 講演会や健康教室を開催し、うつ病や心の健康、自殺対策に関する正しい知識の普及を図ります。                                                  | 保健予防課          |
|                              | 17   | 心の健康教室                | 中学生を対象に、心の健康教室を開催し、アルコールやタバコ等による心身への影響や心の健康づくりなどについて、正しい知識の普及を図ります。                           | 保健予防課<br>体育保健課 |
| メディアやウェブサイト等の活用              | 18   | メディアを活用した啓発           | 市報や市ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を積極的に活用して、心の健康づくりに関する情報や関係機関の活動の広報等について啓発を推進します。                       | 保健予防課          |

#### 活動指標

| No. | 事業名              | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課   |
|-----|------------------|-----------------------|-------|
| 14  | 自殺対策に関する啓発グッズ配布数 | 40,431部               | 保健予防課 |
| 16  | 講演会・健康教育回数（参加人数） | 14回（1,500人）           | 保健予防課 |
| 18  | ホームページアクセス数      | 17,102件               | 保健予防課 |
| 18  | こころの体温計アクセス数     | 44,886件               | 保健予防課 |

#### 「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」について

平成28年（2016年）4月に改正された自殺対策基本法の第7条に規定されました。  
9月10日の「世界自殺予防デー」に合わせて、9月10日から9月16日は「自殺予防週間」とされています。  
また、国は例年自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。どちらも全国で様々な啓発活動や相談支援活動が集中的に行われます。

## （４）自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外に比べて著しく高いことが分かっています。再度の自殺企図を防ぐため、相談や自殺企図の要因に応じた関係機関の紹介等、必要な支援を行います。



| 小カテゴリ              | 通し番号 | 取組・事業                   | 内 容                                                                                                    | 担当課   |
|--------------------|------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 自殺未遂者やその身近な人への相談支援 | 19   | 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するための取組 | 保健所が把握した自殺未遂者については、個々の事例について支援会議を開催して支援の方向性を検討したうえで、対象者及びその家族等に対して自殺企図の要因の解決に向けた支援を行い、再度の自殺企図の防止に努めます。 | 保健予防課 |
|                    | 20   | 医療機関等との連携による自殺未遂者支援     | 自殺未遂者等に対する支援体制の充実につなげるため、市内救急病院・精神科医療機関等との連携や警察署等との連絡会を通して、未遂者支援を行います。                                 | 保健予防課 |

### 活動指標

| No. | 事業名                 | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課   |
|-----|---------------------|-----------------------|-------|
| 19  | 警察からの自殺企図連絡者に対する支援率 | 100%                  | 保健予防課 |

## （５）自死遺族等への支援

自殺により遺された人等が、必要な支援を得ることができるよう、関係機関と連携し、支援を行います。



| 小カテゴリ     | 通し番号 | 取組・事業           | 内 容                                                            | 担当課   |
|-----------|------|-----------------|----------------------------------------------------------------|-------|
| 遺された人への支援 | 21   | 遺族等に対する必要な情報の発信 | 自死遺族等からの相談に応じ、遺族が必要とする支援に関する情報提供を行うとともに、自死遺族のつどいの場や相談窓口を紹介します。 | 保健予防課 |

### 活動指標

| No. | 事業名             | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課   |
|-----|-----------------|-----------------------|-------|
| 21  | 自死遺族のつどい 市報掲載回数 | 4 回                   | 保健予防課 |

## (6) 児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する取組の実施

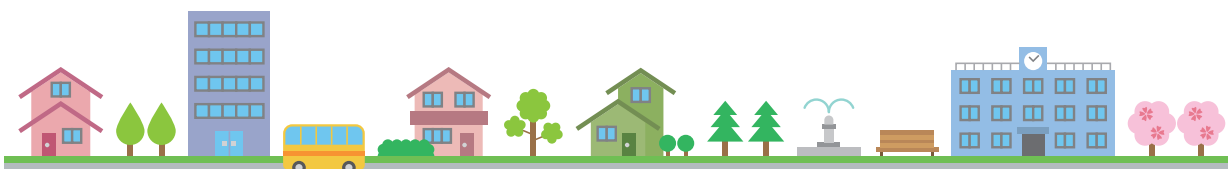
困難やストレスに直面した児童生徒が、助けを求めてもよいことを知り、信頼できる大人に助けの声をあげるなど、適切な対応ができるように、SOSの出し方に関する教育を行います。また、児童生徒から発せられたSOSを周囲の大人たちが適切に受け止め、必要な支援につなげられるように、受け止める側の大人に対する研修を行い、理解の促進やSOSの受け止め方についての啓発を行います。



| 小カテゴリ                               | 通し番号 | 取組・事業                   | 内 容                                                                                           | 担当課     |
|-------------------------------------|------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 児童生徒に対するSOSの出し方教育の推進                | 22   | 「生徒指導連絡会」「いじめ・不登校等対応研修」 | 教職員に対して、いじめ・不登校などの早期解決や児童生徒の自殺防止に向けた組織的対応、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の指導方法などについて、研修を実施します。 | 児童生徒支援課 |
|                                     | 23   | SOSの出し方に関する教育           | 児童生徒に対して、一人1台端末を利用したり、相談窓口を周知したりするなど、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を実施します。                            | 児童生徒支援課 |
| 教職員等に対する、児童生徒が発するSOSの受け止め方に関する研修の実施 | 24   | 児童が発するSOSの受け止め方研修       | 小学校等の教職員に対して、児童が発するSOSのサインに気づき、専門機関につなげるなどの適切な対応がとれるようにするため、研修を実施します。                         | 子育て支援課  |

### 活動指標

| No. | 事業名                 | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課     |
|-----|---------------------|-----------------------|---------|
| 22  | 生徒指導連絡会 開催回数 (参加人数) | 2回 (346人)             | 児童生徒支援課 |



## (7) ライフステージや属性・状況に応じた支援



市民のライフステージや属性・状況ごとに、自殺の要因となりうる様々な問題があります。それぞれの問題に特化した施策や適切な相談窓口の紹介を通じて、支援を必要としている人が必要な支援を受けることができるように、取組や事業の周知と内容の充実を図ります。

| 小カテゴリ             | 通し番号 | 取組・事業              | 内 容                                                                                                                                                                                    | 担当課                  |
|-------------------|------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 子ども・若者に対する自殺対策の推進 | 25   | 大分市子どもの貧困対策専門部会    | 様々な理由で生活困窮の状態にある家庭の支援を行うため、庁内関係課で構成される専門部会において、情報交換や情報共有を図りながら、各種施策を整理するとともに、効果的な施策を検討します。                                                                                             | 子ども企画課               |
|                   | 26   | 虐待を受けている児童への支援     | 児童虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた子どもへのケアや相談、再発防止に取り組みます。                                                                                                                                     | 子育て支援課               |
|                   | 27   | ヤングケアラーに対する相談      | ヤングケアラーの子どもの把握に努め、必要な相談支援等を行います。また、児童虐待やヤングケアラーに関するチラシを作成し、小中学校及び義務教育学校を通じて子どもに配布し、相談方法や相談先などの周知啓発を行います。                                                                               | 子育て支援課               |
|                   | 28   | いじめ・不登校等未然防止対策事業   | 全小中学校及び義務教育学校において、学級集団検査「hyper-QU」やいじめアンケート等を実施し、児童生徒個々の学級生活における満足度等を把握するとともに、「OITA COCOLO PLAN」に基づき、調査結果を踏まえ教育相談を行うなど、多面的・多角的な児童生徒理解に努めます。                                            | 児童生徒支援課              |
|                   | 29   | 学校いじめ防止対策委員会       | いじめの未然防止、早期発見・対応などのため、個々の状況に応じ、大分市教育センターや警察等の必要な関係機関と連携して、組織的な対応を行います。                                                                                                                 | 児童生徒支援課              |
|                   | 30   | 不登校児童生徒への支援        | 不登校となっている児童生徒について、学級担任や養護教諭等が、家庭と連携し、不登校の理由に応じたアセスメントを行うとともに、「OITA COCOLO PLAN」の取組に基づき、多様な学びの場や居場所の確保を行うなど、社会的自立に向けた、誰一人取り残されない支援の充実を図ります。                                             | 児童生徒支援課              |
|                   | 31   | 各種相談窓口の周知及び相談体制の充実 | ①児童生徒等に対する相談窓口の周知<br>一人で悩みを抱え込まないことや相談では秘密が守られることなどを掲載した大分市教育センターの案内リーフレットとPRカードを作成・配布します。<br>②学校生活等に関する相談の充実<br>各学校において、児童生徒の悩み・相談に対応します。大分市教育センターにおいて、いじめや不登校、友人関係等についての悩みの相談に対応します。 | 大分市教育センター            |
|                   | 32   | 教育相談体制の充実          | 小中学校及び義務教育学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒の状況や相談内容に応じて、学級担任、養護教諭、教育相談担当者、生徒指導担当者、特別支援教育コーディネーター等と連携して、校内相談体制の充実を図ります。                                                             | 大分市教育センター<br>児童生徒支援課 |

| 小カテゴリ              | 通し番号 | 取組・事業                | 内 容                                                                                                                                                                                             | 担当課                    |
|--------------------|------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 子育て世代に対する自殺対策の推進   | 33   | 乳児家庭全戸訪問事業           | 乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じます。また、地域における子育てサロンの紹介など、子育てに関する情報を提供し、子育て世代の方々が子育て疲れに追い込まれないように支援します。                                                                                    | 健康課                    |
|                    | 34   | こどもルーム事業             | 保護者の悩みに応じ、子育て情報の提供や保護者どうしをつなげることで育児不安を解消できるよう、親子が気軽に集える場を提供します。また地域子育て相談機関としてこどもルーム指導員や専門知識を持つファミリーパートナー（保育士・保健師・心理士）等が、育児相談に応じたり、子育て支援のサービスや地域情報を提供し、相談者の希望があれば、家庭訪問して相談するなどして気軽に相談できる体制を作ります。 | 子育て支援課                 |
|                    | 35   | ひとり親家庭に対する相談         | 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子どもの養育、生活等の相談に応じ、ひとり親であるがために孤立し、追い込まれてしまうことを未然に防止します。<br>また、ひとり親家庭支援プラザでは、土曜日にも相談を受け付けます。                                                                                    | 子育て支援課                 |
|                    | 36   | 子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業 | 子育てに対して不安・負担を抱えている子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等に対して、家事・育児を支援するヘルパーを派遣し、不安や悩み等の傾聴及び相談支援、家事・育児支援等を行います。                                                                                                     | 子育て支援課                 |
| 女性に対する自殺対策の推進      | 37   | 女性を対象とした各種相談         | ①女性のためのなんでも相談<br>夫婦、家族、対人関係、仕事等、女性が抱える様々な悩み事に関して、相談員が相談に応じます。<br>②女性のための女性弁護士相談<br>女性が抱える問題について、法的な観点から女性弁護士が相談に応じます。                                                                           | 生活安全・男女共同参画課<br>子育て支援課 |
|                    | 38   | 妊産婦に対する支援            | 母子健康手帳交付時のアンケート・面談や妊娠8ヶ月時のアンケートにより、必要に応じて妊娠期から支援します。また、産後うつ等の早期発見等のため、産婦健康診査においてこころの健康チェックを行い、継続支援が必要と判断された産婦については、産科医療機関・助産所等と連携し、産後ケア事業等適切な支援につなぎ、妊娠中から産褥期、子育て期まで切れ目のない支援を行います。               | 健康課                    |
| 労働者・経営者に対する自殺対策の推進 | 39   | 働く世代健康応援事業           | 大分市内の事業所を訪問し、生活習慣病予防や心の健康について健康相談や健康教育を行います。                                                                                                                                                    | 健康課                    |
|                    | 40   | 労働者等の福利厚生者の充実支援      | 大分市内の事業所に勤務する労働者やその事業主に対して、健康の維持増進、自己啓発や余暇活動支援などの事業を実施している「大分勤労者サービスセンター」への加入を促し、労働者等の福祉の向上に努めます。                                                                                               | 商工労政課                  |
|                    | 41   | 経営相談                 | 大分市産業活性化プラザにおいて、市内企業で働く人、創業を志す人に対し、「経営面、財務面等に関する情報提供」「経営上の問題点の整理、問題解決のための手法の提案」「経営、人材、情報化、技術等の課題等に関する助言」等の相談に対応します。                                                                             | 創業経営支援課                |
|                    | 42   | 中小企業向け融資             | 金融機関へ預託金を預け入れ融資のあっせんを行うことにより、事業者が必要とする運転資金や設備資金の資金繰りを支援します。また、融資を利用する際の信用保証料について、市が一部または全部補助を行います。                                                                                              | 創業経営支援課                |

| 小カテゴリ                        | 通し番号 | 取組・事業                         | 内 容                                                                                                                         | 担当課                                |
|------------------------------|------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 高齢者と高齢者を抱える家族等に対する自殺対策の推進    | 43   | 地域包括支援センターによる相談               | 高齢者に関する総合相談窓口として、高齢者やその家族、地域の人からの相談を受け、必要な情報の提供やサービスを紹介し支援につなげます。                                                           | 長寿福祉課                              |
|                              | 44   | 認知症家族介護支援事業                   | 認知症高齢者や若年性認知症を抱える家族向けに講習会を開催し、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症に対する理解を深めることで、患者を抱える家族の精神的・身体的な負担の軽減を図るとともに、同じ悩みを抱える仲間づくりなどを勧めます。         | 長寿福祉課                              |
|                              | 45   | 権利擁護事業                        | 高齢者が地域において安心して生活することができるよう、消費者被害等の相談や成年後見制度の紹介、虐待の早期対応等を行います。                                                               | 長寿福祉課                              |
|                              | 46   | 介護予防・生活支援サービス事業               | 介護保険の要支援者及び事業対象者に対し、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上等のプログラムを実施することで、高齢者自身の生活行為の維持改善と自立した生活に向けた支援を行います。                                | 長寿福祉課                              |
|                              | 47   | 高齢者虐待防止ネットワーク事業               | 地域ごとに多様な関係者で構成する「高齢者虐待防止」に関わる会議において、高齢者虐待の早期発見や支援方法並びに解決策等の協議を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。                                       | 長寿福祉課                              |
|                              | 48   | オレンジカフェ（認知症カフェ）               | 認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集い、情報交換ができる「認知症カフェ」の運営に対する補助金交付や認知症カフェ運営者を対象とした研修を行い、新規開設や継続的な運営を支援することで、認知症の人やその家族などの孤立化を防止します。 | 長寿福祉課                              |
| 生活困窮者に対する自殺対策の推進             | 49   | 税金滞納者からの納税相談                  | 企業倒産や失業などにより収入が激減し、納税が困難になった場合など、納税相談に応じ、一定の条件を満たせば納税が猶予されることや、市税の減免が受けられることについて周知に努めます。                                    | 納税課<br>国保年金課                       |
|                              | 50   | 生活保護法による生活保護制度                | 様々な要因により生活に困窮している人に対して、その困窮の程度に応じて、生活保護基準に基づく保護を実施し、生きていくための生活基盤を整備します。                                                     | 生活福祉課                              |
|                              | 51   | 生活困窮者自立支援制度                   | 生活困窮者に対して、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業、就労準備支援事業等を通して、生活の立て直しに向けた支援を行います。                                                    | 生活福祉課                              |
|                              | 52   | 生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議           | 生活に困窮した人が抱える個々の問題について、作成した支援プランが適切かを判断するとともに、関係機関の役割調整並びに事務評価等の検証を行います。                                                     | 生活福祉課                              |
|                              | 53   | 市営住宅使用料滞納者の納付相談               | 企業倒産や失業などにより収入が激減し、使用料の納付が困難になった場合など、納付相談に応じ、一定の条件を満たせば分割納付や使用料が減免されることがあることについて周知に努めます。                                    | 住宅課                                |
| 生きづらさを抱えている、抱える可能性のある人に対する支援 | 54   | 性的マイノリティへの差別や偏見の解消に向けた人権教育・周知 | 「おおいたパートナーシップ宣誓制度」の周知やセミナーの開催、情報誌への記事の掲載などを通じて、性的マイノリティに対する理解を促進することで、偏見や差別の解消に取り組みます。                                      | 生活安全・男女共同参画課<br>人権尊重推進課<br>人権教育推進課 |
|                              | 55   | 地域の居場所づくり事業                   | 全世代を対象に、交流活動を月2回以上実施する非営利団体に対して開設費及び運営費の補助を行い、人との交流を必要とする誰もが集える居場所づくりを進め、地域において孤立化している人や今後孤立する可能性のある人が、人と触れ合える環境を整備します。     | 生活福祉課                              |
|                              | 56   | ひきこもり相談                       | 様々な理由でひきこもり、またはひきこもりに準ずる状態にある方やその家族に対して、問題解決に向け必要な支援を行います。                                                                  | 生活福祉課<br>保健予防課                     |
|                              | 57   | 子どもの居場所づくりネットワーク推進事業          | 子ども食堂を運営する団体へ経費の一部を補助することにより、学習支援を含めた子どもの居場所づくりを進めます。                                                                       | 子ども企画課                             |
|                              | 58   | DV相談                          | 配偶者やパートナーから心身への暴力を受けている被害者に対し、個人情報の漏洩に最大限配慮しながら相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。                                            | 子育て支援課                             |

## 活動指標

| No. | 事業名                    | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課         |
|-----|------------------------|-----------------------|-------------|
| 31  | PRカード配布数               | 42,000枚               | 大分市教育センター   |
| 31  | 案内リーフレット配布数            | 3,200枚                | 大分市教育センター   |
| 32  | SSW（スクールソーシャルワーカー）対応件数 | 1,638件                | 大分市教育センター   |
| 33  | 乳児家庭全戸訪問実施率            | 98.4%                 | 健康課         |
| 38  | 母子健康手帳交付時面接実施率         | 99.9%                 | 健康課         |
| 39  | 事業所訪問（健康教育）数           | 11事業所                 | 健康課         |
| 43  | 地域包括支援センター相談件数         | 61,004件               | 長寿福祉課       |
| 51  | 生活困窮者自立相談支援事業 新規相談件数   | 1,266件                | 生活福祉課       |
| 56  | ひきこもり相談 延べ件数           | 93件                   | 生活福祉課・保健予防課 |
| 58  | DV相談 延べ件数              | 445件                  | 子育て支援課      |

## （８）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことも必要です。様々な問題に関する相談窓口を充実させることで、自殺に傾いている方やその家族が抱える悩みやストレスの負担軽減を図り、「生きることの促進要因」を強化します。



| 小カテゴリ             | 通し番号 | 取組・事業                  | 内 容                                                       | 担当課          |
|-------------------|------|------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------|
| 様々な悩みに対応する相談窓口の周知 | 59   | 市民相談窓口                 | 市政及び個人生活に関する様々な悩み事や心配事等の相談に対応します。                         | 広聴広報課        |
|                   | 60   | 専門的な悩みごと相談             | 男女が抱える専門的な悩み事について、各分野専門の相談員が相談に応じます。                      | 生活安全・男女共同参画課 |
|                   | 61   | 人権相談                   | 人権に関する様々な相談に応じます。また、人権擁護委員会による各種人権相談を関係機関と協力して実施します。      | 人権尊重推進課      |
|                   | 62   | 精神保健福祉相談               | 精神的なストレスや抑うつ感、焦燥感など、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。 | 保健予防課        |
|                   | 63   | 精神障がい者相談員による相談         | 精神疾患患者やその家族が抱える不安や孤立の軽減を図るため、専門の相談員が相談に応じます。              | 保健予防課        |
|                   | 64   | 健康に関する相談               | 心身の健康に対する個別の相談に応じ、健康な生活に向けて指導及び助言を行います。                   | 健康課          |
|                   | 65   | 母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談 | 就業支援員による就業相談、就業情報の提供を行います。                                | 子育て支援課       |

## 活動指標

| No. | 事業名             | 現状値<br>(2023 (R5) 年度) | 担当課   |
|-----|-----------------|-----------------------|-------|
| 59  | 市民相談窓口 相談対応延べ件数 | 3,511件                | 広聴広報課 |
| 62  | 精神保健福祉相談 延べ件数   | 6,124件                | 保健予防課 |
| 64  | 健康に関する相談 延べ件数   | 16,351件               | 健康課   |

## ② 生きることを支える支援関連施策

| 通し番号 | 事業名                          | 内 容                                                                                                                                            | 関係課                | カテゴリ         |
|------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------|
| 1    | 障がいに関する相談                    | 聴覚障がい者相談員や知的障がい者相談員を配置し、相談体制を整えます。                                                                                                             | 障害福祉課              | (1) 相談       |
| 2    | 障がい者相談支援センターの設置              | 障がい者やその家族からの生活相談に応じ、日常生活上の支援等を行います。                                                                                                            | 障害福祉課              | (1) 相談       |
| 3    | 就労ピアサポートサロンおおいとの開催           | 障がい当事者である「ピアスタッフ」を中心に、障がいのある方の「交流・情報交換の場」として当事者同士での相談の機会を提供します。                                                                                | 障害福祉課              | (1) 相談       |
| 4    | 障がい者虐待防止センターの設置              | 障がい者が受けた虐待に関する通報や相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して、啓発訪問や職員への研修を行うことで、早期発見や虐待防止に努めます。                                                                | 障害福祉課              | (1) 相談       |
| 5    | 物忘れ定期相談会                     | 認知症サポート医、認知症地域支援推進員による認知症に関する相談会を実施します。                                                                                                        | 長寿福祉課              | (1) 相談       |
| 6    | 認知症の悩み電話相談                   | 認知症についての専用電話を設け、物忘れが気になる等の相談に対応します。                                                                                                            | 保健予防課              | (1) 相談       |
| 7    | 難病に関する相談                     | 保健師や訪問相談員が、難病患者やその家族等の相談に応じ、必要な支援を行います。                                                                                                        | 保健予防課              | (1) 相談       |
| 8    | 難病医療相談会                      | 専門医を講師とした講演会、医療相談会、患者の交流会を開催し、難病患者やその家族等を支援します。                                                                                                | 保健予防課              | (1) 相談       |
| 9    | 労働相談                         | 賃金や、勤務時間等の労働条件をはじめ、各種ハラスメントに関する事など、働く上で生じた様々な悩みや問題について、労働基準監督署等の関係機関と連携しながら、相談に対応します。                                                          | 商工労政課              | (1) 相談       |
| 10   | 健康診査事業（特定健康診査を含む）            | 病気の早期発見・早期治療や、病気そのものを予防するために、健診受診を勧めていきます。                                                                                                     | 国保年金課<br>健康課       | (2) 給付、サービス等 |
| 11   | 子育て世帯（生活保護世帯及び就学援助世帯）への塾費用助成 | 子どもたちに学力を向上するための機会の提供及び子育て世帯の負担軽減を図るため、生活保護世帯及び就学援助世帯の中学生を対象に塾に通う費用を助成します。                                                                     | 生活福祉課              | (2) 給付、サービス等 |
| 12   | 保育料の支援                       | 子育て世帯の経済的な負担を減らすため、要保護世帯・多子世帯に対する保育料の軽減や、第2子以降の3歳未満児の保育料の無償化を行います。                                                                             | 子ども入園課             | (2) 給付、サービス等 |
| 13   | 市営住宅優先抽選                     | 20歳未満の子を扶養している母子もしくは父子、18歳未満の子を3人以上扶養している者などへ、市営住宅に優先的に入居できる抽選を行います。<br>世帯の所得状況に応じ、家賃の減免を行います。                                                 | 住宅課                | (2) 給付、サービス等 |
| 14   | 就学援助制度                       | 経済的な理由で困りのある児童・生徒の保護者の方に、児童生徒の入学にあたり、学用品費の一部や修学旅行費などを援助します。                                                                                    | 児童生徒支援課            | (2) 給付、サービス等 |
| 15   | 人権意識の普及・高揚                   | あらゆる人権問題に関する啓発ポスターを制作し、各支所や地区公民館等の公共施設に掲示するなど、人権意識の普及・高揚を図ります。                                                                                 | 市民協働推進課<br>人権尊重推進課 | (3) 啓発       |
| 16   | いのちの教育プログラム                  | 幼稚園、小・中・義務教育学校・特別支援学校等の幼児・児童・生徒等を対象に、日々の生活の中にある人と動物のかかわりに気づき、いのちの尊厳を感じることができるようプログラムを引き続き実施します。動物が苦手な子どもや動物アレルギーを持つ子どもに配慮しつつ、犬との交流等も続けて取り組みます。 | 衛生課                | (3) 啓発       |
| 17   | 子どものメンタルヘルスに関する情報発信          | 厚生労働省「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」等の情報を市ホームページ等で紹介します。                                                                                        | 保健予防課              | (3) 啓発       |
| 18   | 職場での対応の促進                    | 「職場における自殺の予防と対応」（厚生労働省）等の情報を普及啓発します。                                                                                                           | 保健予防課              | (3) 啓発       |

| 通し番号 | 事業名                 | 内 容                                                                                       | 関係課            | カテゴリ           |
|------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 19   | 勤労者のメンタルヘルスに関する情報発信 | 事業主や働く人等に向け、厚生労働省「こころの耳：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」や「ストレスチェック制度」等の情報を市ホームページ等で紹介します。             | 保健予防課<br>商工労政課 | (3) 啓発         |
| 20   | 学校での対応の促進           | 子どもの自殺に関する事案が発生したときは、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省）等を活用し、各学校で適切に対応できるよう努めます。              | 児童生徒支援課        | (3) 啓発         |
| 21   | 認知症サポーター養成講座        | 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする、認知症サポーターの養成講座を開催します。                               | 長寿福祉課          | (4) 人材育成       |
| 22   | 健康推進員事業             | 地域の健康づくりの推進のため、健康づくりに関する知識の普及活動や健診受診率向上のための活動に取り組みます。                                     | 健康課            | (4) 人材育成       |
| 23   | 総合型地域スポーツクラブ活動の支援   | 多世代、多種目、多志向の理念の下、スポーツや文化活動を通じて、地域の人々の生きがいづくりや健康づくりを目的とする総合型スポーツクラブ活動を支援します。               | スポーツ振興課        | (5) 住みやすいまちづくり |
| 24   | ご近所の底力再生事業          | 自治会内の交流、連帯感を深め地域コミュニティの活性化を図るため、自治会が取り組む住民のふれあいの場づくり等の事業を支援します。                           | 市民協働推進課        | (5) 住みやすいまちづくり |
| 25   | 長寿応援バス事業            | 気軽に外出することができる環境をつくり、健康の維持増進や積極的な社会参加を図るため、高齢者が市内の一般路線バスを利用する際の支援を行います。                    | 長寿福祉課          | (5) 住みやすいまちづくり |
| 26   | 老人クラブ活動の支援          | 高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的とする老人クラブ活動を支援します。                                                     | 長寿福祉課          | (5) 住みやすいまちづくり |
| 27   | 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業  | 家庭ごみを所定のごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、自宅の玄関先などに直接収集に伺います。                          | 清掃業務課          | (5) 住みやすいまちづくり |
| 28   | 森林セラピー魅力創出事業        | 森林セラピーを活用した、心と身体の健康づくりや地域振興などを目的として、一般市民を対象にイベント型や個別案内（5人までの少人数）等の様々な体験ツアーを開催します。         | 林業水産課          | (5) 住みやすいまちづくり |
| 29   | 公園の整備               | 地域住民の要請を基に、健康づくりのための健康遊具を設置するなど、公園の整備を行います。                                               | 公園緑地課          | (5) 住みやすいまちづくり |
| 30   | ふれあい交通運行事業          | 公共交通機関の利用が不便な地域と最寄りの路線バス停留所を結ぶ乗合タクシーを運行させることにより、自家用車を運転しない方などの日常生活における移動手段を確保します。         | 都市交通対策課        | (5) 住みやすいまちづくり |
| 31   | おおいたふれあい学びの広場       | 地域の団体等が、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供し、子どもの社会性を育むとともに地域全体の教育力の向上を図ります。 | 社会教育課          | (5) 住みやすいまちづくり |
| 32   | 子ども体験交流事業           | 地区公民館において、地域内の関係機関、団体等と連携し、地域全体で子どもの学びや家庭を支えることで、家庭・地域の教育力の向上及び地域コミュニティの活性化を図ります。         | 社会教育課          | (5) 住みやすいまちづくり |

※カテゴリの説明

|                |                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| (1) 相談         | 市民からの様々な相談に対し、適切な助言や窓口の紹介等を行うことにより、市民が一人で悩みを抱えることを防ぎ、生きる支援（自殺対策）につなげる。 |
| (2) 給付、サービス等   | 市民に対し、支給・助成・減免・軽減等のサービスを提供することにより、市民一人ひとりの生活の向上を図り、生きる支援（自殺対策）につなげる。   |
| (3) 啓発         | 市民に対し、生きる支援（自殺対策）に関する知識を含む、様々な情報を広く発信する。                               |
| (4) 人材育成       | 市民や支援者に対し、研修等により地域を担う人材を育成し、生きる支援（自殺対策）につなげる。                          |
| (5) 住みやすいまちづくり | 誰もが大切にされ、豊かでゆとりのある生活が送れるような、安心・安全なまちづくりを行う。                            |

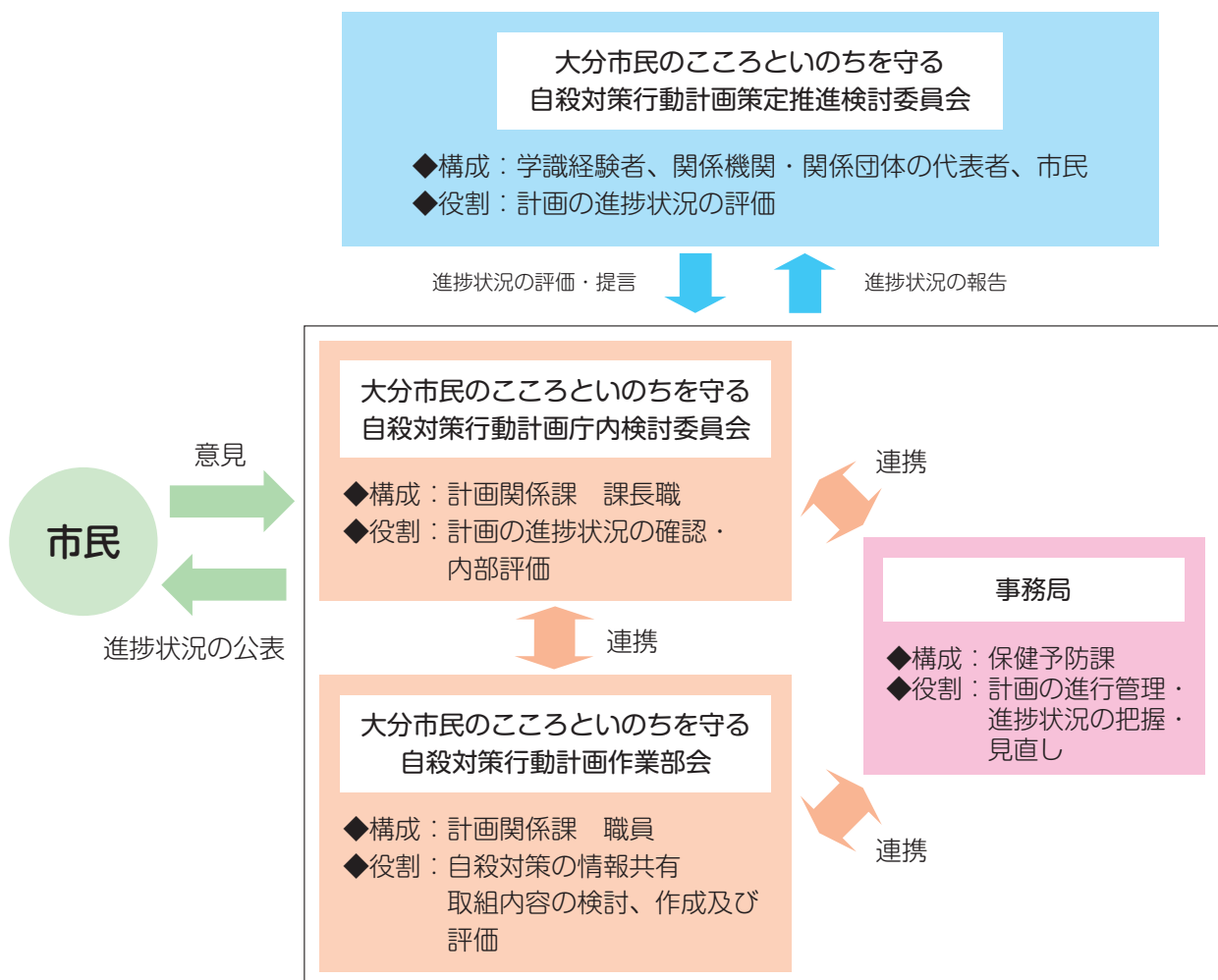


## 第6章 | 計画の推進体制

### ① 推進体制

『市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市』の実現をめざし、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会」において、全庁的に関係各課の連携を図り、取組を推進します。また、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」において、専門的見地による意見をいただきながら、本市の自殺対策について引き続き協議します。

〈推進体制のイメージ〉



### ② 計画の進行管理

各事業の実施状況を毎年把握し、「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会」及び「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会」において、計画の進捗状況の確認及び評価を行います。また、評価を踏まえて必要に応じて取組の見直しを行います。



# 資料編

- 推進体制を支える関係機関・関係団体の取組
- 各種相談窓口一覧
- 自殺対策基本法
- 自殺総合対策大綱（概要）
- 大分市民のこころといのちを守る条例
- 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会設置要綱
- 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会委員名簿
- 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会設置要綱
- 計画策定に係る検討経過
- 「こころの健康についての大分市民意識調査」（2023（令和5）年実施分について

## 推進体制を支える関係機関・関係団体の取組

(令和6年11月現在)

順不同

### 大分県立看護科学大学

- 1 県や県内の市町村に対する自殺対策支援を行っています。
- 2 学生に対し、精神看護学の授業としての自殺予防学授業及び、予防的家庭訪問実習（学生チームが75歳以上の在宅高齢者を定期的に訪ね、生活や健康の維持の為にニーズを共に考える）を行っています。一般市民に対し、公開講座「自殺予防と看護の役割」を開催しています。
- 3 学生のこころの健康管理のため、学生生活支援委員会・保健室・非常勤カウンセラーが連携して支援し、必要に応じて顧問医（精神科）を紹介しています。

### 大分市連合医師会

- 1 大分市の各種委員会等への参加  
大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会や、大分市地域保健委員会（精神保健福祉小委員会）へ参加し、専門家の立場から意見具申を行っています。
- 2 「大分いのちの電話」への支援・協力  
三医師会（大分市医師会・大分郡市医師会・大分東医師会）のそれぞれから毎年、賛助会費を支出し支援を行っています。
- 3 学校医・園医・嘱託医による支援  
各学校において関連する諸問題とその対策について相談にのり、アドバイスをしています。
- 4 産業医・かかりつけ医等による支援  
2015（平成27）年12月から開始されたストレスチェック制度において、事業所からの要請による面接要否判断や指導等を行っています。
- 5 研修会・講演会等の開催  
専門家領域において、関連する研修会等を実施しています。

## 大分県精神科病院協会

- 1 大分県精神科救急医療システム事業  
夜間、休日の緊急の診察・入院等に、輪番体制を構築して対応しています。
- 2 自殺対策やいじめ対策等の関係各委員会への参加協力  
協会が推薦した委員が各委員会へ出席し、相談・助言・意見交換等を行っています。
- 3 周産期メンタルヘルスケア体制の整備事業「大分トライアル」への協力  
精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦を早期に発見し、産科医療機関と行政・精神科との連携により安定した状態に保つ地域としてのシステム構築を行っています。
- 4 大分県要保護児童対策地域協議会への協力  
複雑化する児童虐待問題について、関係機関等の情報共有・連携を強化し、要保護児童等への支援の充実を図るため、協会会員病院の登録を行っています。
- 5 医療従事者研修会の実施  
医師やコメディカルを対象とした専門部会を設け、様々な研修を行っています。

## 大分県精神保健福祉士協会

- 1 大分県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士としての専門的資質の向上に努め、会員及び関係機関との連携と協力を図り、精神障がい者の社会的復権及び福祉のための専門的・社会的活動を行うとともに、精神保健福祉の啓発普及活動を推進することにより、大分県民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的に、2000（平成12）年4月22日に設立されました。
- 2 市民相談室、大分県こころの緊急支援活動チーム運営協議会及び大分県災害派遣精神医療チームに対して会員の派遣を行っています。
- 3 会員の資質向上を目的とした定期研修会等を実施しています。
- 4 医療、福祉等の現場で精神保健福祉の相談に応じ、その中で自殺予防につながるよう関係機関との連携を図り活動を行っています。

## 大分県公認心理師協会

- 1 大分県「SNSを活用したところの相談事業」の実施（2021（令和3）年～）  
大分県から委託を受け、週2回SNS相談を実施しています。
- 2 大分県「LGBT等相談窓口」の実施（2021（令和3）年～）  
大分県から委託を受け、週2回SNS相談と電話相談、メール相談を実施しています。
- 3 様々な災害や事件・事故等の緊急支援や新型コロナウイルス感染に関するところのケア、自殺予防を含めた被災者・被害者支援など必要に応じて中長期的支援を行っています。
- 4 大分県CRTへの協力  
大分県CRTの活動をともに行い、会員に対してCRT研修会への参加やメンバー登録を勧めています。
- 5 人材育成  
多方面からの心のケアについて学びを深めています。また、相談事業に従事する相談員を対象に研修会や事例検討会を開催し、情報共有と相談技術の向上を図っています。
- 6 自治体や事業所への相談員や講師、委員会委員の派遣  
自治体や事業所からの依頼を受けて、研修会講師や相談員を派遣しています。研修会では、メンタルヘルス予防やセルフケアの方法の講演を行い、派遣事業では職員のメンタルヘルス相談を通じて、自殺予防や事後フォローを行っています。また、大分県弁護士会からの依頼を受けて「暮らしところの相談会」への相談員派遣、大分県警察本部からの依頼を受け「メンタルヘルス出前講習会」なども実施しています。
- 7 会員の職場での活動  
医療保健・教育・福祉等の幅広い分野において、会員はそれぞれの職場で心理臨床活動を実施し、その中で自殺予防・メンタルヘルス活動を行っています。また、社会福祉法人「大分いのちの電話」の活動のバックアップ、大分県こことからだの相談支援センター主催の「自死遺族のつどい」にも関わっています。

## 大分市社会福祉協議会

大分市社会福祉協議会では、住民の生活課題の解決に向け、福祉に関する各種相談支援や情報提供を行っています。また、高齢者・障がい者・児童・生活困窮等の分野を超えた問題や複合化した問題、制度の谷間に位置する問題等については、適宜、他部署・他機関や行政と連携し、情報を共有することで総合的な相談対応を行っています。

### 1 大分市自立生活支援センター

生活の心配ごと、お困りごとを抱えている方たちが、自立した生活を送れるようになるまで、それぞれの方のペースに合わせ、寄り添いながら支援します。

### 2 あんしんサポートセンター大分

日常生活を送るうえで判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、地域において自立した生活が送れるように必要なサービスの利用について支援します。

### 3 大分市成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用を支援します。

### 4 大分市障がい者相談支援センターさざんか

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように様々な相談を受け付けます。

### 5 小地域福祉ネットワーク活動事業

安心して暮らせる地域社会を作るために、この事業の実施主体である校（地）区社協と連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者など地域の中で何らかの支援を必要とする方を対象に、自治会長や民生委員・児童委員、地域住民等の参加・協力により、小地域（概ね自治会）ごとに支援体制（見守り合い、話し合い、助け合いのしくみ）をつくります。

### 6 参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

参加支援事業では、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行い、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に支援を届けます。

## 日本司法支援センター大分地方事務所

『法テラスは、あなたに寄り添う法律の総合案内所です』

### 1 情報提供（電話・メール・チャット）

オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、相談機関・団体等の相談窓口や法制度を電話ご案内します。どなたでも無料でご利用いただけます（通話通信料を除く）。

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

平日9時～21時、土曜日9時～17時（祝日・年末年始を除く）

外国語での対応をご希望の方

多言語情報提供サービス 0570-078377

平日9時～17時（祝日・年末年始を除く）

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、  
タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

DV、性被害、虐待など犯罪被害に遭われた方からのご相談

犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714

平日9時～21時 土曜日9時～17時（祝日・年末年始を除く）

### 2 無料法律相談（面談・電話）

弁護士・司法書士との法律相談が必要で、経済的に余裕がないなど一定の条件を満たす方には、無料法律相談をご案内します。電話による法律相談にも対応しています。事前予約が必要ですので、詳しくは法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）へお問い合わせください。オンライン予約も受付けています。

法テラス法律相談Web予約サービス

<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-oita/>

### 3 女性のための女性弁護士相談

大分市、大分県弁護士会と連携し、女性のための女性弁護士相談を実施しています。

### 4 街頭広報活動

「自殺予防週間」に合わせ、大分市保健所が実施する街頭広報活動に参加しています。困ったことがあれば、まずは法テラスへご連絡を！

法テラスへの連絡 電話 0570-078363

（平日9：00～21：00 土曜日9：00～17：00）

※電話料：固定電話からであれば全国一律3分8.5円（税別）

## 社会福祉法人 大分いのちの電話

「孤独に悩むとき、人生の危機に瀕したとき、生きる望みを失ったとき、一人で悩まずダイヤルしてください」

### 1 「いのちの電話」とは

- ・自殺防止を主たる目的とした、電話相談の市民活動です。
- ・日本いのちの電話連盟のもとに、全国に50のセンターがあります。
- ・相談する相手もなく、孤独でつらい思いをして生活している人、自殺を考えている人に、電話を通して、生きる力を取り戻して頂けるように寄り添うボランティア活動です。
- ・名前を名乗る必要がなく、秘密も守られます。
- ・電話相談員は所定の養成講座を修了し、認定を受けています。

### 2 「大分いのちの電話」の活動

#### (1) 電話による相談活動

- ・電話番号 097-536-4343
- ・365日、年中無休、24時間体制で受けています。いつでもどこからでも電話をかけることができます。
- ・大分いのちの電話は1986（昭和61）年に開局し、2026（令和8）年に40周年を迎えます。
- ・1年間に約9,000件の相談を受けています（その内の約1割が自殺に関する相談）。

#### (2) フリーダイヤル（無料）による相談活動

- ・電話番号 0120-783-556
- ・毎月10日と、毎日16時から21時まではフリーダイヤル（無料）による相談を受けています。
- ・日本いのちの電話連盟に参加している、全国50のいのちの電話が連携して行っています。

#### (3) 自殺対策講演会の開催

- ・大分県との共催で、毎年2回「大分県自殺対策講演会」を開催しており、県民市民の多くの方に参加していただいています。

#### (4) 電話相談員養成講座及びカウンセリング公開講座の開催

- ・毎年、4月から11月にかけて、35回実施しています。
- ・電話相談員を希望する方や、カウンセリングに関心のある方のために、「自己理解・他者理解」「人間関係の理解と実際」「カウンセリングの理論と実際」等の講座を開講しています。

#### (5) マスコミを通しての広報

- ・毎年、マスコミの取材を通して、いのちの電話の活動を紹介しています。

#### (6) 関係者による講演

- ・自殺予防をテーマとした講演や卓話を、諸団体の要請に応じて、法人関係者が出向いて行います。

## 大分公共職業安定所

### 1 相談体制の整備

#### (1) 経営や労働に関する相談支援

雇用不安や職場でのトラブル・各種ハラスメント等の個別労働相談に対して、労働局及び労働基準監督署に設置されている「総合労働相談コーナー」の利用を促します。雇用調整助成金の活用を通じて事業主を支援し、雇用の安定を図っています。

#### (2) 生活困窮者に対する相談支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関から紹介のあった生活困窮者に対して、専門の就職支援ナビゲーターによるきめ細やかな就業相談・紹介等の支援を行っています。

技能、資格等が不足しているために就職が困難となっている求職者に対しては、職業訓練によるスキルアップを通じて早期に再就職ができるよう、求職者支援制度を効果的に活用した支援を行っています。

求職活動されている方が、こころと体の健康状態の自己チェックができる「ストレスチェックシート」を配布し、心身の不調のサインに対する気づきを促し、関係機関への相談へつなげています。

### 2 社会的取組に係る連携体制の整備

#### (1) 関係機関や民間団体との連携体制の整備

毎月開催される「生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議」へ出席し、関係機関との情報共有や連携強化を図るとともに、支援プランを作成して生活困窮者の自立促進を図っています。

## 大分商工会議所

### ・無料相談の実施

当所経営指導員や外部専門家による無料相談会を実施しています（経営・金融・法律・労働・特許など）。特に、社会保険労務士による労働相談では、事業所における社会保険や就業規則、従業員に関するトラブルといった相談に応じるなど、管内中小・小規模事業者の良好な職場環境の整備や事業継続等を支援しています。

## 日本労働組合総連合会大分県連合会 中部地域協議会

- 1 各構成組織において、メンタルヘルス関係の相談への対応等を行っています。
- 2 各構成組織において、メンタルヘルス対策の情報提供を行っています。

## 大分労働基準監督署

管轄/大分市・別府市・杵築市・由布市・国東市・日出町・姫島村

## 1 第14次労働災害防止計画における取組

(1) 計画期間 2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5か年

(2) 目 標 2027（令和9）年度までに、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業者の割合を80%以上とする。

## (3) 実施計画

以下の指標把握のため、2023（令和5）年から2027（令和9）まで自主点検を実施する。

## ア アウトプット指標

労働者の健康確保対策の推進として、

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027（令和9）年までに80%以上とする。

【達成率 70% 集計母数 2614】

- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027（令和9）年までに50%以上とする。

【達成率 46% 集計母数 1877】

- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027（令和9）年までに80%以上とする。

【達成率 84% 集計母数 2614】

## イ アウトカム指標

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027（令和9）年までに50%未満とする。

## 2 過重労働による健康障害防止対策の取組

過重労働による健康障害防止を図るため、監督、個別指導、説明会等により周知徹底を図ります。

## 大分産業保健総合支援センター

### 1 研修

産業医、保健師・看護師、衛生管理者等を対象として、メンタルヘルスを含む産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。

※研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。

### 2 専門的相談

(1) 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。

(2) 事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

### 3 メンタルヘルス

(1) メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが、中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行っています。

(2) 管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育を実施しています。

### 4 セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

※提供するサービスは、全て無料です。ただし、医療機関、カウンセリング機関ではないので、診療やカウンセリング等はい行えません。

## 大分中央警察署・大分東警察署・大分南警察署

- 1 自殺に関する統計を行い、自殺要因の分析を行うとともに、各関係機関へ情報提供しています。
- 2 児童生徒が命の尊さを学べるよう、有害情報サイトに係る危険性を広報し、フィルタリングの有効性の認識を図り、普及推進活動を実施しています。
- 3 児童虐待やDV等の事案を認知した場合は、各機関と連携して、被害者の保護措置を徹底することにより、被害者に対する支援や自殺の予防に努めています。
- 4 「行方不明者発見活動に関する規則」に基づく自殺企図者等の特異行方不明者に対する適切な発見活動を実施しています。
- 5 認知した自殺企図者又はその家族等に対し、同意を得たうえで居住地を管轄する保健所に通報をしています。

## 大分県こころとからだの相談支援センター

身体、知的、精神に障がいのある方及びこころの健康や精神保健福祉に関する相談に応じ支援を行っています。障がい者手帳の交付や判定など、身体障害更生相談所、知的障害更生相談所及び精神保健福祉センターの業務を行っています。

2018（平成30）年3月に「大分県自殺対策推進センター」が大分県障害福祉課に設置されたことから、同課と連携をとりながら自殺対策に取り組んでいます。

### 1 相談体制の整備

悩みを抱える人だけでなく、その家族等が孤立せずにすむように予約・相談専用電話と傾聴を中心としたこころの相談電話を実施しています。

また、依存症相談、薬物相談、ひきこもり相談等の来所相談も行っています。

### 2 遺された人への支援

自死遺族の心理的及び社会的な回復を促すため、自死遺族の個別相談を行っています。また、「自死遺族のつどい」を開催し、遺族が安心して語り共に過ごすことのできる分かち合いの場を提供しています。

### 3 自殺対策を支える人材の育成

こころの健康問題に関する専門的知識の習得、対応能力向上のため、市町村保健福祉担当職員及び若者の相談に関わる教職員等に対して、自殺対策についての事例検討会及び研修を行っています。

### 4 自殺に関する正しい知識の普及と啓発

自殺や精神疾患に対する誤った先入観や偏見をなくし、正しい知識の普及や早期発見の啓発のため、うつ病や依存症等の精神疾患に関するリーフレット等を作成・配布しています。

### 5 地域における連携・ネットワークの強化

様々なこころの悩みに応じる相談機関による事例検証や相談技術の研修を通じて、包括的なネットワークを構築します。

アルコール、ギャンブル、薬物等の依存症者及びその家族について、早期に専門機関や自助グループの支援につなげるため、相談対応や家族学習会を開催しています。

## 大分県中央児童相談所

都道府県等が設置する児童問題の総合的な専門相談機関として、あらゆる専門的な相談に応じ、児童の健全育成、障がい児の療育などの支援を行っています。

また、必要に応じて児童の一時保護を行い、児童福祉施設への入所及び里親への委託を行っています。

## 大分市民生委員児童委員協議会

- 1 民生委員・児童委員として地域で活動  
それぞれの担当区域にお住まいの方々への声かけ、見守り、相談活動を行っています。
- 2 小学校・中学校との連携  
学校行事等に可能な限り出席し、子どもたちとの触れ合い、学校との情報の共有ができるよう努めています。心配事等が生じた場合は、児童委員と主任児童委員が連携し、対応を協議のうえ関係機関につないでいます。
- 3 行政主催の研修会等への参加  
ゲートキーパー養成研修会やこころの健康講演会に参加し、自殺対策の現状を学び、民生委員・児童委員としての資質の向上に努めています。

## 大分市自治会連合会

- 1 自治委員や民生委員・児童委員などと連携し、円滑な事業運営に協力しています。
- 2 地域住民や地元自治会などから寄せられた情報は、必要に応じて、関係機関へ情報提供を行っています。

## 大分市老人クラブ連合会

- 1 心の健康づくり  
(1) 老人クラブにおける心の健康づくりは、身体健康づくりも重要であるとの観点から、毎年秋に大分市老人クラブ連合会球技大会を開催しています。  
(2) 大分市内8地区老連でも、各種スポーツ大会及び各種健康教室等を開催しています。  
また、それぞれの単位老人クラブでも、健康講座やスポーツ大会などを行っています。
- 2 趣味と教養に関する事業  
(1) 大分市老人クラブ作品展をアートプラザで開催しています。  
(2) 各単位老人クラブ、各校区老連、各地区老連において、高齢者大学、趣味の教室や講習会などを開催し、会員の教養を深めています。  
(3) 年1回、市老連役員、女性委員会役員、校区会長合同の研修会を実施しています。  
(4) 市老連でシニア大学を開催しています。
- 3 自殺予防について  
(1) 会員や会員以外の高齢者へ対し、孤立・孤独を防ぐため、地域で開催される各種行事等への参加を呼びかけ、高齢者の心身の健康保持・増進に努めています。  
(2) 会員増強運動を展開し、老人クラブ組織の充実を目指しています。

## 各種相談窓口一覧

(2025 (令和7) 年2月現在)

| 分野別         | 相談内容                                       | 相談窓口                                    | 電話番号                                                                                                     | 受付時間                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こころ         | 心の健康に関する相談                                 | 大分市保健所                                  | 536-2852                                                                                                 | 8:30～17:15 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | こころの相談や精神保健福祉に関する相談(うつ、依存症、ひきこもり、自死遺族相談等)  | 大分県こころとからだの相談支援センター 予約・相談電話             | 541-6290                                                                                                 | 8:30～12:00<br>13:00～17:00 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                      |
|             | 誰かに話を聴いてもらいたいとき(不安や悩み、心配ごと)                | 大分いのちの電話                                | 536-4343                                                                                                 | 毎日24時間対応                                                                                                            |
|             | 生きる望みを失いそうなとき                              | フリーダイヤル『自殺予防いのちの電話』                     | 0120-783-556                                                                                             | 毎日16:00～21:00<br>毎月10日8:00～翌日8:00                                                                                   |
|             | 不安を感じたとき                                   | 大分県こころの相談／LGBT等相談                       | LINE ID: @913kaiae<br> | 毎週水曜日・金曜日19:00～22:00<br>※利用方法<br>二次元コードをスマートフォンで読み取るか、LINE ID [ @913kaiae ] を検索して「大分県公認心理師協会こころの相談」のアカウントを友達追加して相談。 |
|             | 精神科の救急医療に関する相談                             | 大分県精神科救急情報センター                          | 541-1179                                                                                                 | 17:00～翌日9:00 (月～金)<br>9:00～翌日9:00 (土日祝)                                                                             |
| 法律          | 借金、離婚、相続・遺言、虐待、DV、労働、その他法的トラブルを解決するための情報提供 | 法テラス (日本司法支援センター)                       | コールセンター<br>0570-078374                                                                                   | 9:00～21:00 (月～金)<br>9:00～17:00 (土)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                   |
| くらし         | 生活上の様々な問題とこころの相談                           | よりそいホットライン                              | 0120-279-338                                                                                             | 24時間対応                                                                                                              |
|             | 契約時のトラブルや悪質商法、多重債務等の消費生活に関する相談             | 大分市市民活動・消費生活センター (ライフパル)                | 534-6145                                                                                                 | 9:00～18:00 (火～金)<br>9:00～16:00 (土) ※祝日、年末年始を除く                                                                      |
|             | 配偶者等からの暴力に関する相談 (DV相談)                     | 大分市中央子ども家庭支援センター (大分市配偶者暴力相談支援センター)     | 537-5666                                                                                                 | 8:30～18:00 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | 配偶者 (パートナーや恋人) からの暴力 (DV) の悩み              | 配偶者暴力相談支援センター (アイネス)                    | #8008<br>(はれれば)                                                                                          | 9:00～16:30 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | 女性が抱えている悩み…夫婦関係、人間関係等 (DV含む)               | アイネス 女性総合相談                             | 534-8874                                                                                                 | 9:00～16:30 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | 男性が抱えている悩み…夫婦関係、人間関係等 (DV含む)               | アイネス 男性総合相談                             | 534-8614                                                                                                 | 9:00～16:30 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | 警察安全相談                                     | 大分県警察本部広報課 (総合相談窓口)                     | 534-9110<br>(短縮#9110)                                                                                    | 9:00～17:45 (月～金)<br>※夜間、土日祝日は、各警察署において対応                                                                            |
|             | 困りごとや悩みごと                                  | 大分市自立生活支援センター                           | 547-8319                                                                                                 | 9:00～17:30 (月～土)<br>※第2・4月曜日、祝日、年末年始を除く                                                                             |
|             | 女性のためのなんでも相談                               | 大分市男女共同参画センター (たびねす)                    | 574-5578                                                                                                 | 13:00～20:00 (火・木)<br>9:00～16:00 (月・金・土)<br>※相談曜日が祝日の場合9:00～16:00<br>※コンパルホール休館日を除く                                  |
|             | たびねすの男性相談                                  | 大分市男女共同参画センター (たびねす)                    | 電話相談<br>574-5630<br>面接予約<br>574-5577                                                                     | 17:00～19:50<br>電話相談 (第2・4火曜日)<br>面接相談 (第1・3火曜日)<br>※コンパルホール休館日・祝日を除く                                                |
| 仕事・職場       | メンタルヘルス対策支援 (産業保健スタッフ向け)                   | 独立行政法人労働者健康安全機構<br>大分産業保健総合支援センター       | 573-8070                                                                                                 | 9:00～17:00<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                           |
|             | 労働問題に関する相談                                 | 総合労働相談コーナー<br>(大分労働局雇用環境・均等室)           | 536-0110                                                                                                 | 9:00～17:00<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                           |
|             | 働くことに悩みを抱えている15歳～49歳の就労相談 (仕事・通学をしていない方対象) | おおいた地域若者サポートステーション                      | 533-2622                                                                                                 | 9:30～17:00 (月～金)<br>※土日、祝日、年末年始を除く                                                                                  |
|             |                                            |                                         |                                                                                                          |                                                                                                                     |
| 人権          | 人権問題全般                                     | みんなの人権110番 (最寄りの法務局)                    | 0570-003-110                                                                                             | 8:30～17:15 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
| 妊娠・出産       | 思いがけない妊娠・出産や子育ての悩み相談                       | おおいた妊娠ヘルプセンター                           | 0120-241-783<br>ninsin-783@sage.ocn.ne.jp                                                                | 11:30～19:00 (水～日)<br>※年末年始を除く                                                                                       |
| 子育て         | 子育てに関するあらゆる相談                              | いつでも子育てほっとライン                           | 0120-462-110                                                                                             | 24時間365日対応                                                                                                          |
|             | 子育てに関する悩み、相談、虐待に関すること                      | 大分市中央子ども家庭支援センター                        | 537-5688                                                                                                 | 8:30～18:00 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             |                                            | 大分市東部子ども家庭支援センター                        | 527-2140                                                                                                 | 8:30～17:15 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             |                                            | 大分市西部子ども家庭支援センター                        | 541-1440                                                                                                 | 8:30～17:15 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
| 子ども・青少年・高齢者 | いじめや不登校等の教育相談に関すること                        | 大分市教育センター 教育相談担当班                       | 533-7744                                                                                                 | 9:00～17:30 (月～金)<br>9:00～16:45 (土) ※祝日、年末年始を除く                                                                      |
|             | 障がいのあるこどもの就学や教育等の相談に関すること                  | 大分市教育センター 特別支援教育推進室                     | 529-6119                                                                                                 | 9:00～17:15 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | 不登校、引きこもりなど                                | おおいた子ども・若者総合相談センター<br>おおいたひきこもり地域支援センター | 総合受付 534-4650<br>相談ダイヤル<br>579-6177                                                                      | 9:30～17:30 (月～土)<br>相談ダイヤルは10:00～17:00<br>※祝日、年末年始を除く                                                               |
|             | いじめ・虐待・体罰などのこどもの人権に関すること                   | こどもの人権110番 (大分地方検察局)<br>「こども 人権相談」で検索   | 0120-007-110                                                                                             | 8:30～17:15 (月～金)<br>※祝日、年末年始を除く                                                                                     |
|             | いじめなどさまざまな不安や悩みごとに関する電話相談                  | 24時間子供SOSダイヤル                           | (なやみおう)<br>0120-0-78310                                                                                  | 毎日24時間対応                                                                                                            |
|             | いじめ等の悩みごとに関するメール相談                         | いじめ相談 (メール)<br>(大分県教育委員会学校安全・安心支援課)     | no-ijime@pref.oita.lg.jp                                                                                 | 毎日24時間受付                                                                                                            |
|             | 高齢者の生活全般に関する相談の受け付け、相談先のご案内                | 大分県高齢者総合相談センター                          | 558-7788                                                                                                 | 8:30～17:00 (火～日)<br>※平日の祝日、年末年始を除く                                                                                  |

※受付時間は休日等で変更される場合があります。

# 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日法律第八十五号)  
最終改正：平成二八年三月三〇日法律第一一〇号

## 第一章 総則（第一条—第十一条）

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

## 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

## 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背

景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### （国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### （国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### （自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### (名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれを不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### (法律上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告)

第十一条 政府、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

### 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

#### (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

#### (都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の

実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

#### (都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

#### (調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

#### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

#### (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及

び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生活等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### （医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾患についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### （自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### （自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### （自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### （民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 自殺総合対策会議等

#### （設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

#### （会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 妙

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

**（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）**

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

**（政令への委任）**

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一一号） 妙

**（施行期日）**

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月8日閣議決定

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ▶自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ▶自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ▶年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ▶新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ▶地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

## 第5 自殺対策の数値目標

- ▶誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

## 大分市民のこころといのちを守る条例

### (目的)

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、事業主、学校等及び市民の責務を明らかにするとともに、自殺対策に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、市民の意識の醸成を図りつつ、自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえつつ、市民一人ひとりがともに支えあう地域づくりを促進するなど、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態や地域の実情に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市、国、県、他の市町村、事業主、学校等、医療機関、市民、自殺対策に関係する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携や協力の下に実施されなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前条の規定による施策の策定及び実施に当たっては、施策が地域の実情に応じた効果的なものとなるよう配慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。

3 市は、市内の自殺問題に関する状況及び情報について分析し、関係機関等と連携して対応するよう努めるものとする。

4 市は、自殺対策の担い手である職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう配慮するものとする。

### (事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市又は関係機関等と連携しながら、その職場で働くすべての者が心身の健康を保持しながら職務に従事できるような職場環境づくりに努めるものとする。

### (学校等の責務)

第5条 学校等は、自殺に対する正しい理解を深め、市、保護者及び関係機関等と連携しながら、幼児、児童、生徒又は学生が命の尊さを理解し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等は、教職員等の職務の特性にかんがみ、教職員等が、心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう配慮するものとする。

### (市民の責務)

第6条 市民は、誰もが自殺問題の当事者となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが心身の健康の保持を図り、自殺対策に向けた取組を行うよう努めるものとする。

### (名誉、心情及び生活の平穏への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの親族等の名誉、心情及び生活の平穏に十分配慮しなければならない。

### (財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

### (市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺問題に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **（人材の確保等）**

第11条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、自殺対策推進のために活動する者が、心身の健康を保持しながら活動に従事することができるよう、必要に応じて適切な支援を行うものとする。

#### **（相談体制の整備）**

第12条 市は、市民の抱える経済的、社会的及び精神的な諸問題に適切に対応できるよう関係相談窓口の充実及び当該窓口間の連携を図る等相談体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### **（心の健康づくり）**

第13条 市は、職場、学校、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **（医療機関との連携）**

第14条 市は、心身の健康に支障を生じていることにより自殺をする危険性が高い者の早期対応に務めるとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備）**

第15条 市は、自殺対策推進の社会的な取組として、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺未遂者等に対する支援）**

第16条 市は、自殺未遂者及び自殺をほのめかす者が自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（周囲の人々に対する支援）**

第17条 市は、自殺又は自殺未遂により親族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の親族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（計画の策定等）**

第18条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定する

ものとする。

2 計画は、地域における自殺の実態や各世代の特徴に応じて、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）自殺対策に関する基本的な施策

（2）前号に掲げるもののほか、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市は、計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

4 市は、この条例の目的を効果的に達成するため、絶えず、計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

#### **（議会の評価等）**

第19条 議会は、自殺対策に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

#### **（委任）**

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定 推進検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 大分市民のこころといのちを守る条例（平成27年大分市条例第37号）第18条第1項の規定に基づく大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴くため、大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

## (参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、参画依頼又は任命の日から基準年度（令和5年度を基準年度とし、以降隔年度を基準年度とする。）の翌年度の末日までを1期間とする。  
2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。  
3 複数の期間につき、委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。  
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。  
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市保健所保健予防課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

## (参画依頼又は任命の期間の特例)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼又は任命される委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

## 附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

## 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画 策定推進検討委員会委員名簿

|            | 氏 名     | 職 名                              | 備考   |
|------------|---------|----------------------------------|------|
| 学識経験者      | 影 山 隆 之 | 大分県立看護科学大学 教授                    | 委員長  |
| 関係団体<br>代表 | 江 藤 郁   | 大分市社会福祉協議会 会長                    | 副委員長 |
|            | 関 太 啓   | 大分市連合医師会 大分市医師会事務局長              |      |
|            | 衛 藤 龍   | 大分県精神科病院協会 理事                    |      |
|            | 北 吉 直 子 | 大分県公認心理師協会 副会長                   |      |
|            | 竹 内 勝 政 | 大分県精神保健福祉士協会 事務局長                |      |
|            | 大 塚 浩   | 大分商工会議所 専務理事                     |      |
|            | 利 光 吉 広 | 日本労働組合総連合会大分県連合会中部地域協議会 議長       |      |
|            | 雲 和 子   | 大分いのちの電話 業務執行理事兼事務局長             |      |
|            | 得 丸 直 子 | 大分市民生委員児童委員協議会 会長                |      |
|            | 秦 正 行   | 大分市自治会連合会 理事                     |      |
|            | 牧 達 夫   | 大分市老人クラブ連合会 会長                   |      |
| 関係機関<br>代表 | 若 林 慎 二 | 大分産業保健総合支援センター 副所長               |      |
|            | 須 賀 陽 二 | 日本司法支援センター大分地方事務所<br>(法テラス大分) 所長 |      |
|            | 藤 澤 洋 史 | 大分公共職業安定所 (ハローワーク大分)<br>業務次長     |      |
|            | 阿 南 宏 幸 | 大分労働基準監督署 安全衛生課長                 |      |
|            | 土 山 幸之助 | 大分県こころとからだの相談支援センター<br>所長        |      |
|            | 嶋 岡 真 司 | 大分県中央児童相談所 城崎分室長                 |      |
|            | 庄 秀 幸   | 大分市立八幡小学校 校長                     |      |
|            | 安 藤 陽 子 | 大分市立植田南中学校 校長                    |      |
|            | 藤 田 直 弥 | 大分中央警察署 生活安全課長                   |      |
|            | 長 澤 嘉 厚 | 大分東警察署 生活安全課長                    |      |
| 市民代表       | 後 藤 謙 司 | 大分南警察署 生活安全課長                    |      |
|            | 淵 野 逸 子 | 一般公募委員                           |      |
| 市職員        | 太 田 正 子 | 一般公募委員                           |      |
|            | 高 田 隆 秀 | 大分市教育部長                          |      |
|            | 原 田 浩 司 | 大分市消防局長                          |      |
|            | 斉 藤 修 造 | 大分市福祉保健部長                        |      |

# 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内 検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 大分市民のこころといのちを守る条例（平成27年大分市条例第37号）第18条第1項の規定に基づく大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項を検討するため、大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の素案の作成に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) その他計画の策定等に関し市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉保健部長の職にある者を、副委員長は福祉事務所長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (作業部会)

第5条 第2条各号に掲げる事項に関し資料の作成等を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、保健予防課長の職にある者及び委員（福祉保健部長、福祉事務所長及び保健所長の職にある者を除く。）がその所属する課の職員のうちから指名した者を部会員として組織する。

3 作業部会に部会長を置き、保健予防課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

5 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。この場合において、部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ部会員のうちから指名する者がその職務を代理する。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市保健所保健予防課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月22日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 所属部            | 職 名           |
|----------------|---------------|
| 福祉保健部          | 福祉保健部長        |
|                | 福祉事務所長        |
|                | 保健所長          |
| 総務部            | 総務課長          |
| 企画部            | 企画課長          |
| 財務部            | 納税課長          |
| 市民部            | 生活安全・男女共同参画課長 |
|                | 国保年金課長        |
| 福祉保健部          | 長寿福祉課長        |
|                | 生活福祉課長        |
|                | 保健予防課長        |
|                | 健康課長          |
| 子どもすこやか部       | 子育て支援課長       |
| 環境部            | 環境対策課長        |
| 商工労政観光部        | 商工労政課長        |
|                | 創業経営支援課長      |
| 農林水産部          | 農政課長          |
| 土木建築部          | 住宅課長          |
| 都市計画部          | 都市計画課長        |
| 教育委員会教育部       | 学校教育課長        |
|                | 体育保健課長        |
|                | 大分市教育センター所長   |
| 消防局            | 総務課長          |
| 上下水道局<br>上下水道部 | 総務課長          |

## 計画策定に係る検討経過

| 年                   | 月日     | 会議等                      | 議 題                                                                                                              |
|---------------------|--------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2022<br>(令和4)<br>年度 | 1月16日  | 第2回<br>※1<br>庁内検討委員会     | ・「こころの健康についての大分市民意識調査」の内容について                                                                                    |
|                     | 2月28日  | 第2回<br>※2<br>策定推進検討委員会   | ・「こころの健康についての大分市民意識調査」の内容について                                                                                    |
| 2023<br>(令和5)<br>年度 | 5月25日  | 第1回<br>庁内検討委員会           | ・「こころの健康についての大分市民意識調査」の実施について                                                                                    |
|                     | 6月21日  | 第1回<br>策定推進検討委員会         | ・委嘱状交付<br>・大分市の自殺の現状（統計より）<br>・「こころの健康についての大分市民意識調査」の実施について                                                      |
|                     | 1月31日  | 第2回<br>庁内検討委員会           | ・第2期計画策定について<br>・「こころの健康についての大分市民意識調査」調査結果について                                                                   |
|                     | 2月16日  | 第2回<br>策定推進検討委員会         | ・第2期計画策定について<br>・「こころの健康についての大分市民意識調査」調査結果について                                                                   |
| 2024<br>(令和6)<br>年度 | 5月9日   | 第1回<br>庁内検討委員会<br>作業部会   | ・第2期計画策定について<br>・計画の素案（全体・施策の体系・目標値）について<br>・令和3～5年度の3年間の取組の評価とまとめ                                               |
|                     | 5月22日  | 第2回作業部会                  | 子ども・若者、女性部会                                                                                                      |
|                     | 6月4日   | 第3回作業部会                  | 高齢者、勤務問題、生活困窮者部会                                                                                                 |
|                     | 7月     | 第2回<br>庁内検討委員会<br>（書面開催） | ・計画の素案（施策の体系・目標値・評価指標・具体的な取組）について                                                                                |
|                     | 8月20日  | 第1回<br>策定推進検討委員会         | ・計画の素案（施策の体系・目標値・評価指標・具体的な取組）について<br>・令和3～5年度の3年間の取組の評価とまとめ<br>・推進体制を支える関係機関・関係団体の取組について<br>（令和4～5年度の2年間の取組のまとめ） |
|                     | 10月    | 第3回<br>庁内検討委員会<br>（書面開催） | ・計画の素案（具体的な取組）の修正について                                                                                            |
|                     | 10月23日 | 第2回<br>策定推進検討委員会         | ・計画の素案（具体的な取組）の修正について<br>・推進体制を支える関係機関・関係団体の取組について                                                               |
|                     | 12月11日 | パブリックコメント（～1月10日まで）      |                                                                                                                  |
|                     | 1月28日  | 第4回<br>庁内検討委員会           | ・パブリックコメント結果報告<br>・計画案（全体）修正について<br>・計画の推進について                                                                   |
|                     | 2月18日  | 第3回<br>策定推進検討委員会         | ・パブリックコメント結果報告<br>・計画案（全体）修正について<br>・計画の推進について                                                                   |
|                     | 3月6日   | 報告式                      | 計画案完了の市長報告                                                                                                       |

※1 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画庁内検討委員会

※2 大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画策定推進検討委員会

## 「こころの健康についての大分市民意識調査」 (2023（令和5）年実施分）について

### 〈調査の目的〉

大分市民のこころの健康や自殺に関する意識を把握し、延長計画の評価及び本計画の内容に反映するために実施しました。

### 〈調査の対象と方法〉

対象：住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民3,000人

方法：郵送による調査票の配布、郵送またはインターネットによる回収（無記名形式）

### 〈調査期間〉

2023（令和5）年7月1日～8月10日

### 〈配布数と回収状況〉

配 布 数：3,000件

回 収 数：1,313件（回収率43.8%）うち、インターネットによる回答214件

有効回答数：1,313件（有効回答率43.8%）

## こころの健康についての大分市民意識調査

回答にあたっては、問いにしたがって調査票に直接ご記入ください。  
ご記入は、鉛筆、ボールペン、万年筆のいずれでも結構です。

I はじめに、あなたのことについておたずねします。

問1. あなたの年齢はおいくつですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1. 20～24歳  | 2. 25～29歳  | 3. 30～34歳 |
| 4. 35～39歳  | 5. 40～44歳  | 6. 45～49歳 |
| 7. 50～54歳  | 8. 55～59歳  | 9. 60～64歳 |
| 10. 65～69歳 | 11. 70～74歳 | 12. 75歳以上 |

問2. あなたの性別について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問3. あなたにあてはまるものを選んでください。(あてはまるもの1つに○)

※「パートナー」とは、配偶者に準ずる方を指します。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 1. 配偶者・パートナーがいる      | 2. 配偶者・パートナーがいたことはない |
| 3. 配偶者・パートナーとは離別している |                      |
| 4. 配偶者・パートナーとは死別している |                      |
| 5. その他( )            |                      |

問4. あなたと同居している人は何人いますか。(あなた自身を含まない) (あてはまるもの1つに○)

- |       |       |       |         |
|-------|-------|-------|---------|
| 1. なし | 2. 1人 | 3. 2人 | 4. 3人以上 |
|-------|-------|-------|---------|

問5. あなたの主な職業等について教えてください。(あてはまるもの1つに○)

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 被雇用・勤め人(常勤)              | 2. 被雇用・勤め人(パート・アルバイト) |
| 3. 自営業・家族従事者                | 4. その他職業( )           |
| 5. 専業主婦(主夫)                 | 6. 学生                 |
| 7. 求職中                      | 8. 年金・雇用保険等生活者        |
| 9. 自分の病気や障がいのため無職           |                       |
| 10. 家族の病気や障がいのため無職          |                       |
| 11. その他(差し支えなければ状況をご記入ください) | ( )                   |

II あなたの健康と、毎日の生活についておたずねします。

問6. 現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○)

- |       |         |        |            |         |
|-------|---------|--------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. ぶつう | 4. あまりよくない | 5. よくない |
|-------|---------|--------|------------|---------|

問7. この1か月間、睡眠によって十分休養がとれましたか。(あてはまるもの1つに○)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 十分とれている   | 2. まあとれている    |
| 3. あまりとれていない | 4. まったくとれていない |

問8. 日常生活の中で、楽しみや生きがいとなるものがありますか。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問9. どのくらいの頻度でお酒を飲みますか。(あてはまるもの1つに○)

- |           |             |            |
|-----------|-------------|------------|
| 1. だいたい毎日 | 2. 週3～4回以上  | 3. 週1～2回以上 |
| 4. 週1回未満  | 5. まったく飲まない |            |

問10. あなたには、以下のような人はいますか。  
それぞれ項目であてはまるものに○をつけてください。

- |                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| ● ちょっとした用事を頼める人               | 1. いる | 2. いない |
| ● 自宅で2～3日暮込んだときに、看病や世話をしてくれる人 | 1. いる | 2. いない |
| ● 心配事や悩みを聞いてくれる人              | 1. いる | 2. いない |
| ● 心配事や困難な状況にある時、そばにいてくれる人     | 1. いる | 2. いない |
| ● あなたに気を配ったり、思いやってくれる人        | 1. いる | 2. いない |
| ● 気持ちが沈んだときに、元気づけてくれる人        | 1. いる | 2. いない |

### Ⅲ 悩みやストレスに関しておたずねします。

問11. 過去1か月の間に、日常生活で不満や悩み、苦労やストレスなどがありましたか。  
あてはまるものに1つ○をつけてください。

1. 大いにある
2. 多少ある
3. あまりない
4. まったくない

⇒ 問12にお進みください

問11-2. 前の問11で「1. 大いにある」「2. 多少ある」と答えた方にお聞きします。  
それは、どのようなことが原因ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 家庭問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 など）
2. 健康問題（自分の病気の悩み、身体の悩み など）
3. 経済生活問題（倒産、事業不振、負債、失業 など）
4. 勤務問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 など）
5. 交際問題（失恋、結婚をめぐる悩み、交際相手からの暴力 など）
6. 学校問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係 など）
7. その他（ ）

問11-3. そのとき、相談機関を利用しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 市役所、支所の各種相談窓口
2. 保健所、保健センター、健康支援室
3. 精神科医療機関
4. その他の医療機関（かかりつけ医など）
5. 県どこからだの相談支援センター
6. 社会福祉協議会（貸付等の生活福祉資金）
7. 自立生活支援センター（生活全般の支援）
8. テラス等の法律相談窓口
9. 子ども家庭支援センター、児童相談所
10. 配偶者等からの暴力に関する相談窓口
11. 教育機関（学校、教育センターなど）
12. 地域包括支援センター
13. 警察
14. 労働問題に関する相談窓口（労働局など）
15. ハローワーク（就労に関すること）
16. 商工会議所
17. いのちの電話
18. その他（ ）
19. どこにも相談しなかった

問12. 過去1か月の間に次のようなことがありましたか。あった場合は、どのくらいの頻度で  
ありましたか。それぞれの項目であてはまるものに1つ○をつけてください。

1. 神経過敏に感じましたか。  
ア) 全くない イ) 少しだけ ウ) ときどき エ) たいいてい オ) いつも
2. 絶望的だと感じましたか。  
ア) 全くない イ) 少しだけ ウ) ときどき エ) たいいてい オ) いつも
3. そわそわ、落ち着かなく感じましたか。  
ア) 全くない イ) 少しだけ ウ) ときどき エ) たいいてい オ) いつも
4. 気分が沈み込んで、何が起っても気が晴れないように感じましたか。  
ア) 全くない イ) 少しだけ ウ) ときどき エ) たいいてい オ) いつも
5. 何をするのも骨折りだと感じましたか。  
ア) 全くない イ) 少しだけ ウ) ときどき エ) たいいてい オ) いつも
6. 自分は価値のない人間だと感じましたか。  
ア) 全くない イ) 少しだけ ウ) ときどき エ) たいいてい オ) いつも

問13. 悩みをかえたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたり  
することにためらいを感じますか。以下の中であなたのお考えにもっとも近いものに  
1つ○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかというとそう思う
3. どちらかというとそう思わない
4. そうは思わない

⇒ 問14にお進みください

問13-2. 前の問13で「1. そう思う」「2. どちらかというとそう思う」と答えた方にお聞  
きます。それは、どのような理由からですか。あてはまるものすべてに○をつけ  
てください。

1. どこに、誰に相談したらよいかわからない
2. 自分で解決しようと思うから
3. 相談するほどのことではないと思う
4. 相談しても解決策があるとは思えないから
5. 周囲の目が気になるから
6. めんどくから
7. 近くに相談機関がないから
8. その他（ ）
9. 特に理由はない

問14. 悩みをかえたときやストレスを感じたときに、どのようにしていますか。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 悩みやストレスの内容の解決に積極的に取り組む
2. 周りの人や、そのことにくわしい人に相談する
3. 人と話をする
4. 自分の考え方を切り替えるようにする
5. 趣味や運動で気分転換する
6. お酒を飲む
7. じっと耐える
8. 何もしない、考えない
9. その他 ( )

問15. あなたが不満や悩み、苦労やストレスなどを相談する人は誰ですか。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 同居の家族 (家族)
2. 同居以外の親族
3. 友人
4. 職場の上司・同僚等
5. 近所の知り合い
6. 公的機関 (市役所、地域包括支援センターなど)
7. SNS での相談など見ず知らずの人
8. 電話やインターネットによる相談窓口
9. いない
10. 誰にも相談しない
11. その他 ( )

問16. あなたが相談機関に相談するとしたら、相談機関をどのような方法で調べますか。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 家族・友人・知人にきく
2. インターネット等で調べる
3. 市役所に問い合わせる
4. 調べる方法がわからない
5. その他 ( )

※問17にお答えいただく前に、以下をお読みください。

以下の症状は、「うつ病を疑うサイン」です。

○自分で感じる症状

気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、落ち着かない、好きなこともやりたくない、大事なことを忘れてしまう、人に会いたくない、物事を悪い方へ考える、決断ができない、自分を責める、死にたくなる

○周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増える

○身体に出る症状

眠れない、食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい

このような症状が2週間以上続く場合、うつ病の可能性があります。

問17. もしも上記の症状(うつ病を疑うサイン)が2週間以上続いたら、医療機関を受診しますか。  
あなたのお考えにもっとも近いものに1つ○をつけてください。

1. 受診しない
2. 精神科以外の医療機関 (かかりつけ医等) を受診する
3. 精神科などの専門の医療機関を受診する
- ⇒ 問18にお進みください

問17-2. 前の問17で「1. 受診しない」と答えた方にお聞きします。  
それは、どのような理由からですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 自然に治ると思う
2. 自分で解決できる
3. お金がかかる
4. 時間がかかる
5. 周囲の目が気になる
6. 病人扱いされそうで抵抗がある
7. 近くに医療機関がない
8. 仕事や家族の世話で忙しい
9. どこを受診すればよいかわからない
10. 医療機関では治せないと思う
11. 何となく
12. その他 ( )

#### IV 新型コロナウイルス感染症についておたずねします。

問18. あなたやあなたの家族の、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてお聞きます。  
あてはまるものに1つ○をつけてください。

1. 自分が感染した
2. 自分は感染しなかったが、家族が感染した
3. 自分も家族も感染した
4. 自分も家族も感染しなかった
5. 答えたくない

問19. 新型コロナウイルス感染症拡大によって、あなたの生活や心身の健康に影響がありましたか。あてはまるものに1つ○をつけてください。

1. とてもあった
  2. 少しあった
  3. あまりなかった
  4. まったくなかった
- } ⇒ 問20にお進みください

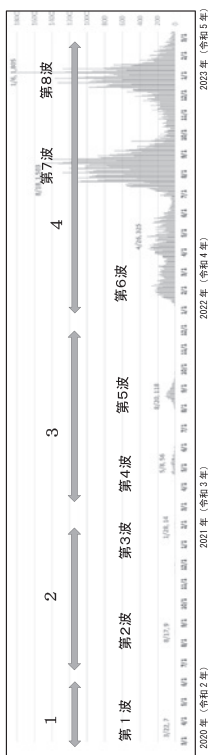
問19-2. 前の問19で「1. とてもあった」「2. 少しあった」と答えただけにお聞きます。  
それはどのようなことが原因ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 感染症そのもの（感染症への不安、疾患に関する疑問 など）
2. 生活習慣の変化に関すること（外出の制限、余暇の制限、運動習慣の減少 など）
3. 経済問題に関すること（収入減少、生活困窮、家計が苦しい、新たな借金 など）
4. 勤務問題に関すること（働き方の変化、解雇、休業、経営難 など）
5. 家庭問題に関すること（家庭内のストレス増加、DV、虐待、コロナ離婚 など）
6. 人間関係に関すること（友人・知人と過ごす時間の減少 など）
7. 学校問題に関すること（学習機会の減少、休校 など）
8. 「新型コロナウイルス感染症の感染に関すること」以外の健康問題に関すること（受診・通院自粛、手術の延期、体調がすぐれない など）
9. 感染症にまつわる差別や偏見
10. その他（ ）

問19-3. それほどの時期に影響を最も強く感じましたか。以下の中であてはまるものに1つ○をつけてください。

1. 2020年（令和2年）1～6月頃（国内発生、1回目の緊急事態宣言発令など）
2. 2020年（令和2年）7月～2021年（令和3年）2月頃（イベント中止または延期、無観客など）
3. 2021年（令和3年）3月～12月頃（デルタ株（変異株）の流行、東京オリンピック）
4. 2022年（令和4年）1月以降（オミクロン株の流行、with コロナ）
5. 新型コロナウイルス感染症が流行して以降ずっと
6. わからない

※ 次のグラフの中の数字は上の問19-3の選択肢「1～4」の時期を示しています。



問20. 新型コロナウイルス感染症拡大により、あなたがもともと楽しみにしていた趣味や娯楽等は、影響を受けましたか。あてはまるものに1つ○をつけてください。

1. まったく楽しむことができなくなった
2. 楽しむことが少なく、楽しめないことの方が多くなった
3. 楽しむことが多かったが、以前ほどは楽しめなくなった
4. 新型コロナウイルス感染症拡大に関係なく、楽しむことができた ⇒ 問21にお進みください

問20-2. 前の問20で「1. まったく楽しむことができなくなった」「2. 楽しむことが少なく、楽しめないことの方が多かった」「3. 楽しむことが多かったが、以前ほどは楽しめなくなった」とお答えした方にお聞きます。現在はいかがですか。  
あてはまるものに1つ○をつけてください。

1. 以前と同じように楽しめるようになった
2. 以前ほどではないが、だいが楽しめるようになった
3. 楽しむことは増えてきたが、そうでないことの方が多い
4. 楽しめていない状況は変わっていない

V 最後に、自殺についておたずねします

(答えるのを負担に感じる方は、質問にお答えいただくなくてもかまいません。)

問21. あなたは、自殺についてどのように思いますか。それぞれの項目について、あなたの考えにもっとも近いものに1つ○をつけてください。

(1) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(2) 自殺せずに生きていければ良いことがある。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(3) 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ち揺れ動いている。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(4) 責任を取って自殺することは仕方がない。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(5) 自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(6) 事情によっては、自殺という行為も許される。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(7) 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(8) 自殺は弱い人間のすることである。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

(9) 個人の問題だと思う。

1. そう思う
2. ややそう思う
3. ややそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問22. 以下の説明は、自殺に関する基礎知識です。(1)～(4)についてあてはまるものに1つ○をつけてください。

(1) 自殺後に振り返ってみると、自殺の前兆(サイン)を示していた人は多い。

1. 知っていた
2. 知らなかった

(2) 自殺をする人の多くは、同時に「できればもっと生きたい」と思っている。

1. 知っていた
2. 知らなかった

(3) 自殺未遂した人の多くは、「助かってよかった」と答える。

1. 知っていた
2. 知らなかった

(4) 自殺を考えている人の「死にたい気持ち」は、適切な支援によって変えられる。

1. 知っていた
2. 知らなかった

問23. もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、まずはどのように対応しますか。あなたのお考えに近いものに○をつけてください。

1. 相談に乗らない、もしくは話題を変える
2. 「死んではいけない」と説得する
3. 「つまらないことを考えるな」と叱る
4. 「がんばって生きよう」と励ます
5. 「死にたいくらいつらいんですね」と共感を示す
6. 「医師など専門家に相談したほうがいい」と提案する
7. ひたすら耳を傾けてきく
8. その人に代わって、自分が相談機関等に相談をする

※補足※

「身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応」としては、以下の対応が適切といわれています。

- ・「死にたいくらいつらいんですね」と共感を示す
- ・「医師など専門家に相談したほうがいい」と提案する
- ・ひたすら耳を傾けてきく
- ・その人に代わって、自分が相談機関等に相談する

問24. あなたはこれまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。  
あなたのお考えに近いものに1つ○をつけてください。

1. 自殺したいと思ったことがある
2. 自殺したいと思ったことがない
- ⇒ 設問 26へお進みください。

問25. 最近1年以内に自殺したいと考えたことがありますか。

1. ある
2. ない
- ⇒設問 26へお進みください。

問25-2. 前の問25で「1. ある」と答えた方にお聞きします。  
自殺したいと考えた理由には、新型コロナウイルス感染症が関連していますか。

1. はい
2. いいえ

問25-3. これまでに自殺したいと思ったとき、どのようにして乗り越えましたか。  
または、乗り越えようと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みをきいてもらった
2. 医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. できるだけ休養をとるようにした
5. 趣味や仕事など他のことで気をまぎらわせるように努めた
6. その他（                      ）
7. 特に何もなかった

問26. 大分市が行っている自殺対策事業の中でご存じのものがありませんか。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 市報おいたの特集記事
2. 大分市のホームページ
3. ゲートキーパー養成研修
4. 自殺予防週間や自殺対策強化月間におけるポスター掲示
5. 路線バスでの広報
6. 自殺対策講演会
7. こころの体温計
8. まちづくり出張教室（心の健康に関する講座）
9. 知っているものはない

問27. 自殺者減少のために重要だと思うことは何だと思いますか。  
あなたが特に重要だと思うものすべてに○をつけてください。

1. 学校での「いのちの教育」の充実
2. 職場での心の健康づくりの推進
3. 地域での「心の健康相談」など、気軽に相談できる場所（電話相談など）の充実
4. 内科や外科等のかかりつけ医のうつ病などに対する診療能力の向上
5. かかりつけ医・精神科医・相談機関などのネットワークづくり
6. 精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり
7. 勤務に関する支援（就労支援、リストラ問題、過重労働など）
8. 経済面での生活の相談・支援の充実
9. 孤立化しやすい人を見守るネットワークづくり
10. 自殺やうつ病などの心の健康に関する普及啓発
11. 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）の養成
12. 自殺未遂者の相談や支援
13. 自死遺族の相談や支援
14. その他（                      ）

最後に、「自殺対策」等について、お考えになっていることやご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

MEMO

## 第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画

令和7年3月

発行 大分市

編集 福祉保健部 保健予防課

〒870-8506 大分市荷揚町6番1号

電話 097-536-2852 FAX 097-532-3356

～ひとりで悩まず、誰かに話してみませんか～

- ◆こころの健康に関する相談
- ◆出張ゲートキーパー講座の申込み

大分市保健所保健予防課  
電話番号：０９７－５３６－２８５２  
受付時間：８：３０～１７：１５（月～金）  
※祝日、年末年始を除く

